

袖ヶ浦市介護保険運営協議会（平成29年度第4回）議事録

1 開催日時 平成29年11月15日（水） 午後3時00分開会

2 開催場所 市役所旧館3階大会議室

3 出席委員

会 長	立川 久雄	委 員	鍋川 早苗
副会長	在原 昌秀	委 員	竹元 悦子
委 員	高石 静江	委 員	室橋 敬
委 員	宮崎 和明	委 員	加曾利 正宏
委 員	高安 修藏	委 員	浅井 美喜
委 員	安藤 洋子	委 員	小倉 明美

(欠席委員)

委 員	犬丸 達也	委 員	石塚 浩一
委 員	山中 太郎		

4 出席職員

福祉部長	宮嶋 亮二	介護保険課 認定・給付班主査	鈴木 亮満
福祉部参事 (介護保険課長兼務)	森 博	高齢者支援課長	川口 秀
介護保険課副課長 (認定・給付班長兼務)	小幡 久美子	高齢者支援課副課長 (高齢者福祉班長兼務)	重田 克己
介護保険課 管理班長	吉田 彰	高齢者支援課 上席保健師 (地域包括支援班長兼務)	一色 弥生
介護保険課 管理班主査	北島 規与泰		

5 傍聴定員と傍聴人数

傍聴定員	5人	傍聴人数	1人
------	----	------	----

6 次第

(1) 議題

ア 袖ヶ浦市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画の素案について

イ 平成29年度指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの業務の委託について

ウ 地域密着型サービス事業所（定期巡回・随時対応型訪問介護看護）の整備支援について

エ 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）整備・運営事業者の公募結果について

オ その他

7 議 事

事務局	出席の報告をいただいております委員の皆様、全員お揃いですので、始めさせていただきます。 ただいまの出席委員は、12名でございます。 従いまして、袖ヶ浦市介護保険運営協議会規則第4条第2項の規定による定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。 これより、平成29年度第4回袖ヶ浦市介護保険運営協議会を始めさせていただきます。 本日、犬丸委員、山中委員、石塚委員が所用のため欠席との報告をいただいております。 次第により会議を進めてまいります。 立川会長、ご挨拶よろしくお願い申し上げます。
立川会長	あいさつ（略）
事務局	ありがとうございました。 それでは、早速、議事に入りたいと思います。 議事の進行につきましては、袖ヶ浦市介護保険運営協議会規則第4条の規定によりまして、会長が行うこととなっておりますので、立川会長にお願いしたいと思います。 それでは、立川会長よろしくお願いいたします。
立川会長	それでは、まず議事に入る前に、会議の公開及び傍聴について事務局から説明をお願いします。
事務局	本日の会議は公開でございます。なお、会議録につきましては、ホームページ及び市政情報室で公開してまいりますのでご了解ください。委員の皆様には、後日、議事録を送付させていただきます。以上でございます。
立川会長	皆様、会議の公開等については、よろしいでしょうか。 傍聴の方につきましては、配布いたしました要領の注意事項を遵守し、会議の円滑な運営にご協力をお願いいたします。それでは、議事に入らせていただきます。 本日の議題は、その他を含め5件でございます。 会議次第をご覧ください。 議題1は、「袖ヶ浦市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画の素案について」の説明を受け、ご意見をいただくものです。 議題2は、「平成29年度指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の委託について」の説明を受け、ご審議をいただくものです。 議題3は、「地域密着型サービス事業所（定期巡回・随時対応型訪問介護看護）の整備支援について」の説明を受け、ご審議をいただくものです。 議題4は、「介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）整備・運営事業者の公

	募結果について」の報告を受け、ご意見をいただくものです。 議題５は、「その他」といたしまして、委員の方々からのご意見を伺うものでございます。 では、議題ごとに事務局の説明後、質疑をお受けすることとします。 まず、議題１「袖ヶ浦市高齢者福祉計画・第７期介護保険事業計画の素案について」、事務局の説明を求めます。
事務局	【議題１に関する説明】
立川会長	質疑をお受けいたします。質疑はありませんか。 質疑ではなく、ご意見でも結構ですので、ありましたらお願いします。
高安委員	事業計画の策定にあたり、支援委託業者の株式会社ぎょうせいはどこまで関わっているのでしょうか。
事務局	アンケート調査の分析や、文書の表現など様々な支援をしていただいております。
高安委員	それは、一緒に関与しながら作ったものなのですか。それとも、一方的に業者が作ったものなのですか。
事務局	この素案を作り上げるまでには、株式会社ぎょうせいと複数回に渡り打合せを重ねながら作業を進め、そして、その内容を庁内の事業計画策定委員会において協議してまいりました。
高安委員	株式会社ぎょうせいに依頼することは良い事もあると思いますが、全てを頼ってしまって、中身が無いといったことでは困ってしまう。
事務局	株式会社ぎょうせいと打合せをしながら、本市に即した内容で実が伴うように計画の作成作業を進めてきました。
事務局	補足としまして、この中の構成や文書の表現を含めまして、本市の意向を伝えた中で、度々の修正をしてきました。特に課題分析等の内容を計画の中で、どのように集約するかを庁内会議や、本運営協議会でいただいた意見を踏まえて進めてきましたのでご承知おきください。
加曾利委員	説明の中で介護人材の定着とありましたが、７９ページの取組事業の内容としましては、千葉県等が実施する事業について、情報提供等を行うといったお話がありましたけども、現場からすれば介護人材の確保については喫緊の課題でありますので、情報提供のみならず、市の独自の施策を加えていただくと、より介護保険制度が充実して行きますので、ご検討いただければと思います。
事務局	介護人材の確保につきましては、これまで市では殆どやってきませんでした。ここに記載させていただきました千葉県の様々な活動につきまして、まずは情報提供等をしっかりやっていきたいと思っております。ただ、ご指摘いただきました部分で喫緊の課題であることは、私共も十分理解しておりますので、市としてどの様なことが出来るか、常に考えながら進めていきたいと思っておりますので、ご理解いただければと思います。

竹元委員	71 ページに、「3 自立や介護に配慮した住まい・まちづくりの推進」について、特に6 番の「新規」で考えているという、この課題については、お年寄りには車が無いと病院に行けない、色々もう少しお友達と関わりたくとも関われないことが多い。先月も、さつき台病院の担当の方達と話し合った時に、最終的に行き着くのが送迎してくれるところが無いというのが一番大変だと。だからといってそれを立ち上げてくれる人も中々いないから、今、街づくりの方で会議を設けているけれども、やはり送迎というものはすごく難しい。 やはり安全面、お金の面とか色々あると思うので、本当に十分考慮して、年金の少ない人でも利用できるような移動システムを作ってほしいと思います。よろしくお願いします。
事務局	竹元委員には日頃から平川地区のサポート等、実際の高齢者の移動支援ということでやっていただいております。感謝しております。高齢者支援課の施策として、検討してきましたが、計画を位置付けるまでには至ってなかったのですが、2025 年団塊の世代が75 歳を迎えるということで、高齢者の交通事故もあって免許返納という動きもある中で、これはやはり取り組んでいかなければならないと決意を新たに計画に入れさせていただきました。 なお、公共交通政策ということで、バス等の既存の交通手段ということになりますので、課題、ハードルは高いものと認識しています。例えばお話がありましたとおり、インフォーマルなサービスということで、そういった取り組みは以前ご質問いただいて、今後計画していきたいと思っておりますけれども、その他にも企画課が担当課として入っており、公共交通の検討と一緒に高齢者の支援も併せて、検討して32 年度最終年度には何らかの形で実施としていきたいという計画で進めさせていただこうしているところでございますので、ご理解いただけたらと思います。
高安委員	84 ページの2 番の避難行動要支援者・避難支援対策ですが、先日、市の災害対策コーディネーター養成講座に私も出させてもらったんですけども、福祉避難所の開設というのは各公民館5 つなわけなんです。 それに対して、介護の必要な人や医療の必要な人は最初から公民館に移動させるのが常識的だと思いますけど、長浦の人だったら、例えば長浦小学校に近い人は長浦小学校にいて、市長から福祉避難所を開設するという指示があつてから公民館へ行くだなんて、これはどうなっているのだと危機管理課へ問い合わせたら、課長は分かっているんですよ、それで高齢者支援課・介護保険課の班長達は分かっているけど、情報共有を良く出来ていないというところがあつて、本当に袖ヶ浦にそんな災害が来るのか分からないと思うけど、いつ来るかわからないので、名簿をきちっと作って、もしもの時に避難勧告が出た場合は、あなたは長浦公民館へ行くんですよ、平川公民館へ行くんですよという様な指示というのをきちんとしておいていただきたいと思うんですよ。小学校へ

	行って、それから公民館へ移動するなんて、とても出来ないような、当たり前の事さえ想像力が無いってことに驚いている。情報の共有が出来てないということで、これは大変なことだと思うので、名簿を作ってその情報を伝えていくということをお願いしたいと思います。 それと、「自治会等と協力し」と記載があるけど、今コーディネーターが50人位いるらしいので、そういう専門的な知識をもつ人を養成して、その人達が中心となって災害時はやるというようなことにした方が良いのではないかと、それを今後やっていただきたいということは、危機管理課の方にも言うておきました。
事務局	危機管理課長の方にも言うていただいたということでございますけれども、この場でご意見をいただきましたので改めて危機管理課の方とも私共連絡を取りまして、対応して参りたいと思いますのでご理解いただけたらと思います。
立川会長	それでは皆様の意見を参考にして事務局の方で計画の検討の方をよろしくお願いします。質疑がないようですので次に移らせていただきます。 次に、議題2「平成29年度指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの業務の委託について」、事務局の説明を求めます。
事務局	【議題2に関する説明】
立川会長	質疑をお受けいたします。質疑はありませんか。 質疑ではなく、ご意見でも結構ですので、ありましたらお願いします。
	質疑なし
立川会長	ないようですのでそれでは、平成29年度指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの業務の委託を認めることに賛成の方の挙手を求めます。
	全員賛成
立川会長	全員賛成です。 これにより、平成29年度指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの業務の委託については、承認されました。それでは、次の議題に移らせて頂きます。 次に、議題3「地域密着型サービス事業所（定期巡回・随時対応型訪問介護看護）の整備支援について」事務局の説明を求めます。
事務局	【議題3に関する説明】
立川会長	質疑をお受けいたします。質疑はありませんか。 質疑ではなく、ご意見でも結構ですので、ありましたらお願いします。
高安委員	意見ですけれども、議題（1）資料1-1の「重要課題2：在宅生活を支援するサービスの充実、安定した生活の場の確保」とありましたけど、袖ヶ浦には今まで箱モノの施設しかなくて、このような施設はなくて、前課長は一生懸命やっておられたということを記憶しておりますけれども、このような施設ができた場合は、やはり、造らせました・潰れましたといった事が無いように市の方

	もきちんと支援していただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたい。この事業を成功させるために必要なことだと思いますので、ぜひ支援していただきたい。
立川会長	何か事務局からありますか。
事務局	今回ですね念願の定期巡回を整備出来るということで我々の方も、ケアマネ事業所に対するPRですとか、あとは、市民の皆様方にもですね、様々な機会を捉え、PRしていきたいと思います。ありがとうございます。
立川会長	それでは、地域密着型サービス事業所（定期巡回・随時対応型訪問介護看護）の整備支援を認めることに賛成の方の挙手を求めます。
	全員賛成
立川会長	全員賛成です。 これにより、地域密着型サービス事業所（定期巡回・随時対応型訪問介護看護）の整備支援については、承認されました。 次に、議題4「介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）整備・運営事業者の公募結果について」、事務局の報告を求めます。
事務局	【議題4に関する報告】
立川会長	質疑をお受けいたします。質疑はありますか。 質疑ではなく、ご意見でも結構ですので、ありましたらお願いします。
	質疑なし
立川会長	ないようですので、次に移らせていただきます。 最後に、議題5「その他」ですが、委員の皆様から何かございますか。
	特になし
立川会長	ないようですので、事務局より何か報告等ございますか。
事務局	【次回の開催日程等について報告】
立川会長	ただいまの報告に対し、質問はございませんか。
	質問なし
立川会長	それでは、本日予定していた議案の審議は、全て終了いたしました。以上で、議長の任を解かせていただきます。議事進行にご協力をいただき、ありがとうございました。
事務局	立川会長、ありがとうございました。 それでは、以上をもちまして、本日の議題は、全て終了いたしましたので、平成29年度第4回袖ヶ浦市介護保険運営協議会を閉会いたします。 ご協力ありがとうございました。

平成２９年度第４回 袖ヶ浦市介護保険運営協議会

日 時 平成２９年１１月１５日（水）

午後３時００分

場 所 市役所旧館３階大会議室

次 第

１ 開 会

２ 会長あいさつ

３ 議題

- （１） 袖ヶ浦市高齢者福祉計画・第７期介護保険事業計画の素案について
【計画の素案を説明し、ご意見をいただくものです。】
- （２） 平成２９年度指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の委託
について
【新規の委託事業所との契約締結について説明し、ご審議をいただくものです。】
- （３） 地域密着型サービス事業所（定期巡回・随時対応型訪問介護看護）の整備
支援について
【地域密着型サービス事業所の整備支援について説明し、ご審議をいただくもの
です。】
- （４） 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）整備・運営事業者の公募結果
について
【特別養護老人ホームの公募結果について、ご報告するものです。】

（５） その他

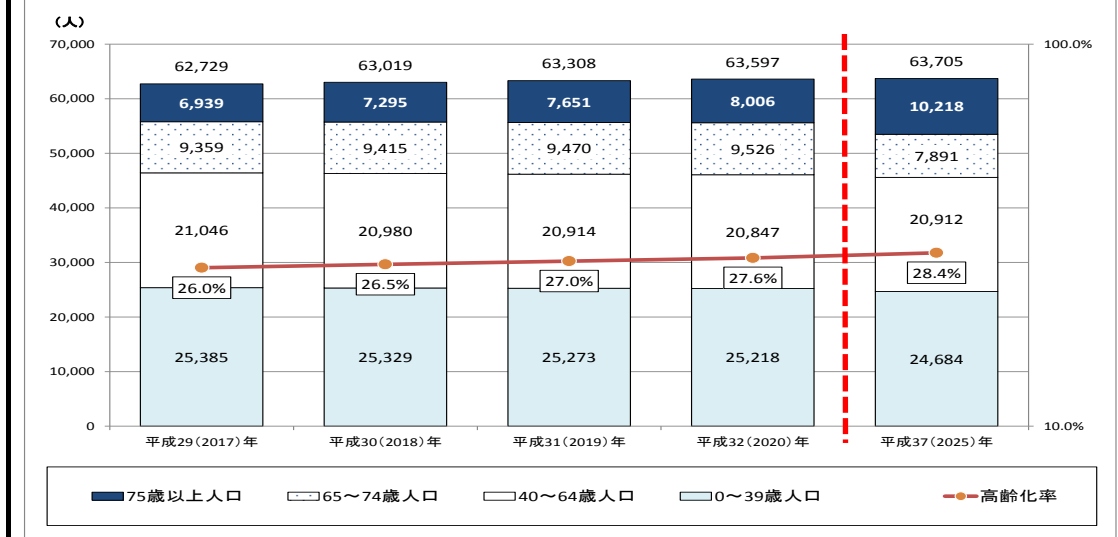
４ 閉 会

【袖ヶ浦市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画素案の概要】

計画の位置付

老人福祉法第20条の８に基づく「市町村老人福祉計画」及び介護保険法 第117条に基づく「介護保険事業計画」を一体的に策定したものであり、本市における高齢者保健福祉施策の総合的指針として位置づけます。

将来人口の推計



※袖ヶ浦市人口ビジョンに基づき、平成29年10月1日時点の住民基本台帳の人口状況等を考慮し、算出した推計人口

課 題

○高齢者、要介護者数等の推移動向、今後の施策二ス、第6期計画の実施状況、介護保険制度の改正等を踏まえ、第7期計画の重点課題を次のとおり整理します。

重点課題1: 高齢者の健康づくりと自立した生活への支援の充実

アンケート調査結果では、運動器や口腔、認知機能の低下リスクが比較的高い割合となりました。活力ある地域社会をつくるため、若い段階からの健康づくりや介護予防に取り組み、自立した期間をできるだけ延ばしていく必要があります。
なお、口腔機能、運動、栄養はそれぞれの機能、状態が密接に関連しており、それぞれを関連付け、介護予防に取り組んでいくことが必要です。

重点課題2: 在宅生活を支援するサービスの充実、安定した生活の場の確保

在宅介護実態調査では、日中及び夜間の排泄や、家事全般に関することなど、介護度が上がり、認知症自立度が下がるとともに、24時間介護を必要とする要介護者の割合が増えていくことが明らかになっています。今後も後期高齢者が増加していくことを踏まえると、在宅でも介護度が高い高齢者が増加していくことが見込まれることから、重度の要介護者、単身や夫婦のみの高齢者世帯及び認知症高齢者等が住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、定期巡回・随時対応型訪問介護看護や小規模多機能型居宅介護のほか、医療関係者と介護関係者の連携体制を強化して、医療ニーズにも対応できる看護小規模多機能型居宅介護等の整備を進め、適切に提供できる体制を整備していく必要があります。

また、介護老人福祉施設については、介護が必要な状態や認知症になると家族や近所に迷惑をかけたくないという思いから、施設への入所を希望する割合が高まることも踏まえ、安心して老後を送れる環境を今から整備しておくことは重要です。
さらに、家族等介護者に対する相談体制の強化や、介護知識の普及・介護技術の向上、精神面での支援等をおこない、介護者の負担軽減を図る取り組みを推進していく必要があります。

重点課題3: 高齢者の生きがいがづくり、活動の活性化

高齢者は身体機能の衰えとともに、家に閉じこもりがちになり、心身の機能低下を助長することとなります。アンケート調査結果からも、高齢になるほど地域活動への参加意欲は希薄になる傾向となっています。また、外出手段の確保が困難であるという声も多く、「暮らし続けたくない理由」として、「買い物が不便」であったり、「車がないと生活できない」といった交通の問題が挙げられるなど、介護予防、社会参加、QOLの向上といった面からも外出支援の充実は重要な要素と考えられます。
高齢者が安心して外出し、活躍の場を拡大していくため、外出支援の充実や就労・地域活動などへ参加できる仕組みづくりを進めるとともに、元気な高齢者が、地域活動や就労の場で新たな支え手・担い手として活躍することにより、生涯現役で活躍できる社会環境を整えていく必要があります。

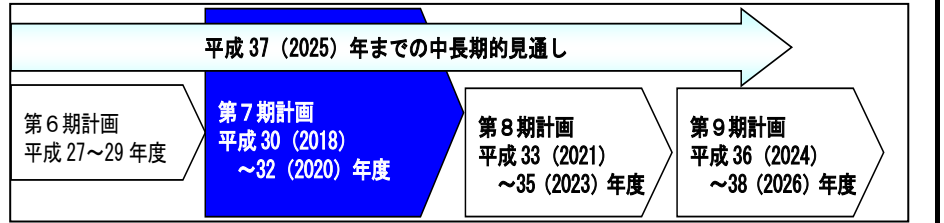
重点課題4: 地域で高齢者を見守り、支える体制の整備

高齢者が可能な限り住み慣れた地域や自宅で生活を続けていくためには、介護保険サービスだけでは限界があり、地域により高齢者を見守り支える、きめ細やかな支援が重要です。このため、行政のみならず市民・事業者、関係機関等がそれぞれの役割と連携のもとに協働して取り組み、地域包括ケアシステムを推進していく必要があります。
また、単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症高齢者等の支援を必要とする方が増えていくなかで、地域包括支援センターを中心とした相談体制の強化とあわせ、高齢者虐待防止、成年後見制度の活用、防犯・防災体制の強化、認知症に対する正しい理解の普及・啓発の推進等に取り組み、誰もが安心して住み続けることができる地域社会の実現を図っていく必要があります。
さらに、介護保険サービス、介護保険以外のサービスについて、民間事業者をはじめとした多様な主体による多様なサービスの創設、参入や人材育成への支援を通じて、地域で高齢者を見守り、支えていく体制の整備を図る必要があります。

計画の期間

《平成30年度～平成32年度》

介護保険事業計画は3年ごとに見直しを行うことになっており、今回策定する第7期介護保険事業計画の期間は平成30（2018）～32（2020）年度となります。
また、高齢者福祉計画も介護保険事業計画と一体的に策定するから、同様に3年間を計画期間と定めます。
なお、計画の策定にあたっては、団塊の世代が75歳以上となる平成37（2025）年を見据え、中長期的な視点から施策の展開を図ります。



基本理念

ふれあいとささえあい共にはぐくむ 高齢社会

基本目標と基本施策

基本目標1: 健康でいきいきとした暮らしの実現

- (1) 介護予防・重度化防止の推進
- (2) 多様な健康づくりの推進
- (3) 疾病予防の推進
- (4) 社会参加と生きがいがづくりの促進

基本目標2: 住み慣れた地域で安心して暮らせる環境の整備

- (1) 相談支援体制の充実と適切なケアマネジメントの推進
- (2) 在宅医療と介護の連携の推進
- (3) 自立や介護に配慮した住まい・まちづくりの推進
- (4) 家族介護者への支援の充実

基本目標3: 介護サービスの充実、福祉・介護人材の確保及び育成

- (1) 将来を見据えた介護サービスの充実
- (2) 生活支援サービスの充実
- (3) 福祉・介護人材の定着支援

基本目標4: 地域で支え合う仕組みづくりの推進

- (1) 互いに支え合う地域づくりの推進
- (2) 安全・安心な生活環境の確保

次期計画策定の視点

《地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律のポイント》

地域包括ケアシステムの深化・推進

- 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取り組みの推進
 - 全市町村が保険者機能を発揮し、自立支援・重度化防止に向けて取り組む仕組みの制度化
 - ・介護保険事業計画の策定にあたり、国から提供されたデータの分析の実施
 - ・介護保険事業計画に介護予防・介護給付費適正化等の取組内容及び目標を記載
 - ・介護保険事業計画に位置づけられた目標の達成状況についての公表及び報告
 - ・財政的インセンティブの付与（交付金の交付）の規定の整備
 - ・都道府県による市町村に対する支援（研修、情報提供等）の規定の整備
 - ・地域包括支援センターの機能強化（市町村による評価の義務づけ等）
 - ・市町村長から都道府県知事へ意見を申し出ることができる等、居宅サービス等事業者の指定に対する保険者の関与強化（小規模多機能等を普及させる観点からの指定拒否の仕組み等の導入）
 - ・国及び地方公共団体の認知症に関する施策の総合的な推進（認知症に関する知識の普及・啓発、認知症の人に応じたりハビリテーション及び認知症の人を介護する人の支援、その他認知症に関する施策の推進、認知症の人及びその家族の意向の尊重に努める等）
- 医療・介護の連携の推進等
 - 「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能とを兼ね備えた、新たな介護保険施設（介護医療院）の創設
 - 医療・介護の連携等に関し、都道府県による市町村に対する必要な情報の提供その他の支援の規定の整備
- 地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進等
 - 地域住民と行政等との協働による包括的支援体制づくり、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定の努力義務化
 - 高齢者と障害児者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉制度に新たに共生型サービスを位置づけ
 - その他、有料老人ホームの入居者保護のための施策の強化、障害者支援施設等を退所して介護保険施設等に入所した場合の保険者の見直し

介護保険制度の持続可能性の確保

- 現役世代並みの所得のある者の利用者負担割合の見直し
 - 現行2割負担者のうち、特に所得の高い層の負担割合の3割化
- 介護納付金における総報酬割の導入
 - 各医療保険者が納付する介護納付金（40～64歳の保険料）について、被用者保険間では『総報酬割』（報酬額に比例した負担）とする。

袖ヶ浦市高齢者福祉計画 第７期介護保険事業計画

平成３０年度～平成３２年度

【素案】

平成 年 月

袖ヶ浦市

《ご注意》

※「第５章 介護保険サービス見込み量と保険料の算出」については、現在算定作業中のため空欄です。

目 次

第1章	計画策定にあたって	1
第1節	計画策定の趣旨	1
第2節	計画の位置づけ	2
第3節	計画の期間	3
第4節	計画の策定体制	3
1	地域ケア会議、介護保険サービス事業者会議等	3
2	袖ヶ浦市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画策定委員会	3
3	袖ヶ浦市介護保険運営協議会	3
4	市民の参加	4
5	国や県、市町村相互間の調整	4
第5節	計画策定にあたっての基本的な視点	5
第2章	高齢者を取り巻く状況と課題	8
第1節	高齢者の現状	8
1	高齢化の状況と今後の見込み	8
2	高齢者世帯の状況	13
3	高齢者の就労状況	14
第2節	介護保険給付等の状況	15
1	要支援・要介護認定者数と認定率の推移	15
2	介護保険給付等の状況	17
第3節	第6期計画の高齢者福祉施策の取り組みと今後の課題	20
1	《基本目標1》介護予防の促進と健康寿命の延伸	20
2	《基本目標2》介護と医療の連携の推進	23
3	《基本目標3》高齢者の住まいの支援	24
4	《基本目標4》介護サービスの充実	25
5	《基本目標5》高齢者の生活支援の推進	31
第4節	アンケート調査結果からみる今後のニーズ等	35
1	アンケート調査の概要	35
2	アンケート調査結果の概要	37
第5節	第7期計画における重点課題	51
第3章	計画の基本理念と基本的方向	53
第1節	計画の基本理念	53
第2節	計画の基本目標と施策の体系	54
1	計画の基本目標	54
2	施策の体系	56
3	日常生活圏域の設定	57
第4章	施策の展開	59
第1節	健康でいきいきとした暮らしの実現	59
1	介護予防・重度化防止の推進	59

2	多様な健康づくりの推進	62
3	疾病予防の推進	63
4	社会参加と生きがいづくりの促進	65
第2節 住み慣れた地域で安心して暮らせる環境の整備		68
1	相談支援体制の充実と適切なケアマネジメントの推進	68
2	在宅医療と介護の連携の推進	70
3	自立や介護に配慮した住まい・まちづくりの推進	71
4	家族介護者への支援の充実	73
第3節 介護サービスの充実、福祉・介護人材の確保及び育成		75
1	将来を見据えた介護サービスの充実	75
2	生活支援サービスの充実	77
3	福祉・介護人材の定着支援	79
第4節 地域で支え合う仕組みづくりの推進		80
1	互いに支え合う地域づくりの推進	80
2	安全・安心な生活環境の確保	83
第5章 介護保険サービス見込み量と保険料の算出		86
第1節 第7期計画の推計及び目標		86
1	要支援・要介護認定者数の推計	86
2	介護サービス利用者（受給者）の推計	86
3	成果目標	86
第2節 介護保険サービス量の見込み		87
1	在宅介護（予防）サービス量の見込み	87
2	介護施設サービス量の見込み	101
3	地域密着型サービス量の見込み	102
4	介護施設サービス・地域密着型サービスの整備計画	106
第3節 介護保険事業費の見込み		107
1	介護サービス給付費（見込み額）	107
2	介護予防サービス給付費（見込み額）	108
第4節 保険料の算出		109
1	保険給付費の負担割合	109
2	地域支援事業費の負担割合	110
3	保険給付費等の見込み額	111
4	基準額に対する介護保険料の段階設定等	112
5	所得段階別被保険者数（第1号被保険者）	113
6	介護保険料基準額（月額）の算定方法	114
7	所得段階別介護保険料	115
8	低所得者の支援策	115
9	中長期的な推計	116
第6章 計画の推進体制		117
第1節 サービスの円滑な提供を図るための方策		117
1	介護給付実施体制の強化	117
2	地域包括支援センターの機能強化、地域ケア会議の推進	117
第2節 介護給付の適正化		118
1	要支援・要介護認定の適正化	118

2	ケアマネジメント等の適正化.....	118
3	事業所のサービス提供体制及び介護報酬請求の適正化	118
4	住宅改修等の点検.....	118
第3節 事業の達成状況の点検及び評価.....		119
1	袖ヶ浦市介護保険運営協議会.....	119
2	計画の達成状況の点検と評価及び公表	119
3	事務・事業評価と事業の見直し	119
資料編.....		120

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

内閣府の平成28年度版高齢社会白書によると、我が国の65歳以上の高齢者人口は、団塊の世代が65歳以上となった平成27年に3,392万人となり、団塊の世代が75歳以上となる平成37（2025）年には3,657万人に達すると見込まれています。その後も高齢者人口は増加を続け、平成54（2042）年に3,878万人でピークを迎え、その後は減少に転じると推計されています。

また、総人口が減少する中で高齢者が増加することにより、平成27年には26.6%であった総人口に占める高齢者の割合（高齢化率）は上昇を続け、平成47（2035）年には33.4%となり、国民の3人に1人が高齢者となると推計されており、医療や介護ニーズが増大する中で、現在の介護保険サービス水準で推移した場合、介護保険料、介護給付総額は共に上昇していくことが予測されています。

袖ヶ浦市においては、「ふれあいとささえあい 共にはぐくむ 高齢社会」を基本理念に、平成12年3月に第1期介護保険事業計画を策定し、その後、介護保険法の規定により、3年ごとに見直しを行い平成27年3月に高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画（以下「第6期計画」という。）を策定し、高齢者の保健福祉事業及び介護保険事業の推進に努めてきました。

本市における高齢者人口は、平成27年10月1日現在15,143人、高齢化率は24.9%と市民の4人に1人が高齢者となり、今後も、高齢化はさらに進行していくことが見込まれています。

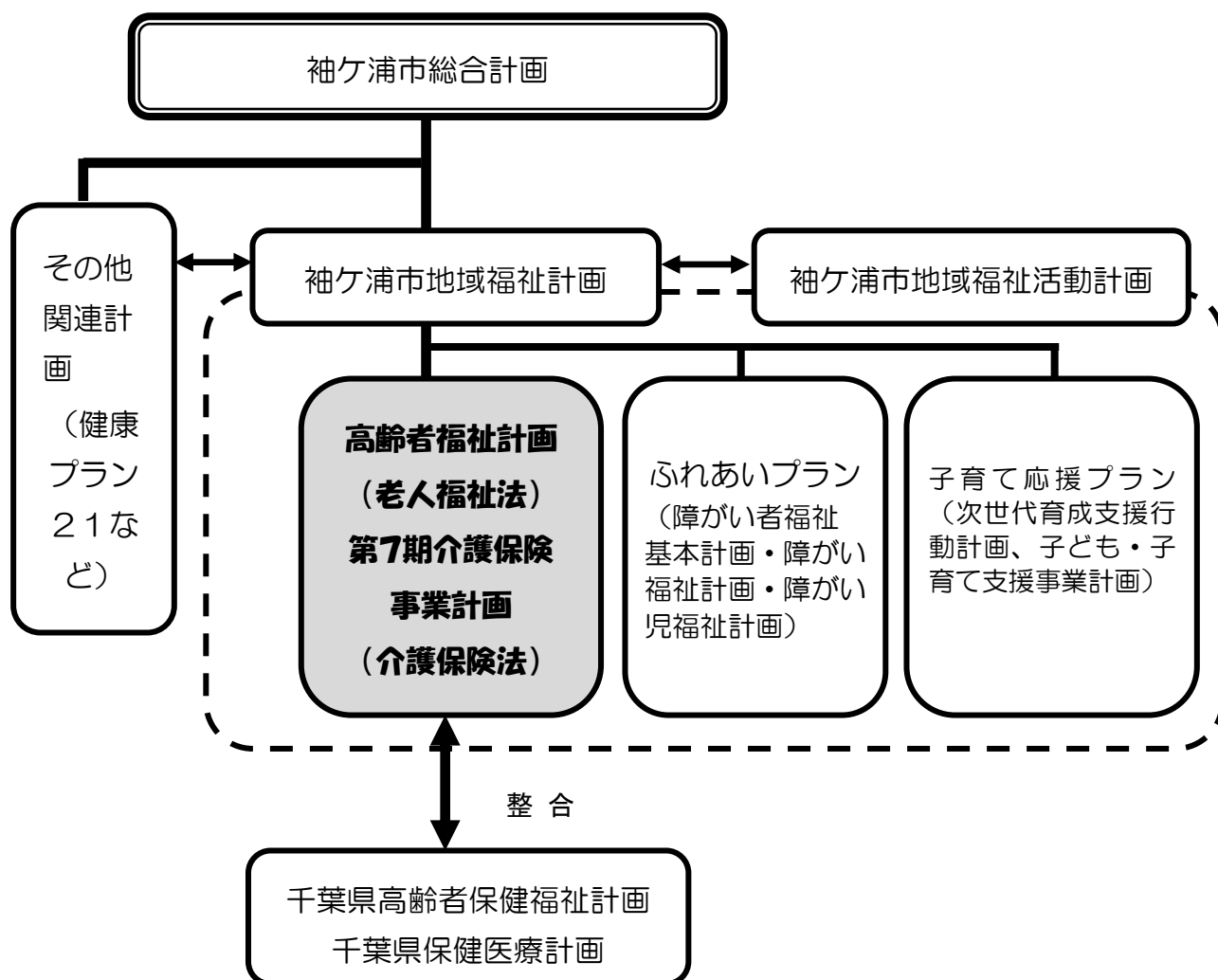
この度策定する袖ヶ浦市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画（以下「第7期計画」という。）は、団塊の世代が後期高齢期に入る平成37（2025）年を見据え、さらには、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる平成52（2040）年に向けて、国の介護保険事業に係る基本指針等を踏まえながら、第6期計画から続く地域包括ケアシステムの深化・推進を図るとともに、介護保険制度の改正に対応し、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるようにすることを目的とするものです。

第2節 計画の位置づけ

本計画は、老人福祉法第20条の8に基づく「市町村老人福祉計画」及び介護保険法第117条に基づく「介護保険事業計画」を一体的に策定したものであり、本市における高齢者保健福祉施策の総合的指針として位置づけるものです。

また、「袖ケ浦市総合計画」及び「袖ケ浦市地域福祉計画」を上位計画として、「袖ケ浦市障がい者福祉基本計画」及び「袖ケ浦市障がい福祉計画」等、他の関連する計画や千葉県が策定する「千葉県高齢者保健福祉計画」及び「千葉県保健医療計画」とも連携及び整合を図って策定するものです。

■計画の位置づけ■

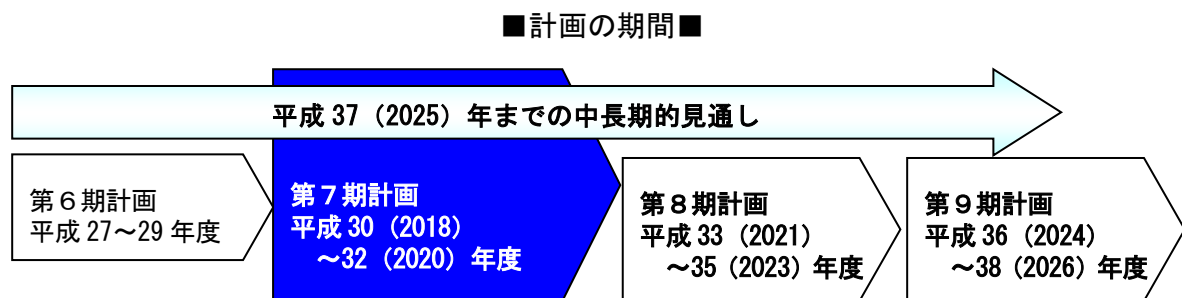


第3節 計画の期間

介護保険事業計画は3年ごとに見直しを行うこととなっており、今回策定する第7期介護保険事業計画の期間は平成30（2018）～32（2020）年度となります。

また、高齢者福祉計画も介護保険事業計画と一体的に策定することから、同様に3年間で計画期間と定めます。

なお、計画の策定にあたっては、団塊の世代が75歳以上となる平成37（2025）年を見据え、中長期的な視点から施策の展開を図ります。



第4節 計画の策定体制

1 地域ケア会議、介護保険サービス事業者会議等

地域課題の把握・共有や、介護保険及び保健・医療・福祉に係るそれぞれの立場からの意見を反映させるため、地域ケア会議、介護保険サービス事業者会議において意見聴取を行うとともに、介護保険サービス事業者へのヒアリングを行いました。

2 袖ヶ浦市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画策定委員会

庁内の関係各課で構成する「袖ヶ浦市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画策定委員会」において検討・協議を行いました。

また、高齢者福祉に係る取り組みについて、各関係部門と連携を図り計画を策定しました。

3 袖ヶ浦市介護保険運営協議会

介護保険被保険者、学識経験者、保健医療関係者、福祉関係者、介護サービス事業者、費用負担関係者で構成する「袖ヶ浦市介護保険運営協議会」において検討・協議を行いました。

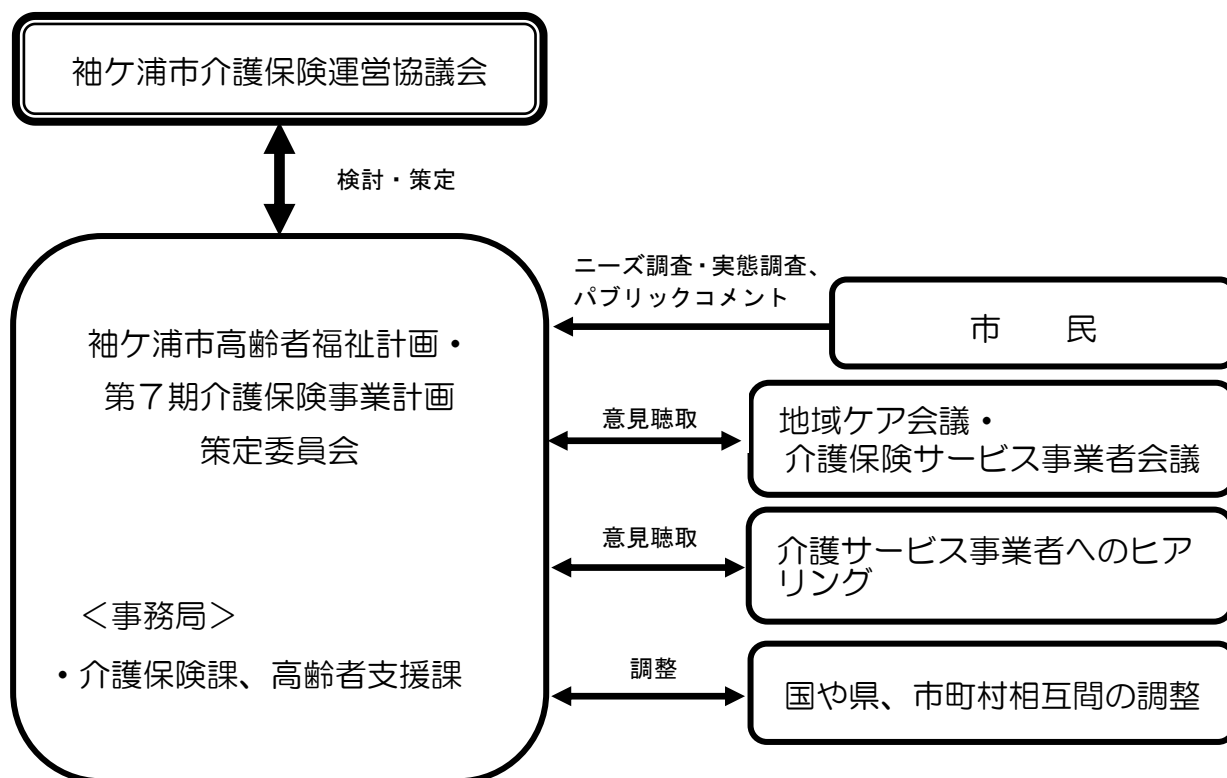
4 市民の参加

介護保険及び保健・医療・福祉サービスを利用している要介護者等をはじめ、被保険者である市民の意見を反映させるために、袖ケ浦市介護保険運営協議会の検討に加え、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、袖ケ浦市介護保険・高齢者福祉に関する調査、在宅介護実態調査及びパブリックコメント¹等を実施しました。

5 国や県、市町村相互間の調整

本計画は、「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」を踏まえるとともに、千葉県や関連自治体と調整した上で策定しました。

■ 計画の策定体制 ■



¹ パブリックコメント：

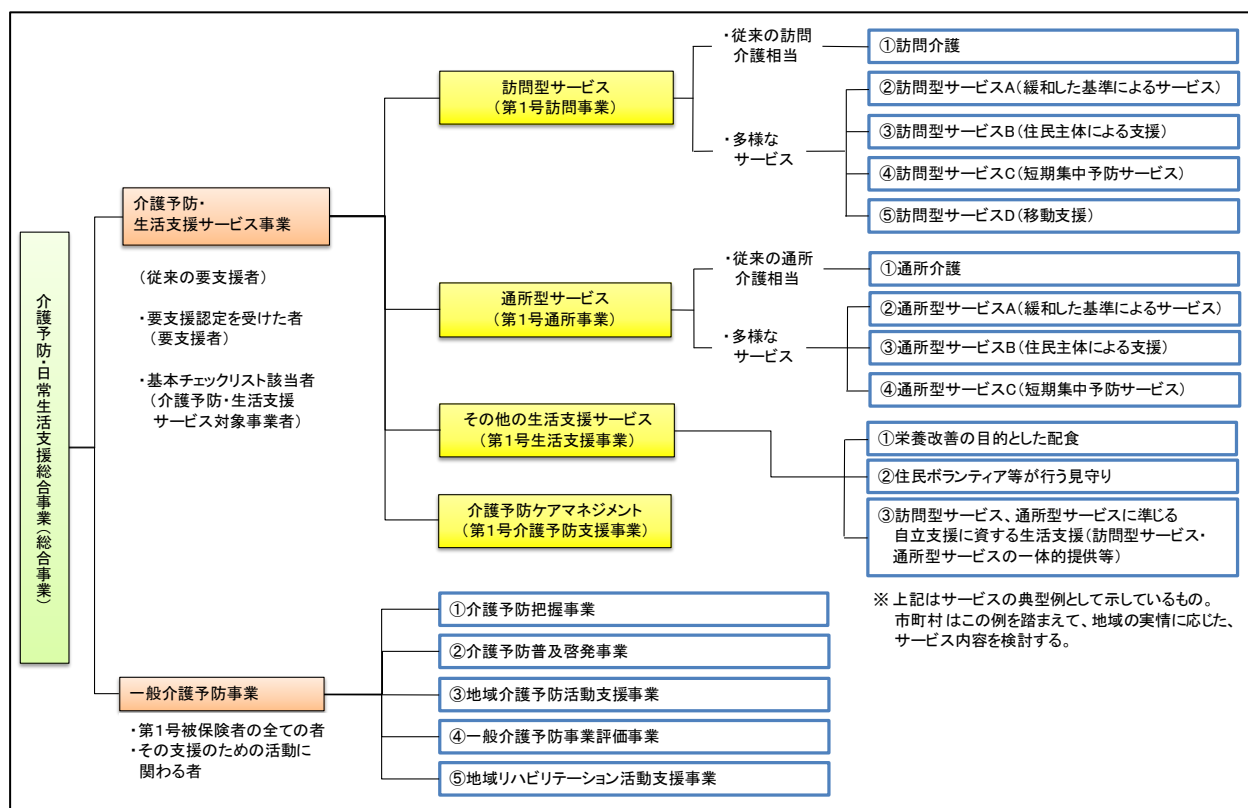
公的な機関が、制度等を制定するときに、広く公に意見、情報、改善案等を求める手続きのこと。

第5節 計画策定にあたっての基本的な視点

介護保険制度については、3年ごとに大きな見直しが行われています。第6期計画では、平成26年6月に成立した「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（医療・介護総合確保推進法）」に基づき、団塊の世代の高齢者が75歳以上となる平成37（2025）年に向けて、「医療」、「介護」、「予防」、「住まい」、「生活支援」を柱として高齢者の生活を支援していく「地域包括ケアシステム」の構築に取り組んできました。

また、要支援者等の高齢者の多様な生活支援のニーズに地域全体で応えていくため、予防給付の訪問介護及び通所介護については、全国一律の基準に基づくサービスから、地域の実情に応じて、市町村が効果的かつ効率的に実施することができる、介護予防・日常生活支援総合事業へと移行されました。本市では、平成28年3月から、予防給付からの組み換えによるサービスである現行相当のサービスの開始をもって、介護予防・日常生活支援総合事業に移行しました。また、新たに多様なサービスとして、資格や人員等の基準を緩和した訪問型サービスAを平成28年10月より開始し、平成29年4月からは、リハビリ専門職による訪問通所一体型サービスCを開始しました。

■【参考】介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の構成■



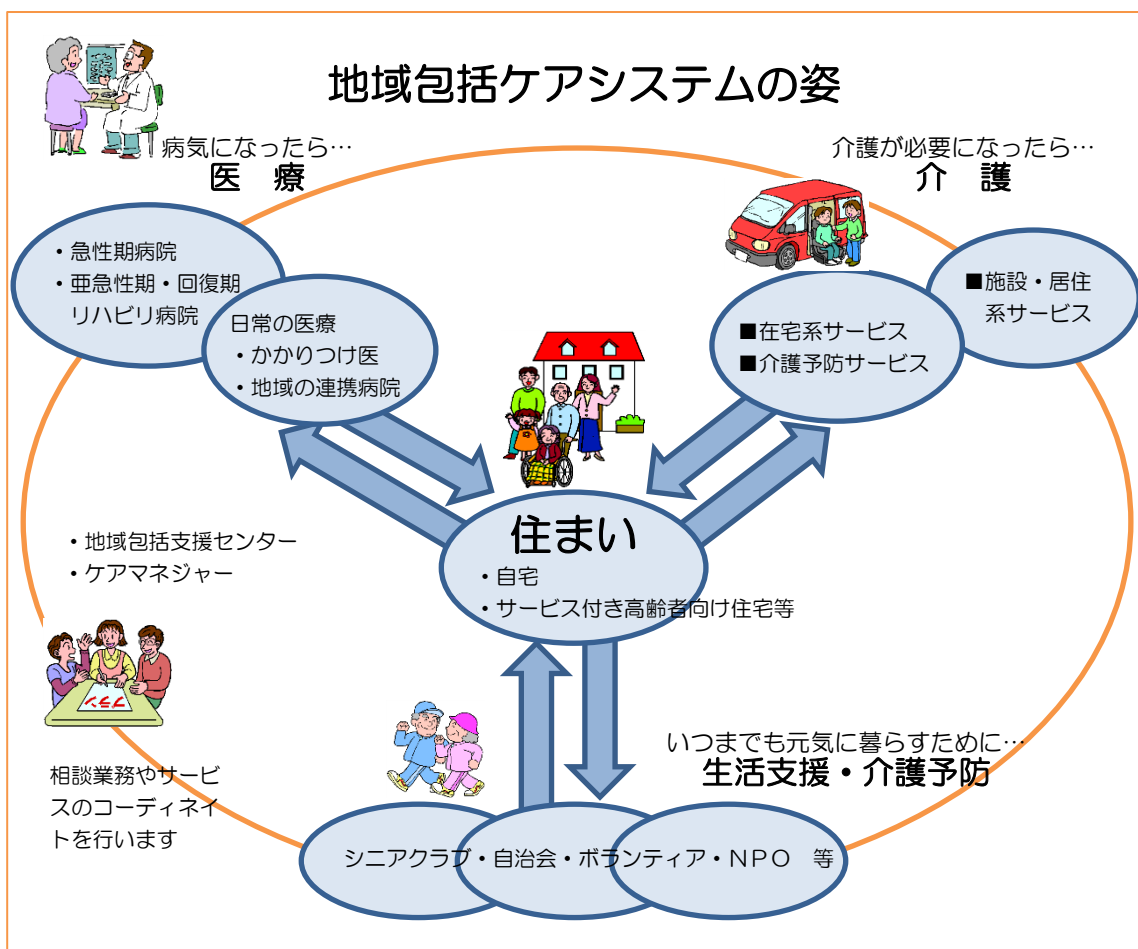
資料：厚生労働省「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン（概要）」を一部加工

今後は、既存のサービス提供事業者によるサービス提供だけではなく、市町村が地域住民と一体となって、地域の支え合いの体制づくりを推進し、高齢者の多様なニーズに応えることができるよう、地域の実情にあわせたサービスを開発・提供していくことが必要となります。

そして、袖ヶ浦市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画の策定に合わせて行われる今回の制度改正は、平成29年5月に成立した「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により、介護保険制度改正の大枠が示されています。

この改正では、「地域包括ケアシステムの深化・推進」と「介護保険制度の持続可能性の確保」を柱とし、自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進、介護医療院の新設、一定以上所得者の利用者負担3割化、新たな共生型サービスの創設等の制度改正がなされ、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、介護保険制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにすることが求められています。

第7期計画の策定にあたっては、これらを踏まえ行政のみならず、あらゆる住民が「我が事」として主体的に捉え、役割を持ち、地域の多様な主体と協働し、自分らしく生活できるコミュニティを育成する、「まちぐるみの支えあいのしくみづくり」としての地域包括ケアシステムの深化、推進に取り組んでいくものとします。



■地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律のポイント■

地域包括ケアシステムの深化・推進

1 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取り組みの推進

- 全市町村が保険者機能を発揮し、自立支援・重度化防止に向けて取り組む仕組みの制度化
 - ・介護保険事業計画の策定にあたり、国から提供されたデータの分析の実施
 - ・介護保険事業計画に介護予防・重度化防止、介護給付費適正化等の取組内容及び目標を記載
 - ・介護保険事業計画に位置づけられた目標の達成状況についての公表及び報告
 - ・財政的インセンティブの付与（交付金の交付）の規定の整備
 - ・都道府県による市町村に対する支援（研修、情報提供等）の規定の整備
 - ・地域包括支援センターの機能強化（市町村による評価の義務づけ等）
 - ・市町村長から都道府県知事へ意見を申し出ることができる等、居宅サービス等事業者の指定に対する保険者の関与強化（小規模多機能等を普及させる観点からの指定拒否の仕組み等の導入）
 - ・国及び地方公共団体の認知症に関する施策の総合的な推進（認知症に関する知識の普及・啓発、認知症の人に応じたりハビリテーション及び認知症の人を介護する人の支援、その他認知症に関する施策の推進、認知症の人及びその家族の意向の尊重に努める等）

2 医療・介護の連携の推進等

- 「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能とを兼ね備えた、新たな介護保険施設（介護医療院）の創設
- 医療・介護の連携等に関し、都道府県による市町村に対する必要な情報の提供その他の支援の規定の整備

3 地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進等

- 地域住民と行政等との協働による包括的支援体制づくり、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定の努力義務化
- 高齢者と障害児者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉制度に新たに共生型サービスを位置づけ
- その他、有料老人ホームの入居者保護のための施策の強化、障害者支援施設等を退所して介護保険施設等に入所した場合の保険者の見直し

介護保険制度の持続可能性の確保

4 現役世代並みの所得のある者の利用者負担割合の見直し

- 現行2割負担者のうち、特に所得の高い層の負担割合の3割化

5 介護納付金における総報酬割の導入

- 各医療保険者が納付する介護納付金（40～64歳の保険料）について、被用者保険間では『総報酬割』（報酬額に比例した負担）とする。

第2章 高齢者を取り巻く状況と課題

第1節 高齢者の現状

1 高齢化の状況と今後の見込み

(1) 人口及び高齢化率の推移

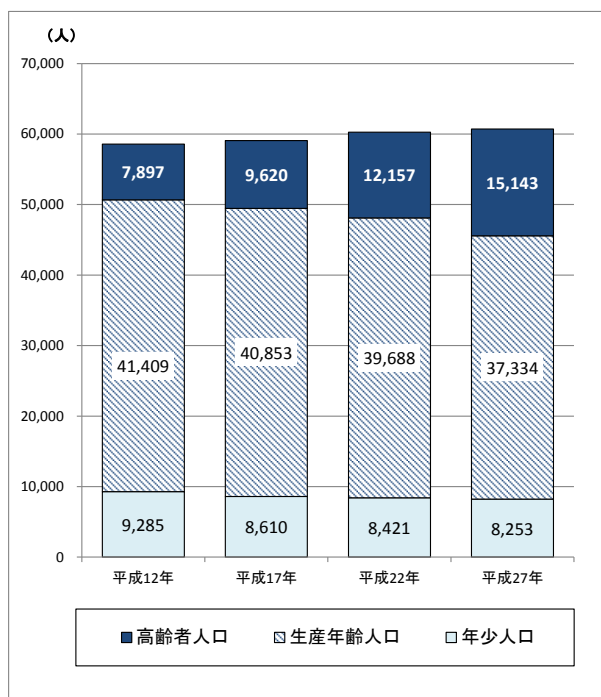
国勢調査に基づく平成27年10月1日現在の本市の総人口は60,952人で、平成12年以降の推移をみると、増加傾向で推移しています。

年齢3区分別人口では、年少人口（15歳未満）及び生産年齢人口（15歳～64歳）は一貫して減少傾向で推移している一方、高齢者人口（65歳以上）は増加傾向で推移しており、平成12年からの15年間で7,246人増加しています。

また、これらを構成比としてみると、年少人口の割合は平成12年以降徐々に低下しています。生産年齢人口の割合は平成12年には70.7%でしたが、平成17年に70%台を下回ると、平成22年以降は団塊の世代が高齢者人口の区分に移ったことを反映して低下の速度を速め、平成27年には61.5%と15年間で9.2ポイント低下しています。

一方、高齢者人口の割合は平成12年には13.5%であったものが、年々割合が上昇し、平成27年には24.9%となり、総人口の約1/4を占めている状況です。

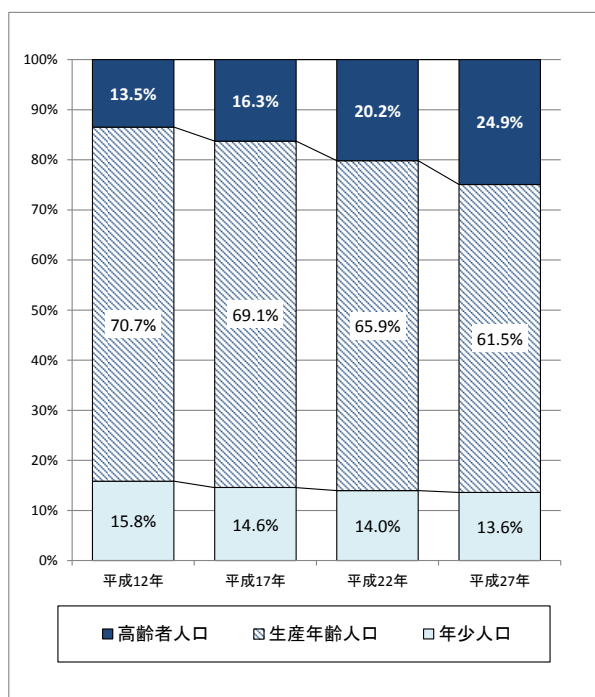
■人口の推移■



(注) 年齢不詳を除く。

資料：国勢調査（各年10月1日現在）

■年齢3区分別人口構成比の推移■



(注) 分母から年齢不詳を除いて算出

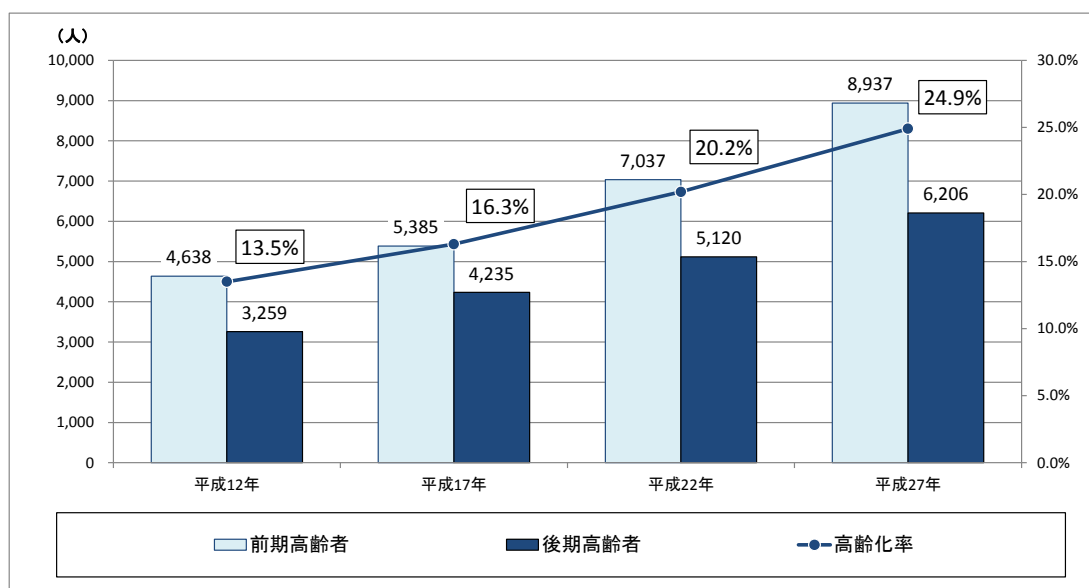
資料：国勢調査（各年10月1日現在）

年齢3区分人口のうち、高齢者人口を抜き出し、前期高齢者（65歳～74歳）と後期高齢者（75歳以上）の人口及び高齢化率の推移を図示すると、下図のようになります。

団塊の世代の高齢化に伴い高齢者数全体が押し上げられ、高齢化率も一貫して右肩上がりとなっています。

なお、高齢化率を全国及び千葉県の平均と比較すると、若干低い割合で推移しています。

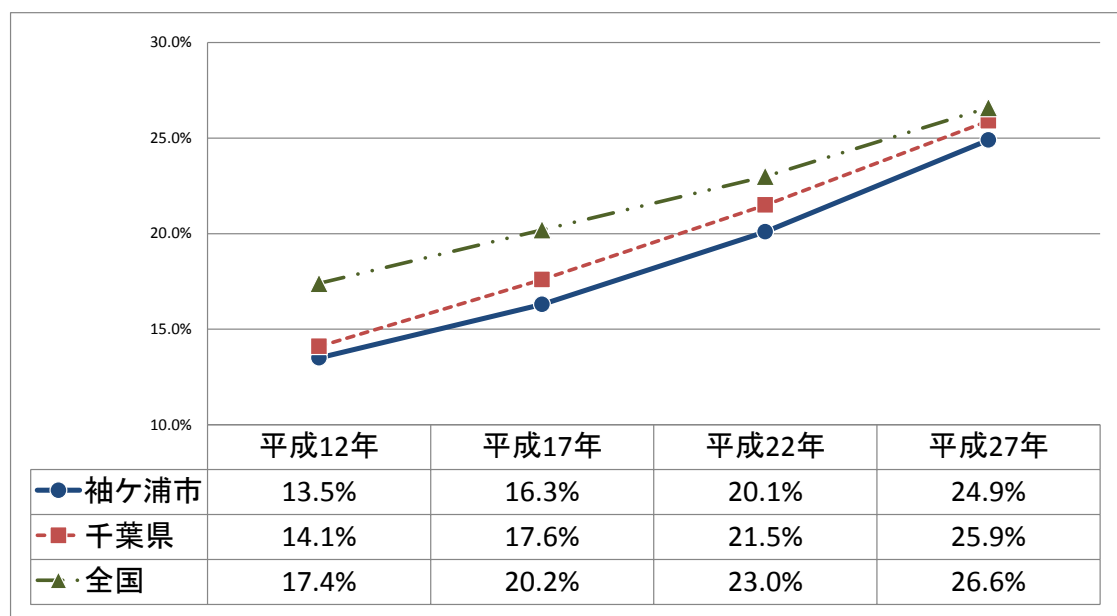
■高齢者人口と高齢化率の推移■



(注) 高齢化率は、分母から年齢不詳を除いて算出

資料：国勢調査（各年 10 月 1 日現在）

■高齢化率の推移の比較■



(注) 高齢化率は、分母から年齢不詳を除いて算出

資料：国勢調査（各年 10 月 1 日現在）

(2) 地区別の高齢化の状況

住民基本台帳による、市内居住地区別の高齢化の状況は次のとおりであり、このうち、高齢化率が最も高いのは平岡地区、次いで富岡地区、中川地区、根形地区となっており、市全体の高齢化率(26.0%)を下回っている長浦地区、昭和地区とに二分されています。

なお、地区別の高齢化率の推移をみると、すべての地区で高齢化率が上昇傾向で推移しています。

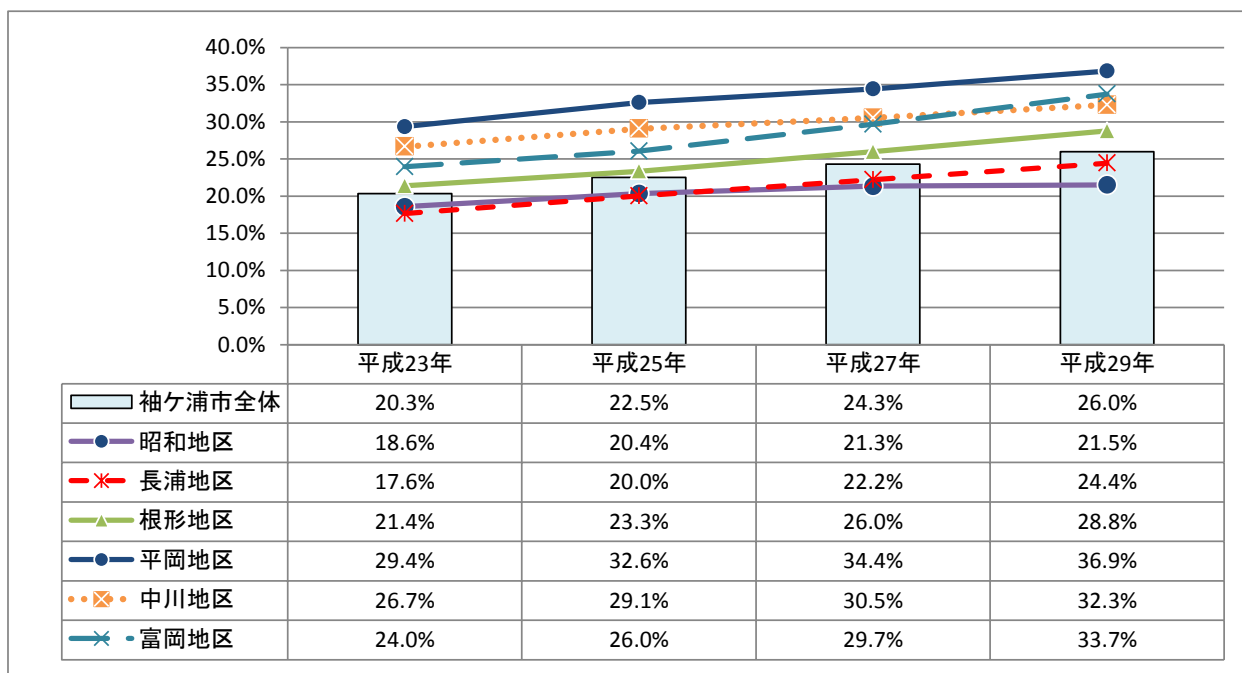
■地区別の年齢3区分人口及び高齢化率の状況■

《年少人口：15歳未満、生産年齢人口：15歳以上65歳未満、老年人口：65歳以上》（単位：人）

地 区	総 数	年少人口	生産年齢人口	老年人口	高齢化率
昭和地区	17,627	2,806	11,029	3,792	21.5%
長浦地区	27,344	3,831	16,833	6,680	24.4%
根形地区	5,975	671	3,585	1,719	28.8%
平岡地区	6,134	522	3,351	2,261	36.9%
中川地区	4,084	462	2,304	1,318	32.3%
富岡地区	1,565	137	900	528	33.7%
袖ヶ浦市全体	62,729	8,429	38,002	16,298	26.0%

資料：住民基本台帳（平成29年10月1日現在）

■地区別の高齢化率の推移■



資料：住民基本台帳（平成29年10月1日現在）

地区別の要支援・要介護認定者数では、長浦地区751人、昭和地区515人、平岡地区374人、根形地区221人、中川地区201人、富岡地区61人の順になっています。

要支援・要介護認定者数の65歳以上の高齢者数に対する割合では、平岡地区16.5%、中川地区15.2%、昭和地区13.5%、根形地区12.8%、富岡地区11.5%、長浦地区11.2%となっています。

■地区別の要支援・要介護認定者数■

(単位：人)

	昭和地区	長浦地区	根形地区	平岡地区	中川地区	富岡地区	計
要支援 1	76	101	29	37	24	11	278
要支援 2	61	110	25	46	31	7	280
小 計	137	211	54	83	55	18	558
要介護 1	115	169	44	74	37	10	449
要介護 2	80	115	36	41	39	12	323
要介護 3	66	110	33	62	25	7	303
要介護 4	65	92	37	69	28	9	300
要介護 5	52	54	17	45	17	5	190
小 計	378	540	167	291	146	43	1,565
合 計	515	751	221	374	201	61	2,123
65 歳以上人口	3,792	6,680	1,719	2,261	1,318	528	16,298
割 合	13.5%	11.2%	12.8%	16.5%	15.2%	11.5%	13.0%

(注)「割合」は、65歳以上に占める割合

市外居住者(住所地特例者)は除く。

資料：袖ヶ浦市介護保険課調べ(平成29年10月1日現在)

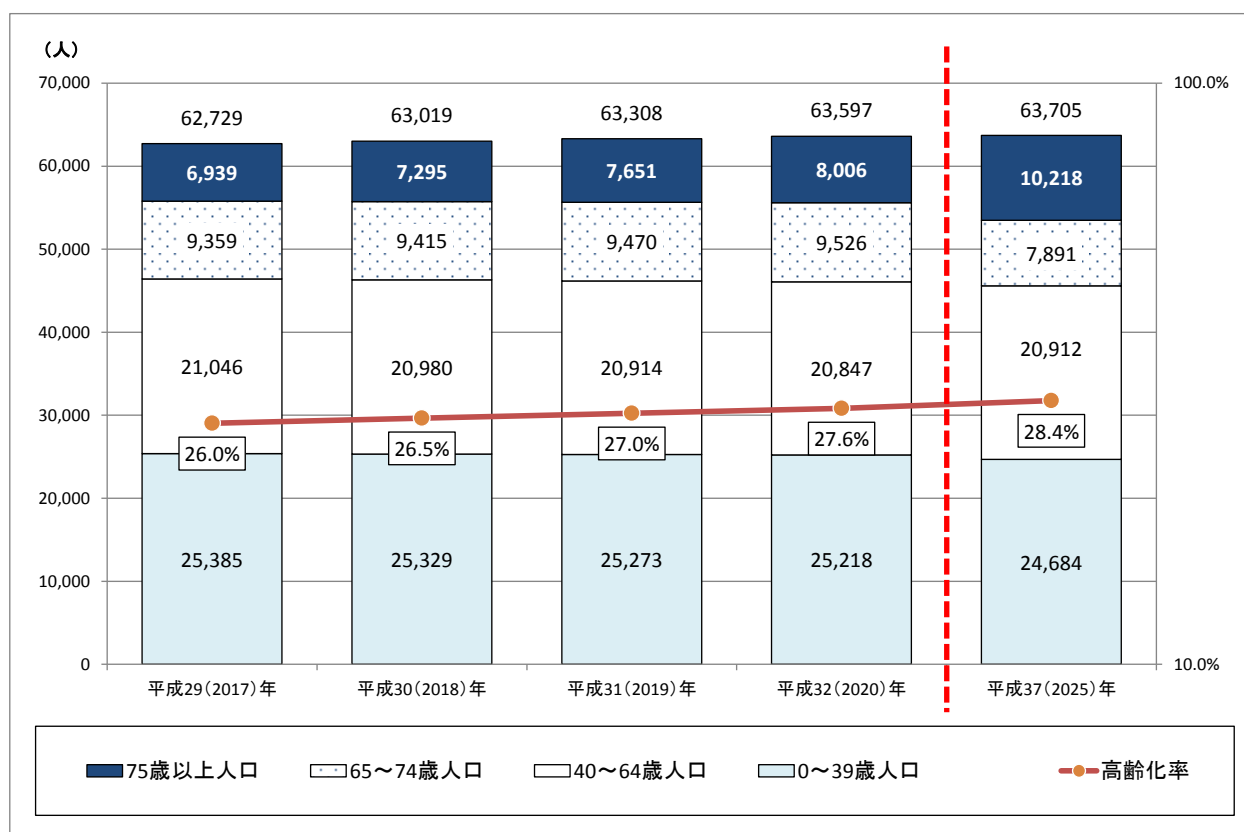
(3) 高齢者人口の推計

袖ヶ浦市人口ビジョンに基づき、平成29年10月1日時点の住民基本台帳の人口状況等を考慮して算出した推計人口によると、本市の総人口は平成32(2020)年には63,597人、また、団塊の世代が75歳以上となる平成37(2025)年には、63,705人となる見込みです。そのうち65歳以上の高齢者数(第1号被保険者)では、平成29年に16,298人(高齢化率:26.0%)であったものが、平成32年には17,532人(高齢化率:27.6%)、平成37年には18,109人(高齢化率:28.4%)になると見込まれます。

高齢者人口を前期高齢者と後期高齢者に分けてみると、前期高齢者は、平成29年の9,359人に対して平成32年には167人増加し(増加率:1.8%)、9,526人になると見込まれ、その後減少する推計となっています。

また、後期高齢者は、平成29年の6,939人に対して平成32年には1,067人増加し(増加率:15.4%)、8,006人となり、さらに、団塊の世代が後期高齢期に入る平成37年には、1万人を超え、後期高齢者数が前期高齢者数を上回る見込みです。

■将来人口の推計■



資料：袖ヶ浦市人口ビジョンに基づき、平成29年10月1日時点の住民基本台帳の人口状況等を考慮し、算出した推計人口

2 高齢者世帯の状況

国勢調査によると、本市の一般世帯は、増加傾向で推移しています。また、高齢者のいる世帯も増加しており、このうち、高齢単身世帯はこの15年間で約3.1倍に、高齢夫婦世帯は約2.8倍に増加しています。この結果、平成27年には、全一般世帯の42.1%、約2.4世帯に1世帯が高齢者のいる世帯となっており、この傾向はさらに強まっていくものと考えられます。

なお、千葉県及び全国の平均と比較すると、高齢者のいる世帯の割合は上回っているものの、高齢者単身世帯の割合はそれぞれ2.1ポイント、3.3ポイント下回っています。

■一般世帯数と高齢者のいる世帯数の推移■

(単位：世帯)

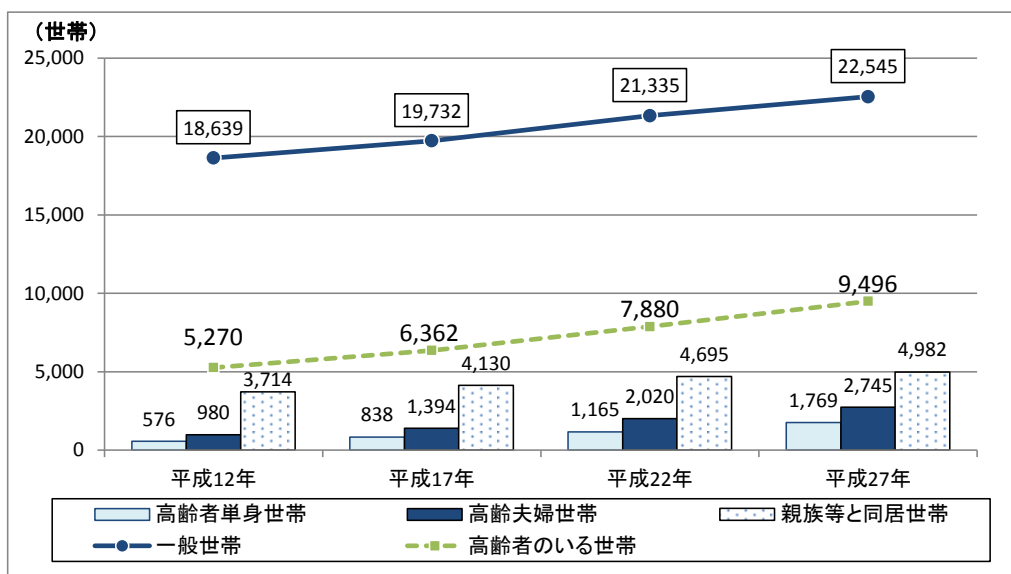
	袖ケ浦市				千葉県	全国(千世帯)
	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成27年	平成27年
一般世帯(A)	18,639	19,732	21,335	22,545	2,604,839	53,332
高齢者のいる世帯(B)	5,270	6,362	7,880	9,496	1,028,003	21,713
比率 B/A	28.3%	32.2%	36.9%	42.1%	39.5%	40.7%
高齢者単身世帯(C)	576	838	1,165	1,769	258,253	5,928
比率 C/A	3.1%	4.2%	5.5%	7.8%	9.9%	11.1%
高齢夫婦世帯数(D)	980	1,394	2,020	2,745	309,018	6,079
比率 D/A	5.3%	7.1%	9.5%	12.2%	11.9%	11.4%
親族等と同居世帯(E)	3,714	4,130	4,695	4,982	460,732	9,706
比率 E/A	19.9%	20.9%	22.0%	22.1%	17.7%	18.2%

(注) 一般世帯(A)は総世帯のうち、施設の入所者や病院等の入院者等を除いた世帯数

高齢夫婦世帯(D)は、夫65歳以上妻60歳以上の1組の一般世帯数

資料：国勢調査（各年10月1日現在）

■一般世帯数と高齢者のいる世帯数の推移■



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

3 高齢者の就労状況

国勢調査によると、前述のとおり、本市の高齢者人口は、平成12年が7,897人であったのに対し、平成27年では約1.9倍の15,143人になっています。

一方、高齢者の就労状況の推移をみると、高齢者のうち、「主に仕事」は、平成12年が1,169人であったのに対し、平成27年では約2.3倍の2,653人となり、高齢者人口の伸び率と比較して若干高い伸び率となっています。また、「家事のほか仕事」は、平成12年が437人であるのに対し、平成27年では約2.0倍の858人となっています。

なお、仕事をした人（「主に仕事」「家事のほか仕事」「通学のかたわら仕事」の合計）の高齢者人口に対する割合は、平成12年以降20%台で推移していましたが、平成27年には23.2%に上昇しており、高齢になっても仕事を継続している人が増加している状況がうかがえます。

■ 高齢者の就労状況 ■

（単位：人）

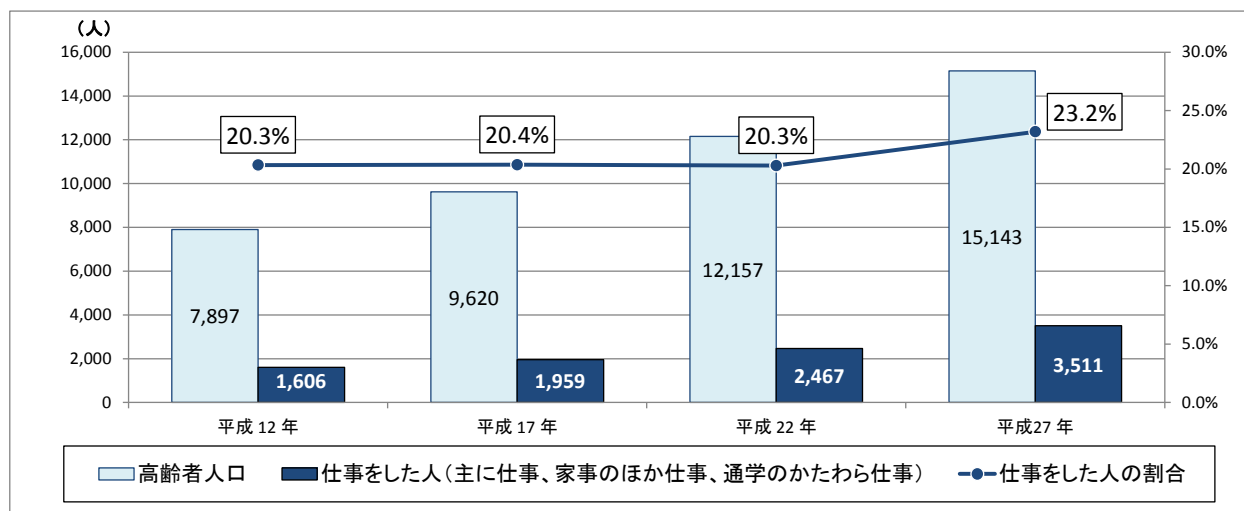
	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
高齢者人口	7,897	9,620	12,157	15,143
主に仕事	1,169	1,485	1,881	2,653
家事のほか仕事	437	473	586	858
通学のかたわら仕事	-	1	-	-
休業者（※1）	66	63	99	131
完全失業者（※1）	74	110	220	114
その他（※2）	6,100	7,423	9,371	11,387

※1 休業者とは仕事を休んでいた者、完全失業者とは仕事を探していた者

※2 その他には、家事、通学のほか不詳を含む。

資料：国勢調査（各年10月1日現在）

■ 高齢者の就労状況の推移 ■



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

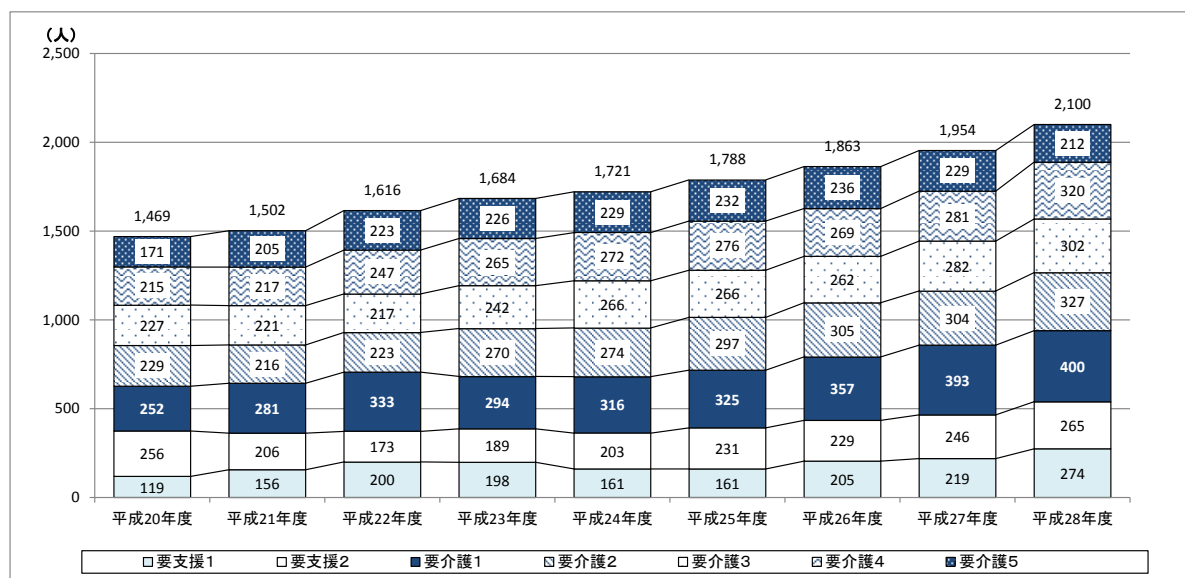
第2節 介護保険給付等の状況

1 要支援・要介護認定者数と認定率の推移

本市の第1号被保険者（65歳以上）のうち、要介護・要支援認定者数は、平成20年度は1,500人弱でしたが、高齢化の進行に伴って年々増加し、平成28年度では2,100人となっています。要支援・要介護度別では、要支援1と要介護1の人数が大きく増えています。

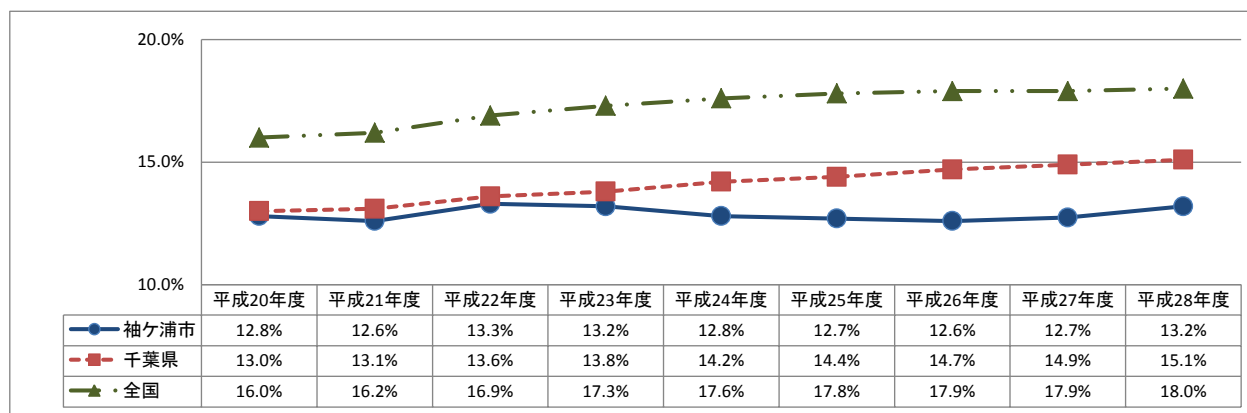
また、認定率²については、年によって変動はあるものの、おおむね12～13%程度の間で推移しており、高齢化率と同様に、全国及び千葉県の平均と比べて低い割合で推移しています。

■要支援・要介護認定者数の推移■



資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報、平成28年度のみ「介護保険事業状況報告」月報（平成29年3月）

■認定率の推移の比較■



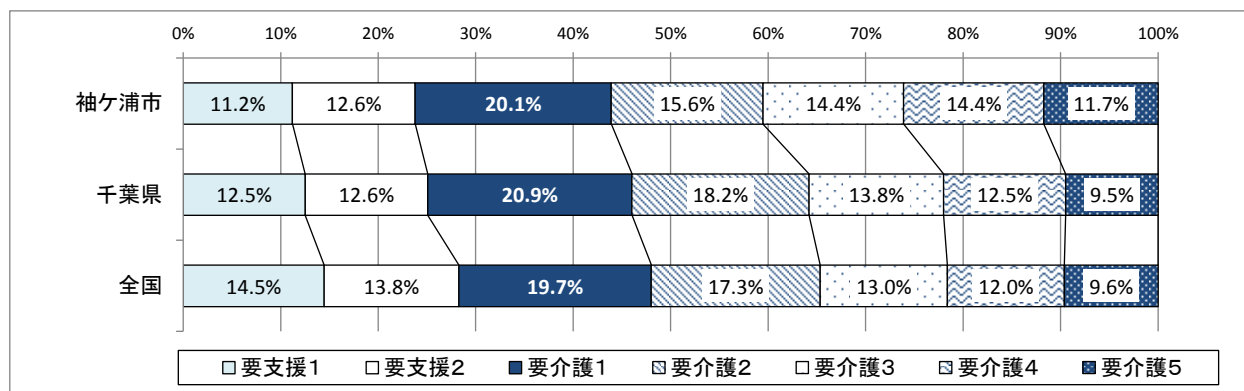
資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報、平成28年度のみ「介護保険事業状況報告」月報（平成29年3月）

²認定率：第1号被保険者に占める要支援・要介護認定者数の割合

平成27年度の要支援・要介護度別の構成割合をみると、本市は、中重度認定者（要介護3～5）の割合が約4割で、全国及び千葉県よりも若干高くなっています。

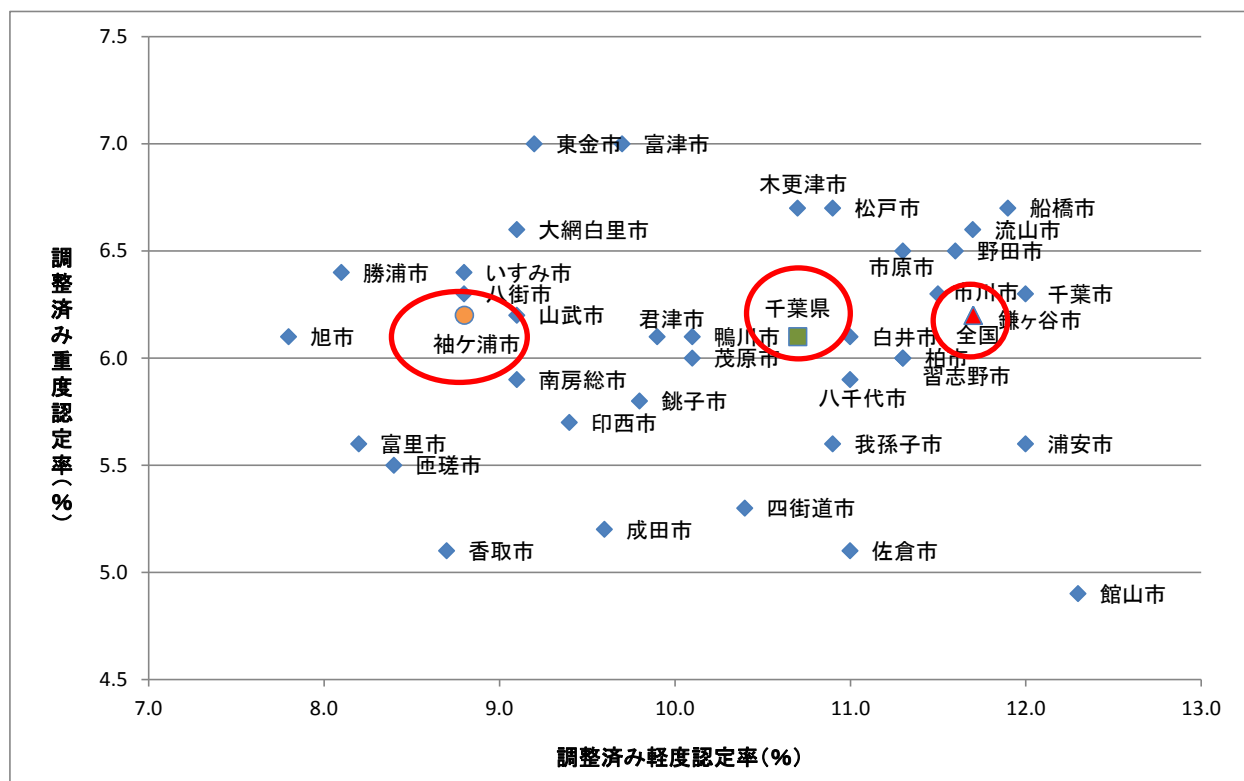
なお、全国、千葉県及び千葉県内他市の調整済み重度認定率と調整済み軽度認定率の分布を散布図でみると、本市の調整済み重度認定率³は、全国及び千葉県の平均とほぼ同水準となっていますが、調整済み軽度認定率は比較的低い水準に位置しています。

■要支援・要介護度別構成割合の比較■



資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（平成27年度）

■調整済み重度認定率と調整済み軽度認定率の分布■



資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（平成27年度）

³ 調整済み認定率：認定率の多寡に大きな影響を及ぼす、「第1号被保険者の性・年齢構成」の影響を除外した認定率

2 介護保険給付等の推移

(1) 介護保険サービス利用者（受給者）数と受給率の状況

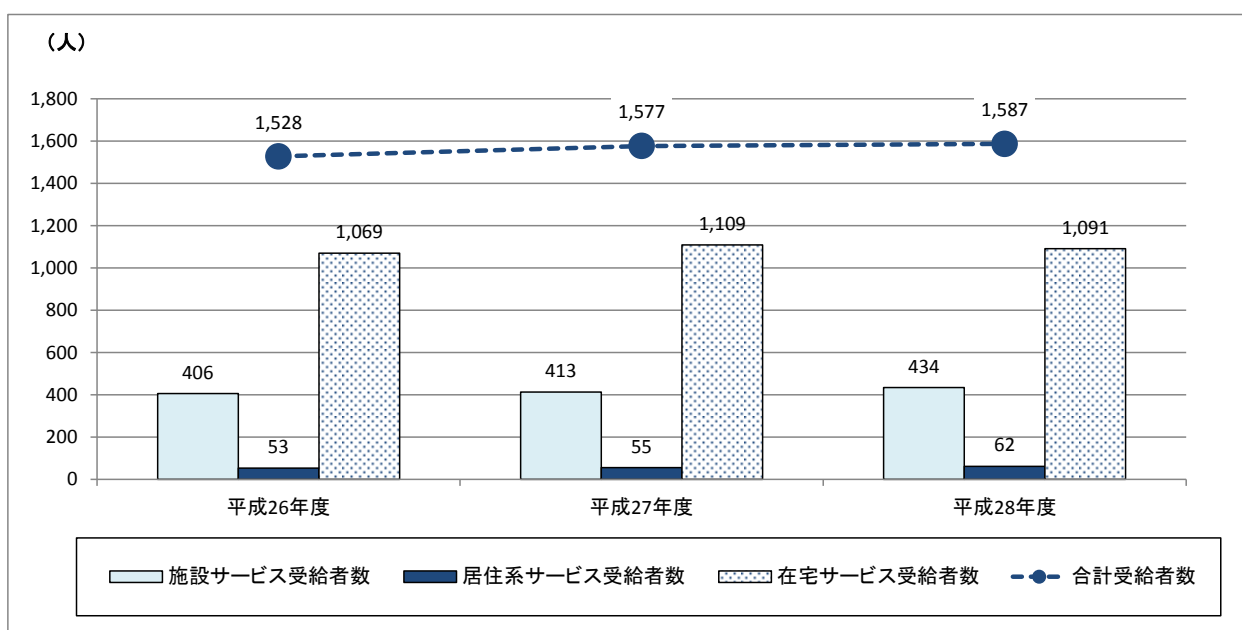
要支援・要介護認定者のうち、介護保険サービスを利用している受給者数をみると、施設サービス、居住系サービス及び在宅サービスのすべてにおいて増加傾向で推移していますが、平成26年度から平成28年度にかけて要支援・要介護認定者は237人増加しているのに対し、受給者数は59人の増加にとどまっています。

なお、本項における施設サービス・居住系サービス・在宅サービスには、それぞれ以下のサービスが含まれます。

■ 介護保険サービスの種類 ■

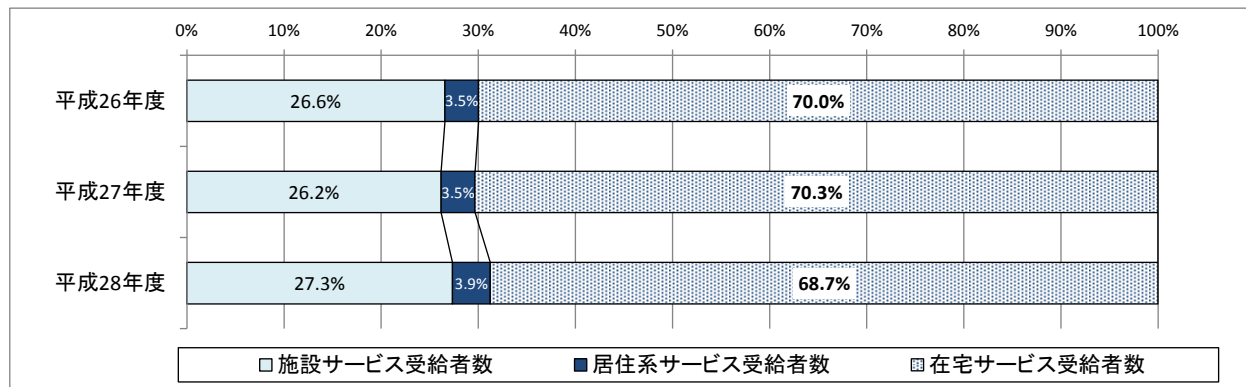
種別	含まれるサービス
施設サービス	介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設
居住系サービス	認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護
在宅サービス	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、福祉用具貸与、特定福祉用具販売費、住宅改修費、介護予防支援・居宅介護支援、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護

■ 介護保険サービス利用者（受給者）数の推移 ■



資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報（12か月分の平均値）

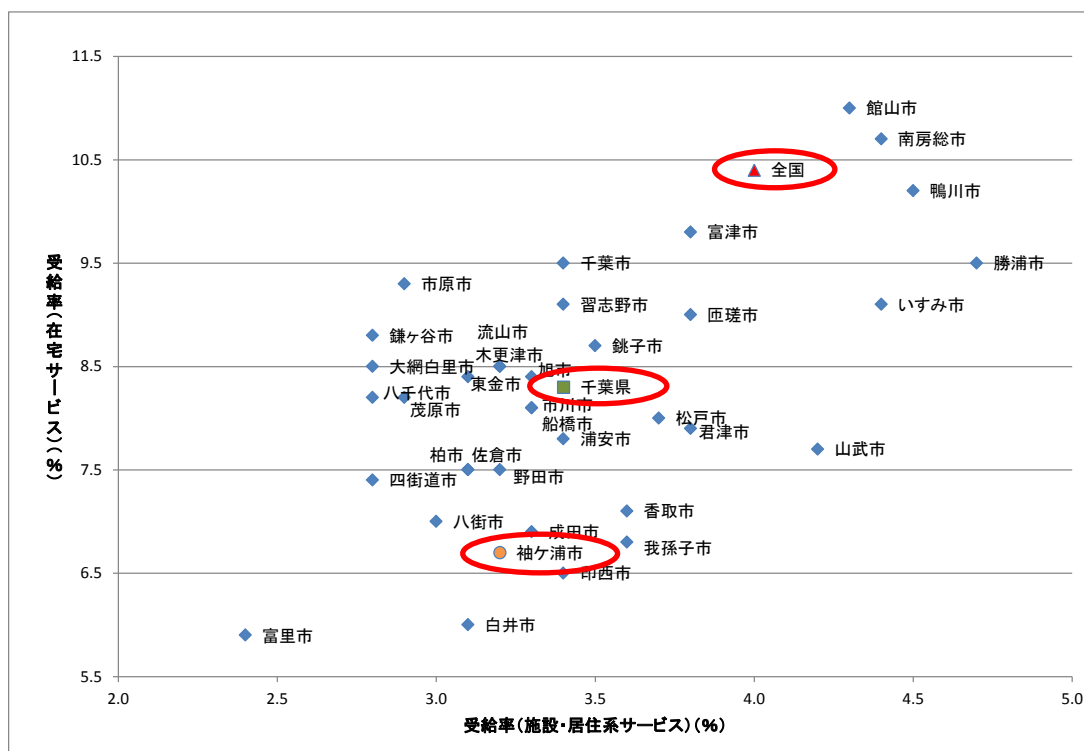
■介護保険サービス利用者（受給者）割合の推移■



資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報（12か月分の平均値）

また、全国、千葉県及び千葉県内他市の在宅サービスと施設・居住系サービスの受給率⁴の分布を散布図でみると、本市は、在宅サービスと施設・居住系サービスともに全国及び千葉県の平均より低い水準に位置しています。

■在宅サービスと施設・居住系サービスの受給率の分布■



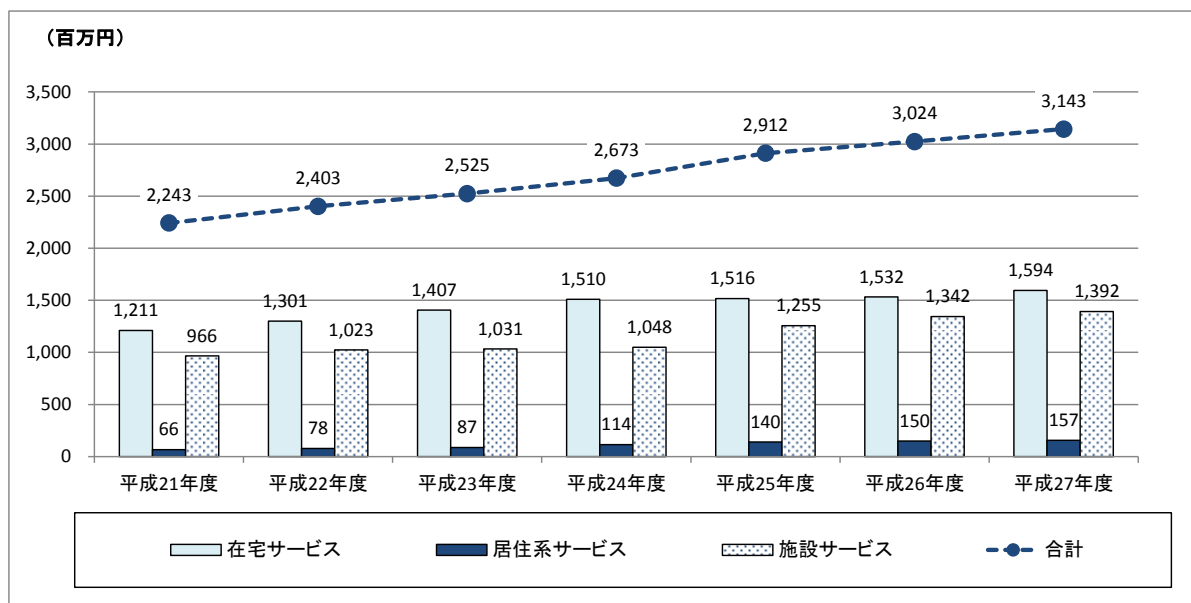
資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報（平成29年1月）

⁴受給率：第1号被保険者の認定者に対する利用状況

(2) 介護費用額と受給者1人当たり給付費の状況

本市の介護費用額は、在宅サービス、居住系サービス、施設サービスのすべてにおいて毎年増加傾向で推移しており、その合計額は、平成27年度で31億4千3百万円となり、平成21年度から約9億円増加しています。

■介護費用額の推移■



(注) 補足給付は費用額に含まれていない。

資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報

また、在宅及び居住系サービスの受給者1人当たり給付月額を要介護度別にみると、要介護3、4を中心とする中重度認定者が、千葉県及び全国の前より高くなっており、これに伴い、受給者1人当たり給付月額の合計額も高くなっています。

■在宅及び居住系サービスの受給者1人当たり給付月額（要介護度別）の比較■

(単位：円)

区分	受給者1人当たり給付月額			比較	
	全国	千葉県	袖ヶ浦市	対全国	対千葉県
要支援1	2,913	2,071	1,677	▲ 1,236	▲ 394
要支援2	5,638	3,886	2,974	▲ 2,664	▲ 912
要介護1	22,252	22,612	24,206	1,954	1,594
要介護2	26,838	27,565	25,168	▲ 1,670	▲ 2,397
要介護3	23,908	25,931	28,963	5,055	3,032
要介護4	19,323	21,580	24,993	5,670	3,413
要介護5	15,097	16,791	16,214	1,117	▲ 577
合計	115,968	120,436	124,195	8,227	3,759

資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報（平成29年1月）

第3節 第6期計画の高齢者福祉施策の取り組みと今後の課題

第7期計画の策定にあたり、第6期計画に掲げた5つの基本目標ごとに施策の取り組み内容と今後の課題について、次のとおりまとめました。

1 《基本目標1》介護予防の促進と健康寿命の延伸

(1) 介護予防事業の充実

○おらが出張講座等により、地域に出向き、介護予防の啓発を行うとともに、袖ヶ浦いきいき百歳体操を普及し、自主活動団体の拡大に努めました。また、自主活動団体に対し、補助金等の支援を行いました。

《おらが出張講座》

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度（見込み）
計画	実施	継続	継続
実績	実施回数 39 回 参加実人数 1134 人 参加延人数 1,134 人	実施回数 56 回 参加実人数 1,199 人 参加延人数 1,356 人	実施回数 45 回 参加実人数 1,100 人 参加延人数 1,464 人

《袖ヶ浦いきいき百歳体操》

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度（見込み）
計画	実施	継続	継続
実績	実施団体数 25 実施回数 805 回 参加実人数 466 人 参加延人数 9,529 人	実施団体数 45 開催回数 1,628 回 参加実人数 799 人 参加延人数 19,297 人	実施団体数 52 開催回数 2,064 回 参加実人数 1,000 人 参加延人数 23,156 人

○平成28年度には、市内のリハビリテーション職を対象とした、袖ヶ浦市リハビリテーション職等連絡協議会、それに係る統合部会及び作業部会を設置し、今後、効率的かつ効果的な介護予防の取り組みを行う準備をしました。

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度（見込み）
計画	検討	検討	実施
実績	検討 準備	連絡協議会 5 回開催 作業部会 3 回開催	連絡協議会 3 回開催 作業部会 7 回開催

【今後の課題】

○介護予防の充実を図る上で、地域住民の協力、高齢者本人の意識が必要となってくるほか、袖ヶ浦いきいき百歳体操では、誰もが歩いて参加できる会場の確保、活動の中心となる人材の発掘や介護予防を必要とする高齢者の把握等が必要となります。

（２）健康づくりサービスの充実

○健康づくり支援センターにおいて、相談事業や高齢者対象の各種教室を開催しました。

全利用者のうち、高齢者の利用率は50%を超えています。

○総合型地域スポーツクラブでは、加入率は2%程度と目標の3%には達していませんが、健康寿命延伸の一助となっています。また、高齢者スポーツ大会を開催することにより、健康の保持及び相互交流を図っています。

《総合型地域スポーツクラブ加入率》

項 目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度(見込み)
計 画	3.0%	3.0%	3.0%
実 績	2.1%	2.0%	3.0%

【今後の課題】

○健康づくり支援センターの利用者数及び総合型地域スポーツクラブの加入率は目標値に達していないため、実施内容の見直しや、新規種目の導入などを図る必要があります。また、高齢者スポーツ大会においても、年々参加者が減少しているため、参加者を増加させる策を講じる必要があります。

○介護予防・日常生活圏域ニーズ調査からQOLを低下させていると想定される口腔機能や失禁予防の取り組みを進め、健康寿命の延伸につなげていく必要があります。

(3) 疾病予防の推進

○疾病の早期発見や予防をするため、健康診査、人間ドック検診料の助成、各種検診、予防接種及び健康相談等を行いました。特定健康診査や健康相談、歯科検診等の受診率において目標値を達成していない事業もありますが、おおむね高齢者等の疾病予防に寄与できています。

事業名	目標成果		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度(見込み)
特定健康診査及び特定保健指導	実施目標	受診率 指導率	受診率 56.0% 指導率 50.0%	受診率 58.0% 指導率 55.0%	受診率 60.0% 指導率 60.0%
	実績	受診率 指導率	受診率 52.3% 指導率 38.5%	受診率 51.2% (暫定値) 指導率 38.6% (暫定値)	受診率 60.0% 指導率 60.0%
後期高齢者健康診査	実施目標	受診率	34.1%	35.0%	継続
	実績	受診率	55.7%	55.5%	57.1%
人間ドック検診料の助成	実施目標	人数	国保加入者 580 人 後期加入者 76 人	国保加入者 580 人 後期加入者 91 人	国保加入者 580 人 後期加入者 109 人
	実績	人数	国保加入者 604 人 後期加入者 84 人	国保加入者 595 人 後期加入者 98 人	国保加入者 600 人 後期加入者 110 人

【今後の課題】

○目標値に達しなかった事業はもちろん、目標値を達成した事業でも、周知方法や啓発方法を工夫し、さらに受診率等を上げていく必要があります。

2 《基本目標2》介護と医療の連携の推進

(1) 在宅医療と介護の連携の推進

- 医療介護連携推進会議及び作業部会を開催し、連携に向けた各種取り組みを行っています。
- 在宅医療・介護連携に関するパンフレット（在宅医療と介護マップ）を市民等に配布し、普及啓発を実施しました。

【今後の課題】
○本事業の推進には、地域の医療関係者や介護関係者等の専門職の理解・協力が不可欠であり、本事業の必要性について理解を深められるように、積極的な関係づくりを進め、協力を仰いでいく必要があります。

3 ≪基本目標3≫高齢者の住まいの支援

(1) 高齢者が安心して暮らせる住まいの支援

○高齢者が住み慣れた自宅で安心して暮らせるよう、希望する方へ耐震診断及び耐震補強工事の助成を行いました。また、自宅のバリアフリー等の改修工事の費用を無利子で貸し付ける事業も用意しましたが、利用者はいませんでした。

≪高齢者への耐震改修工事補助件数≫

項 目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年（見込み）
計 画	13 件	14 件	14 件
実 績	10 件	12 件	19 件

○ひとり暮らし高齢者宅へは、春及び秋の火災予防運動の期間にあわせ、防火診断を行いました。

≪防火診断実施数≫

項 目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年（見込み）
計 画	90 人	90 人	90 人
実 績	68 人	59 人	90 人

○多世代同居を支援するため、住宅新築等の費用の一部を助成するとともに、環境及び経済的理由により生活が困難になった高齢者を、養護老人ホームに措置しました。

≪世代間支え合い家族支援事業利用数≫

項 目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年（見込み）
計 画	10 件	12 件	14 件
実 績	3 件	10 件	14 件

【今後の課題】

○一部の事業において、目標値を達成することができていないため、PR活動の方法などを工夫していく必要があります。また、養護老人ホームの措置については、引き続き対象者の把握に努め、適切な措置を図る必要があります。

4 《基本目標4》介護サービスの充実

(1) 将来を見据えた介護サービスの充実

- 在宅介護（予防）サービス、介護施設サービス、地域密着型サービスの整備については、「別表：介護保険サービス等の実績」のとおり実施しています。
- 要介護状態の軽減、又は悪化防止のため、在宅や住み慣れた地域で生活を続けたいという利用者の希望に応じたサービスを提供し、その費用について介護給付として給付しました。
- 介護相談員等が利用者宅や介護保険施設等を随時訪問し、利用者の相談やサービスの現状把握、サービス提供事業者との意見交換などを行うことで介護サービスの質の向上に努めました。

【今後の課題】

- 在宅介護（予防）サービスについては、基盤整備に伴う施設入所に係る給付費の増加や、高齢化の進行に伴う認定者の増加、サービス利用者の増による給付費の増加が見込まれます。
- 要介護度3～5の要介護者が増加している中で、介護施設サービスの入所待機者も増加することが想定されるため、その受け皿の一つである特別養護老人ホームが整備されるので、待機者の動向について引き続き注視していく必要があります。
- 住み慣れた地域での生活を維持するためのサービスを充実させることを目的とし、訪問系サービスとして定期巡回・随時対応型訪問介護看護、通いが中心の小規模多機能型居宅介護の整備を計画し、どちらも公募を行いました。応募者がいないという現状でした。利用者の選択の幅が広がり、利用者にあったサービスが受けられるよう、引き続きこれらの整備を推進し、本市の実情に合った内容等について検討していく必要があります。
- 介護相談員派遣等事業については、高齢化の進行に伴い新規申請の増加や基盤整備に伴う訪問施設の増加により、訪問対象者の増が見込まれるため訪問体制等の検討が必要となります。

【別表：介護保険サービス等の実績】

(1) 在宅介護（予防）サービスの実績及び見込み

① 訪問介護・介護予防訪問介護

項 目			利用人数	第6期計画実績		
				H27	H28	H29（見込み）
訪問介護	要介護 1～5	延人数	計画値	2,820	2,844	2,892
			実績値	2,768	2,920	3,104
			比較	▲ 52	76	212
	延回数		計画値	55,541	56,738	58,594
			実績値	62,021	67,388	66,376
			比較	6,480	10,650	7,782
介護予防訪問介護	要支援 1・2	延人数	計画値	1,128	1,212	612
			実績値	1,193	481	0
			比較	65	▲ 731	▲ 612

② 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

項 目			利用人数	第6期計画実績		
				H27	H28	H29（見込み）
訪問入浴介護	要介護 1～5	延人数	計画値	492	516	552
			実績値	474	510	532
			比較	▲ 18	▲ 6	▲ 20
	延回数		計画値	2,254	2,444	2,632
			実績値	2,228	2,305	2,390
			比較	▲ 26	▲ 139	▲ 242
介護予防訪問入浴介護	要支援 1・2	延人数	計画値	0	0	0
			実績値	5	1	0
			比較	5	1	0
	延回数		計画値	0	0	0
			実績値	19	2	0
			比較	19	2	0

③ 訪問看護・介護予防訪問看護

項 目			利用人数	第6期計画実績		
				H27	H28	H29（見込み）
訪問看護	要介護 1～5	延人数	計画値	996	1,116	1,224
			実績値	754	872	991
			比較	▲ 242	▲ 244	▲ 233
	延回数		計画値	8,408	11,936	16,124
			実績値	5,934	6,608	8,497
			比較	▲ 2,474	▲ 5,328	▲ 7,627
介護予防訪問看護	要支援 1・2	延人数	計画値	120	144	180
			実績値	136	157	145
			比較	16	13	▲ 35
	延回数		計画値	444	625	932
			実績値	845	1,172	1,485
			比較	401	547	553

④ 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

項 目			利用人数	第6期計画実績		
				H27	H28	H29（見込み）
訪問リハビリテーション	要介護 1～5	延人数	計画値	36	48	48
			実績値	104	126	129
			比較	68	78	81
	延回数		計画値	324	337	349
			実績値	1,032	1,525	2,111
			比較	708	1,188	1,762
介護予防訪問リハビリテーション	要支援 1・2	延人数	計画値	6	12	24
			実績値	7	12	0
			比較	1	0	▲ 24
	延回数		計画値	54	107	253
			実績値	60	82	0
			比較	6	▲ 25	▲ 253

⑤ 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

項 目			利用人数	第6期計画実績		
				H27	H28	H29（見込み）
居宅療養管理指導	要介護 1～5	延人数	計画値	900	996	1,080
			実績値	984	1,277	1,519
			比較	84	281	439
介護予防居宅療養管理指導	要支援 1・2	延人数	計画値	60	72	84
			実績値	84	123	158
			比較	24	51	74

⑥ 通所介護・介護予防通所介護

項 目			利用人数	第6期計画実績		
				H27	H28	H29（見込み）
通所介護	要介護 1～5	延人数	計画値	4,812	2,928	3,120
			実績値	4,964	3,022	3,246
			比較	152	94	126
		延回数	計画値	43,397	26,030	26,983
			実績値	45,597	26,176	29,465
			比較	2,200	146	2,482
介護予防通所介護	要支援 1・2	延人数	計画値	1,380	1,476	708
			実績値	1,344	521	6
			比較	▲ 36	▲ 955	▲ 702

⑦ 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

項 目			利用人数	第6期計画実績		
				H27	H28	H29（見込み）
通所リハビリテーション	要介護 1～5	延人数	計画値	2,412	2,592	2,760
			実績値	1,978	1,859	2,227
			比較	▲ 434	▲ 733	▲ 533
		延回数	計画値	18,076	19,865	21,770
			実績値	15,874	15,434	17,082
			比較	▲ 2,202	▲ 4,431	▲ 4,688
介護予防通所リハビリテーション	要支援 1・2	延人数	計画値	768	828	924
			実績値	751	646	540
			比較	▲ 17	▲ 182	▲ 384

⑧ 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

項 目			利用人数	第6期計画実績		
				H27	H28	H29（見込み）
短期入所生活介護	要介護 1～5	延人数	計画値	2,904	3,036	3,120
			実績値	2,463	2,611	2,827
			比較	▲ 441	▲ 425	▲ 293
		延日数	計画値	54,311	60,347	65,111
			実績値	42,530	46,249	52,753
			比較	▲ 11,781	▲ 14,098	▲ 12,358
介護予防短期入所生活介護	要支援 1・2	延人数	計画値	84	132	192
			実績値	29	57	73
			比較	▲ 55	▲ 75	▲ 119
		延日数	計画値	815	1,375	2,078
			実績値	147	461	1,112
			比較	▲ 668	▲ 914	▲ 966

⑨ 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

項 目			利用人数	第6期計画実績		
				H27	H28	H29（見込み）
短期入所療養介護	要介護 1～5	延人数	計画値	192	192	192
			実績値	162	134	90
			比較	▲ 30	▲ 58	▲ 102
		延日数	計画値	1,080	1,080	1,080
			実績値	1,169	847	485
			比較	89	▲ 233	▲ 595
介護予防短期入所療養介護	要支援 1・2	延人数	計画値	0	0	0
			実績値	1	2	0
			比較	1	2	0
		延日数	計画値	0	0	0
			実績値	2	11	0
			比較	2	11	0

⑩ 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

項 目			利用人数	第6期計画実績		
				H27	H28	H29（見込み）
特定施設入居者生活介護	要介護 1～5	延人数	計画値	264	300	396
			実績値	223	277	311
			比較	▲ 41	▲ 23	▲ 85
介護予防特定施設入居者生活介護	要支援 1・2	延人数	計画値	12	24	36
			実績値	16	45	216
			比較	4	21	180

⑪ 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

項 目			利用人数	第6期計画実績		
				H27	H28	H29（見込み）
福祉用具貸与	要介護 1～5	延人数	計画値	5,508	5,676	5,916
			実績値	5,175	5,479	6,075
			比較	▲ 333	▲ 197	159
介護予防福祉用具貸与	要支援 1・2	延人数	計画値	984	1,056	1,152
			実績値	1,056	1,253	1,410
			比較	72	197	258

⑫ 特定福祉用具購入費・特定介護予防福祉用具購入費

項 目			利用人数	第6期計画実績		
				H27	H28	H29（見込み）
特定福祉用具購入費	要介護 1～5	延人数	計画値	144	156	168
			実績値	129	141	181
			比較	▲ 15	▲ 15	13
特定介護予防福祉用具購入費	要支援 1・2	延人数	計画値	48	60	72
			実績値	43	34	25
			比較	▲ 5	▲ 26	▲ 47

⑬ 住宅改修・介護予防住宅改修

項 目			利用人数	第6期計画実績		
				H27	H28	H29（見込み）
住宅改修	要介護 1～5	延人数	計画値	120	132	144
			実績値	89	100	135
			比較	▲ 31	▲ 32	▲ 9
介護予防住宅改修	要支援 1・2	延人数	計画値	48	60	72
			実績値	45	45	59
			比較	▲ 3	▲ 15	▲ 13

⑭ 居宅介護支援・介護予防支援

項 目			利用人数	第6期計画実績		
				H27	H28	H29（見込み）
居宅介護支援	要介護 1～5	延人数	計画値	10,548	11,028	11,604
			実績値	9,975	10,560	11,265
			比較	▲ 573	▲ 468	▲ 339
介護予防支援	要支援 1・2	延人数	計画値	3,072	3,168	3,348
			実績値	3,315	2,457	1,463
			比較	243	▲ 711	▲ 1,885

(2) 介護施設サービス量の実績及び見込み

項 目			利用人数	第6期計画実績		
				H27	H28	H29（見込み）
介護老人福祉施設 （特別養護老人ホーム）	要介護 3～5	延人数	計画値	2,472	2,532	2,988
			実績値	2,418	2,281	2,251
			比較	▲ 54	▲ 251	▲ 737
介護老人保健施設	要介護 1～5	延人数	計画値	1,560	1,560	1,560
			実績値	1,764	1,927	1,927
			比較	204	367	367
介護療養型医療施設	要支援 1・2	延人数	計画値	144	144	144
			実績値	94	88	96
			比較	▲ 50	▲ 56	▲ 48

(3) 地域密着型サービス量の実績及び見込み

項 目			利用人数	第6期計画実績		
				H27	H28	H29（見込み）
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	要介護 1～5	延人数	計画値	0	120	360
			実績値	0	2	0
			比較	0	▲ 118	▲ 360
認知症対応型通所介護	要介護 1～5	延人数	計画値	48	48	60
			実績値	61	49	57
			比較	13	1	▲ 3
介護予防認知症対応型通所介護	要支援 1・2	延人数	計画値	12	24	24
			実績値	22	29	20
			比較	10	5	▲ 4
小規模多機能型居宅介護	要介護 1～5	延人数	計画値	96	144	276
			実績値	18	72	117
			比較	▲ 78	▲ 72	▲ 159
介護予防小規模多機能型居宅介護	要支援 1・2	延人数	計画値	0	24	96
			実績値	0	0	0
			比較	0	▲ 24	▲ 96
認知症対応型共同生活介護	要介護 1～5	延人数	計画値	396	408	420
			実績値	416	417	435
			比較	20	9	15
介護予防認知症対応型共同生活介護	要支援 2	延人数	計画値	0	0	0
			実績値	0	0	0
			比較	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	要介護 3～5	延人数	計画値	696	1,044	1,044
			実績値	690	918	1,044
			比較	▲ 6	▲ 126	0
地域密着型通所介護（仮称）	要介護 1～5	延人数	計画値	0	2,076	2,220
			実績値	0	2,612	2,665
			比較	0	536	445

(4) 介護施設サービス・地域密着型サービスの実績及び見込み

① 介護施設サービス

項 目	H26年度末時点	施設等	第6期計画実績		
			H27	H28	H29（見込み）
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	3施設 定員215人	計画値	—	1施設 定員80人 H29年度開設	—
		実績値	—	0施設	—
介護老人保健施設	2施設 定員190人	計画値	—	—	—
		実績値	—	—	—
介護療養型医療施設	0施設	計画値	—	—	—
		実績値	—	—	—

② 地域密着型サービス

項 目	H26年度末時点	施設等	第6期計画実績		
			H27	H28	H29（見込み）
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0事業所	計画値	—	1事業所	1事業所
		実績値	—	0事業所	0事業所
（介護予防）認知症対応型通所介護	1事業所 定員3人	計画値	—	—	—
		実績値	—	—	—
（介護予防）小規模多機能型居宅介護	0施設	計画値	1施設（※1） 定員18人 H27年度開設	—	1施設 定員25人
		実績値	1施設 定員18人 H27年度開設	—	0施設
（介護予防）認知症対応型共同生活介護	3施設 定員36人	計画値	—	—	—
		実績値	—	—	—
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	2施設 定員58人	計画値	1施設（※2） 定員29人 H28年度開設	—	—
		実績値	—	1施設 定員29人	—

（※1）開設事業者は、平成25年度に協議済みです。

（※2）開設事業者は、平成25年度に協議済みです。

5 ≪基本目標5≫高齢者の生活支援の推進

(1) 認知症支援の推進

○頭の元気度測定会を開催し、認知症の早期発見を図り、測定結果に応じたアドバイスを実施しました。

項 目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年（見込み）
開催回数	43 回	43 回	40 回
人数（延）	233 人	205 人	200 人

○認知症初期集中支援チームを官民連携のもと立ち上げ、認知症の方及び家族への早期支援を行いました。

項 目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年（見込み）
訪問回数（延）	14 回	34 回	30 回

○地域における認知症に対する理解を促進するため、認知症サポーター養成講座を行いました。

項 目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年（見込み）
開催回数	27 回	20 回	20 回
人 数	821 人	947 人	546 人
累計	6,007 人	6,954 人	7,500 人

○地域包括支援センターで相談を受けた認知症の疑いのある人等に対し、必要時オレンジ連携シート等を活用し、医療への情報提供及び情報共有を行いました。

【今後の課題】

- 認知症に対する理解が十分であるとは言えず、今後も認知症サポーター養成講座等により啓発を継続していく必要があります。
- 認知症初期集中支援チームの活動支援や関係機関との連携の促進により、認知症の人への早期支援や家族の介護負担の軽減に努めていく必要があります。

(2) 高齢者が安全に暮らせるまちづくりの推進

○高齢者が安全に生活できるように、自宅においては、必要な方への緊急通報システムの設置など生活支援用具の貸与及び給付、救急医療情報キットの配布などを行いました。

《緊急通報システム設置台数》

項 目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年（見込み）
計 画	301 台	302 台	303 台
実 績	284 台	278 台	298 台

《救急医療情報キット配布総数》

項 目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年（見込み）
計 画	560 人	610 人	670 人
実 績	620 人	712 人	772 人

○外出時においては、新たな歩道の整備や、事故を未然に防ぐための交通安全教室などを行いました。

《交通安全教室実施回数》

項 目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年（見込み）
計 画	10 回	10 回	10 回
実 績	11 回	8 回	10 回

○その他、市民に対し普通救命講習の実施や、災害時要援護者台帳への登録、犯罪被害にあわないための講習会の開催など非常時・災害時の支援対策を行いました。

《応急手当（普通救命講習・上級救命講習）参加者数》

項 目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年（見込み）
計 画	700 人	700 人	700 人
実 績	560 人	622 人	700 人

【今後の課題】

○ひとり暮らし高齢者で、潜在的な援護を必要とする方の増加や、高齢者を取り巻く問題の多様化・複雑化が進む中で、今後も事故や虐待の発生の増加が予測されるため、迅速かつ適切な対応が必要となります。

（３）高齢者が安心して生活するための支援

○在宅高齢者及びその家族を支援するため、家族介護用品（紙おむつ）支給や理容師の派遣などの事業を行っているほか、ひとり暮らし高齢者に対しては、漏水調査や給食サービスなどを行っています。また、地域住民や各種専門職を交えて地域の課題について検討を行う地域ケア会議を開催し、地域の実情を把握し、幅広い視点で検討を行いました。

《家族介護用品（紙おむつ）支給事業利用者数》

項 目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年（見込み）
計 画	611 人	640 人	690 人
実 績	579 人	593 人	690 人

《給食（配食）サービス配食数》

項 目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年（見込み）
計 画	5,000 食	5,000 食	5,000 食
実 績	3,821 食	3,791 食	5,000 食

○その他、判断能力が低下し、家族等からの支援が期待できない高齢者に対し、市が申し立てを行い成年後見制度の利用につなげました。

【今後の課題】

- 高齢化の進行に伴い、認知症等判断能力の低下した高齢者が増加していくと予想されるため、成年後見制度の普及啓発、制度利用に当たっての相談支援や関係機関との連携ネットワークの構築が必要となります。
- 生活支援短期宿泊事業や理容師派遣事業などは利用者が減少しており、必要な人に必要なサービスが提供されるような周知が必要と考えられます。

（４）高齢者の生きがいや社会参画の推進

○市民会館をはじめ各公民館や地区社会福祉協議会などにより、高齢者学級、ふれあいサロン等の開催や、交流の場を提供し、高齢者の生きがい促進を図りました。

《高齢者学級生徒数》

項 目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年（見込み）
計 画	570 人	600 人	630 人
実 績	542 人	501 人	630 人

○袖ヶ浦市シルバー人材センターの運営補助や、高齢者を雇用する事業主に対する補助、ボランティアセンターの充実など、培った技術や知識を活かしながら活躍できるように、社会参加や地域貢献活動等の機会提供の推進を図りました。

《シニアクラブ連合会登録単位クラブ数》

項 目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年（見込み）
計 画	27 クラブ	27 クラブ	27 クラブ
実 績	23 クラブ	20 クラブ	19 クラブ

【今後の課題】

○60 歳以上高齢者等の就労環境の変化や年金支給年齢の引き上げなどにより、60 歳を過ぎても就労する方が多く、事業を必要とする方の把握や事業の内容など、検討していく必要があります。

第4節 アンケート調査結果からみる今後のニーズ等

袖ヶ浦市高齢者福祉計画の見直し及び第7期介護保険事業計画の策定のための基礎資料とするために実施した各種アンケート調査結果にみられる主な高齢者の生活の実態や生活支援ニーズ等をまとめると次のとおりです。

1 アンケート調査の概要

(1) 調査票の種類等

調査票	対象者	調査方法	調査時期
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	①一般高齢者（市内にお住まいの65歳以上の方）のうち1,670人を無作為抽出	郵送法	平成29年 1～3月
	②要支援1・2、介護予防・日常生活支援総合事業（市内にお住まいの65歳以上の方で、要支援1・2に認定されている方、介護予防・日常生活支援総合事業の方）のうち478人を無作為抽出		
介護保険・高齢者福祉に関する調査	③要介護1・2認定者（市内にお住まいの要介護1・2に認定されている方）のうち367人を無作為抽出	郵送法	平成29年 1～3月
	④要介護3～5認定者（市内にお住まいの要介護3～5に認定されている方）のうち285人を無作為抽出		
	⑤満40歳～64歳の市民（市内にお住まいの満40歳～64歳の方）のうち500人を無作為抽出		
在宅介護実態調査	⑥要支援・要介護認定の更新・区分変更申請に伴う認定調査を行った、市内の居宅にお住まいの方	認定調査員による聞き取り調査	平成28年11月～平成29年5月
事業者調査	⑦袖ヶ浦市内で介護サービスを提供している事業所	郵送法	平成29年6月

(2) アンケートの回収状況

調査票	対象	配布数	有効回収数	有効回収率
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	①	1,670	1,317	78.9%
	②	478	385	80.5%
	小計	2,148	1,702	79.2%
介護保険・高齢者福祉に関する調査	③	367	270	73.6%
	④	285	199	69.8%
	⑤	500	293	58.6%
在宅介護実態調査	⑥	414	352	85.0%
事業者調査	⑦	95	57	60.0%

(3) 回答者の属性

■介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

区分		①一般高齢者		②要支援1・2、総合事業対象者		小計	
		件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)
性別	男性	613	46.5	105	27.3	718	42.2
	女性	660	50.1	256	66.5	916	53.8
	無回答	44	3.3	24	6.2	68	4.0
年齢	65～69歳	471	35.8	24	6.2	495	29.1
	70～74歳	357	27.1	32	8.3	389	22.9
	75～79歳	267	20.3	82	21.3	349	20.5
	80歳～84歳	148	11.2	107	27.8	255	15.0
	85歳以上	62	4.7	123	31.9	185	10.9
	無回答	12	0.9	17	4.4	29	1.7
居住地区	昭和地区	345	26.2	83	21.6	428	18.8
	長浦地区	506	38.4	137	35.6	643	39.9
	根形地区	122	9.3	33	8.6	155	12.6
	平岡地区	159	12.1	59	15.3	218	11.6
	中川・富岡地区	130	9.9	48	12.5	178	14.7
	無回答	55	4.2	25	6.5	80	2.4

■介護保険・高齢者福祉に関する調査

区分		③要介護1・2認定者		④要介護3～5認定者		⑤満40歳～64歳の市民	
		件数	構成比(%)	回答数	構成比(%)	件数	構成比(%)
性別	男性	95	0.4	70	35.2	131	44.7
	女性	173	64.1	127	63.8	161	54.9
	無回答	2	0.7	2	1.0	1	0.3
年齢	65歳未満	14	520%	17	8.5	39	13.3
	65～69歳	21	7.8	8	4.0	45	15.4
	70～74歳	26	9.6	22	11.1	33	11.3
	75～79歳	35	13.0	34	17.1	40	13.7
	80～84歳	57	21.1	33	16.6	131	44.7
	85～89歳	61	22.6	34	17.1	5	1.7
	90歳以上	56	20.7	50	25.1	55	18.8
	無回答	0	0.0	1	0.5	117	39.9
居住地区	昭和地区	78	28.9	38	19.1	37	12.6
	長浦地区	96	35.6	58	29.1	34	11.6
	根形地区	26	9.6	41	20.6	43	14.7
	平岡地区	31	11.5	33	16.6	7	2.4
	中川・富岡地区	34	12.6	27	13.6		
	無回答	5	1.9	2	1.0		

■在宅介護実態調査

区分		⑥認定調査対象者	
		件数	構成比
性別	男性	95	31.0
	女性	173	69.0
	無回答	2	0.0
年齢	65歳未満	12	3.4
	65～69歳	22	6.3
	70～74歳	26	7.4
	75～79歳	53	15.1
	80～84歳	83	23.6
	85～89歳	87	24.7
	90～94歳	54	15.3
	95～99歳	12	3.4
	100歳以上	3	0.9
	無回答	0	0.0

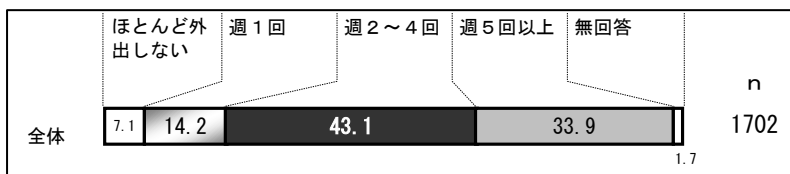
■事業者調査

区分		⑦介護サービス事業所	
		件数	構成比
運営主体	株式会社	12	21.1
	有限会社	11	19.3
	医療法人	15	26.3
	社会福祉法人	6	10.5
	協同組合	0	0.0
	財団法人・社団法人	0	0.0
	NPO法人	3	5.3
	その他	10	17.5
介護運営年数	無回答	0	0.0
	1年未満	4	7.0
	1年以上3年未満	5	8.8
	3年以上7年未満	4	7.0
	7年以上10年未満	4	7.0
	10年以上	22	38.6
	無回答	18	31.6

2 アンケート調査結果の概要

(1) 外出について

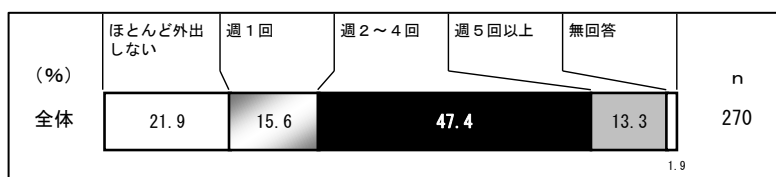
■週に1回以上の外出（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）



「週2～4回」が最も多く、次いで「週5回以上」、「週1回」、「ほとんど外出しない」となっています。

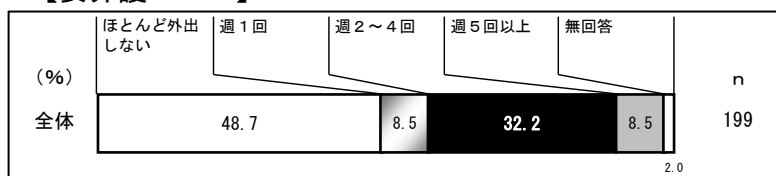
■週に1回以上の外出（介護保険・高齢者福祉に関する調査）

【要介護1・2】

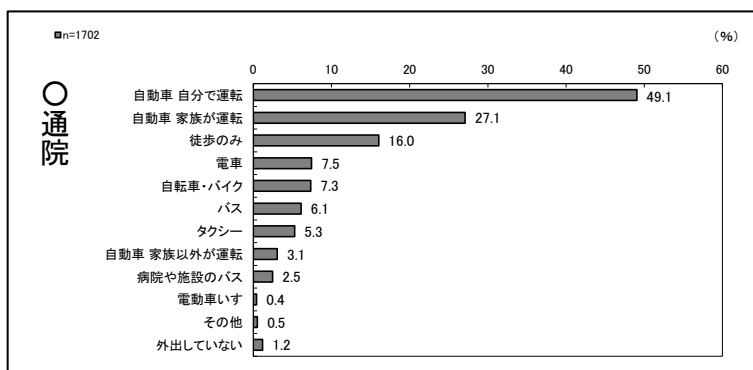


要介護認定者では、外出頻度に大きな差がみられます。要介護1・2の人は「ほとんど外出しない」割合が21.9%と約5人に1人の割合であるのに対して、要介護3以上の方の割合は48.7%と約2人に1人となっています。

【要介護3～5】



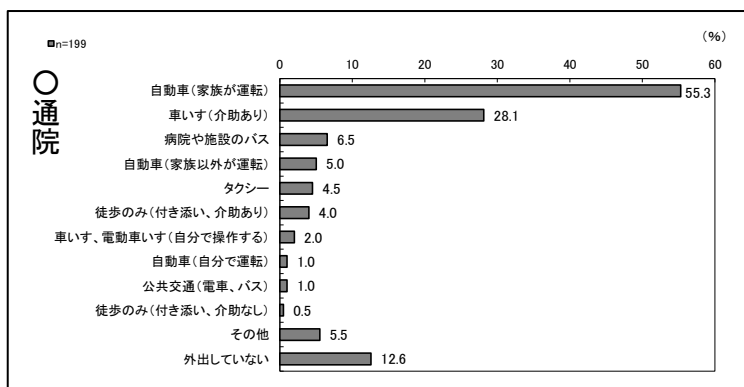
■外出の移動手段（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）



外出の移動手段について、「通院」に関しては、「自動車を自分で運転する」が最も多く、「家族の運転する車を利用する」「徒歩で外出する」といった項目が続いています。

■外出の移動手段（介護保険・高齢者福祉に関する調査）

【要介護3～5】

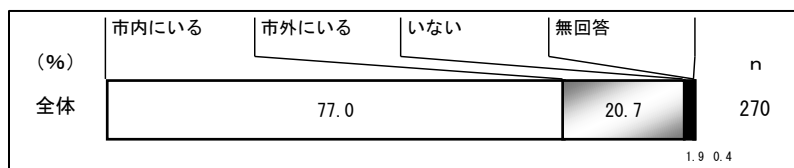


要介護3～5認定者の「通院」時の外出の移動手段については、「自動車(家族が運転)」が最も多く、次いで「車いす(介護あり)」となっています。

(2) 医療について

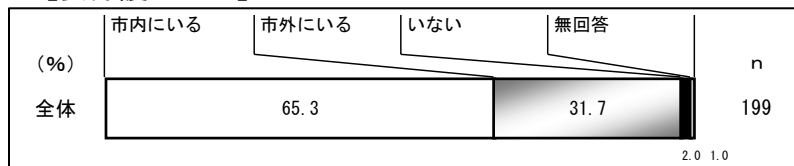
■ かかりつけの医師はいるか（介護保険・高齢者福祉に関する調査）

【要介護1・2】



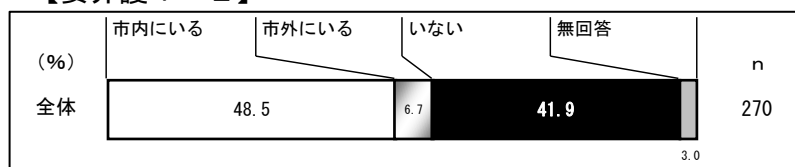
要介護1・2認定者、要介護3～5認定者とも、大多数の人が、かかりつけの医師がいると回答しています。

【要介護3～5】



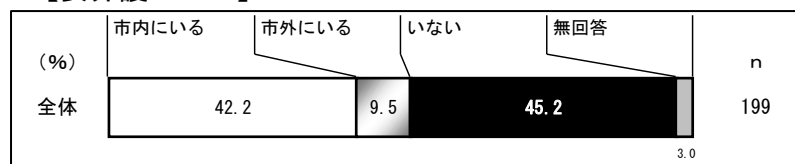
■ かかりつけの歯科医はいるか（介護保険・高齢者福祉に関する調査）

【要介護1・2】



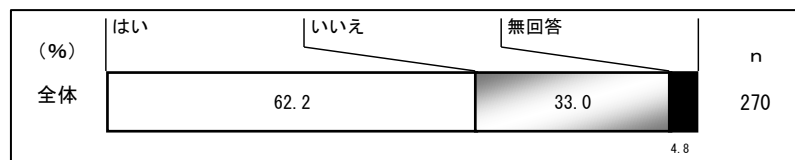
かかりつけの歯科医については、要介護1・2認定者、要介護3～5認定者とも、半数程度となっており、介護度が低い人の方が若干多くなっています。

【要介護3～5】



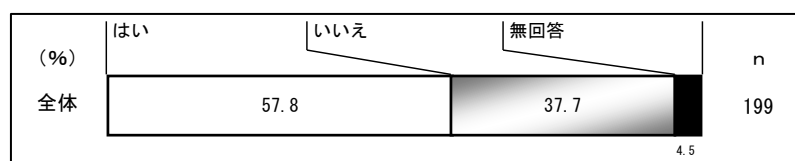
■ 処方薬や市販薬の相談ができる薬剤師はいるか（介護保険・高齢者福祉に関する調査）

【要介護1・2】



処方薬や市販薬の相談ができる薬剤師については、要介護1・2認定者は6割強、要介護3～5認定者は6割弱となっており、介護度が低い人の方が多くなっています。

【要介護3～5】



(3) 生活機能について

■生活機能判定結果（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）

今回実施した介護予防・日常生活圏域ニーズ調査は、介護予防のための生活機能を評価する項目が設けられており、調査項目の回答結果をもとに、各機能を評価しました。評価、判定結果は以下のとおりです。

リスク該当者の割合が最も多いのは「認知症」であり、全体で47.9%が該当しています。次いで「転倒」の32.8%、「咀嚼機能」の26.3%、「運動器機能」の22.2%などの順となっています。

これらの結果を性別でみると「女性」が多く、また、年齢階級が上がるほどその割合が多くなっています。

居住地区別では高齢化率が高い、「根形地区」「平岡地区」「中川・富岡地区」で該当者が多くなっています。

■生活機能判定リスク該当者の割合■

（単位：％）

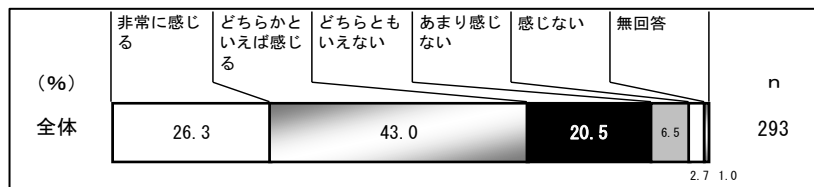
		運動器機能	栄養改善	咀嚼機能	閉じこもり	認知症	うつ	転倒	n
全体		22.2	1.2	26.3	21.3	47.9	20.0	32.8	1,702
性別	男性	13.2	0.8	20.8	16.9	41.6	16.0	27.6	718
	女性	28.7	1.6	29.9	24.3	52.4	22.5	36.4	916
年齢	65～69 歳	7.1	0.6	18	10.7	37.6	13.3	25.7	495
	70～74 歳	10.8	1.5	21.3	14.9	41.4	17.5	28.0	389
	75～79 歳	22.1	0.3	27.5	19.5	51.6	22.1	33.5	349
	80～84 歳	39.2	2.7	39.6	31.8	56.5	23.1	39.2	255
	85 歳以上	58.9	2.2	37.8	49.2	68.1	31.9	50.3	185
居住地区	昭和区	17.1	0.7	23.6	18.9	46.5	17.1	32.2	428
	長浦区	20.2	1.9	26.4	17.4	44.2	20.5	29.7	643
	根形地区	23.9	0.0	25.8	22.6	54.8	20.0	36.8	155
	平岡地区	26.6	0.9	27.5	25.7	50.9	18.3	32.1	218
	中川・富岡地区	31.5	2.2	27.5	30.9	52.2	20.8	38.8	178

（注）網掛け：各項目の全体よりリスクが高いもの

(4) 地域での活動について

■近所とのつきあいは必要なことだと感じるか（介護保険・高齢者福祉に関する調査）

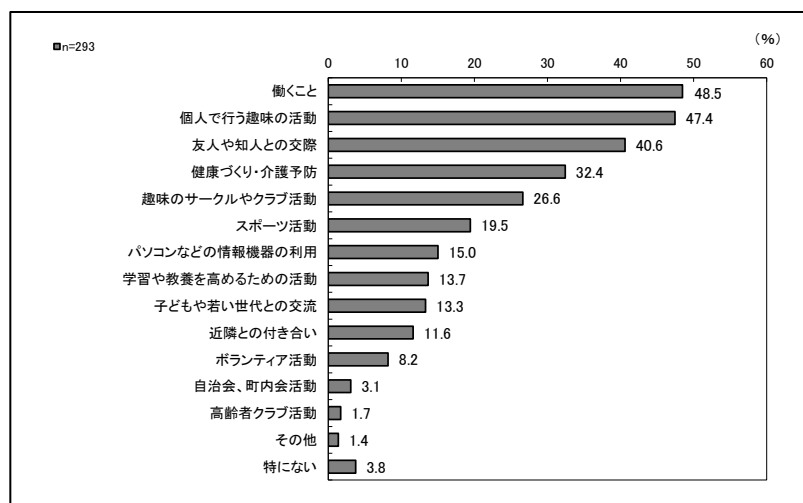
【満40歳～64歳】



満40歳～64歳の市民に近所とのつきあいは必要なことだと感じるかについて尋ねたところ、「どちらかといえば感じる」が最も多く、これに「非常に感じる」を合わせた“感じる”は69.3%となっています。

■老後やってみたいこと（介護保険・高齢者福祉に関する調査）

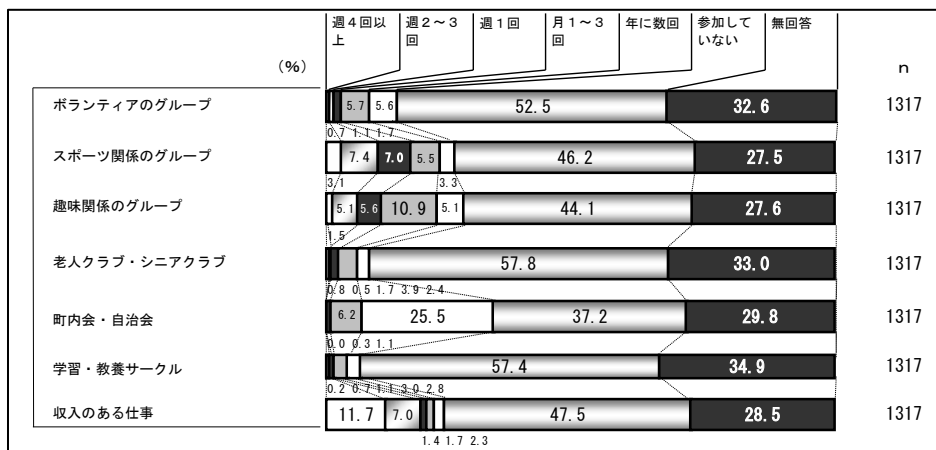
【満40歳～64歳】



満40歳～64歳の市民が、老後やってみたいことについては、「働くこと」が最も多く、次いで「個人で行う趣味の活動」が続き、以下、「友人や知人との交際」などとなっています。

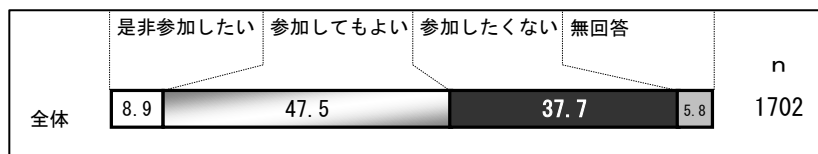
■会・グループ等への参加状況（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）

○一般高齢者



一般高齢者の会・グループ等への参加状況をみると、週1回以上という回答は、「スポーツ関係のグループ」で他の活動より多くなっています。

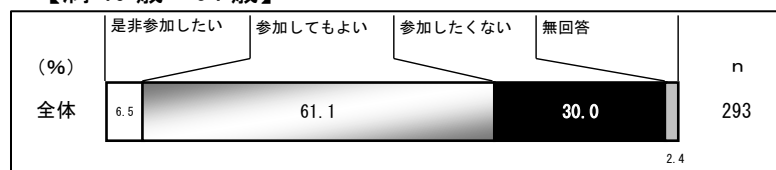
■地域活動に参加者として参加したいか（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）



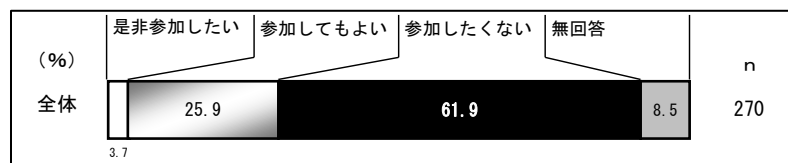
地域活動への参加者としての参加意思は「是非」「参加してもよい」という回答の人が5割強を占めています。

■地域活動に参加者として参加したいか（介護保険・高齢者福祉に関する調査）

【満40歳～64歳】

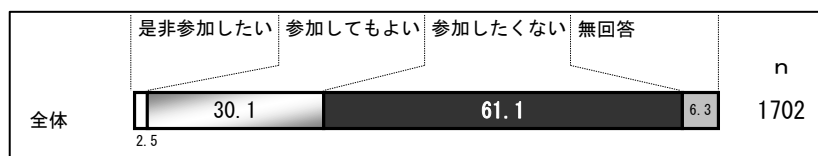


【要介護1・2】



満40歳～64歳の市民の地域活動への参加者としての参加意思については、「是非」「参加してもよい」という回答の人が7割強を占めている一方、要介護1・2認定者については、3割強にとどまっています。

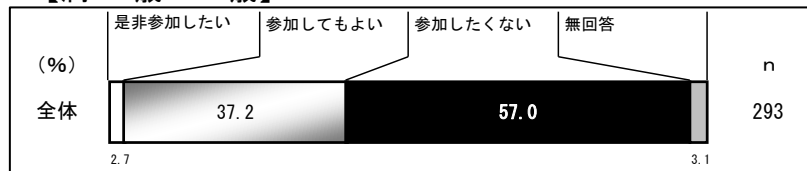
■地域活動に企画・運営として参加したいか（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）



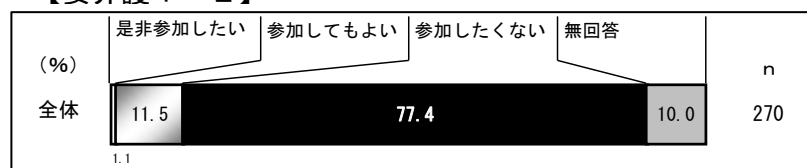
地域活動への企画・運営役としての参加の意思は3割強となっています。

■地域活動に企画・運営として参加したいか（介護保険・高齢者福祉に関する調査）

【満40歳～64歳】



【要介護1・2】

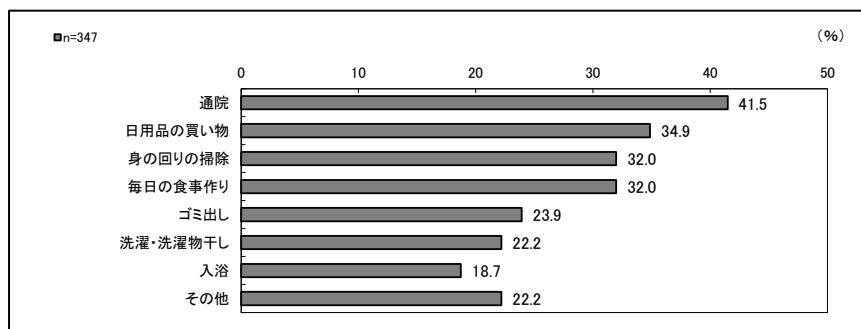


満40歳～64歳の市民の地域活動への企画・運営役としての参加の意思は約4割となっています。

一方、要介護1・2認定者については、「参加したくない」が8割強を占めています。

(5) たすけあいについて

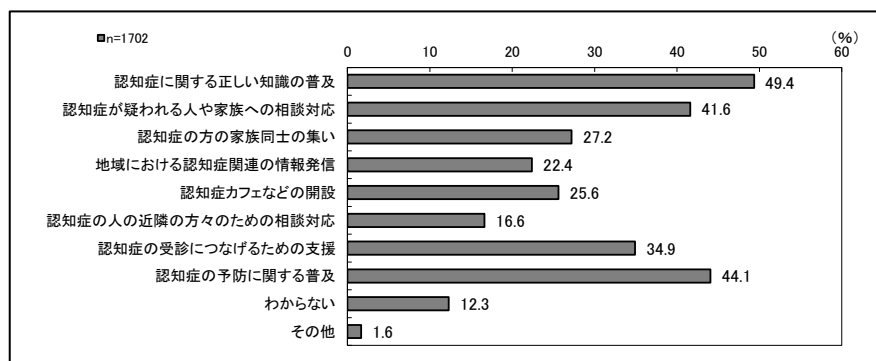
■ 困りごとの内容（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）



「普段の生活で困りごとはありますか」の設問に、1,702 人中「はい」と答えた約2割（347 人）の人に対し、困りごとの内容をうかがったところ、「通院」が最も多く、次いで「日用品の買い物」となっています。

(6) 認知症に関する取り組みについて

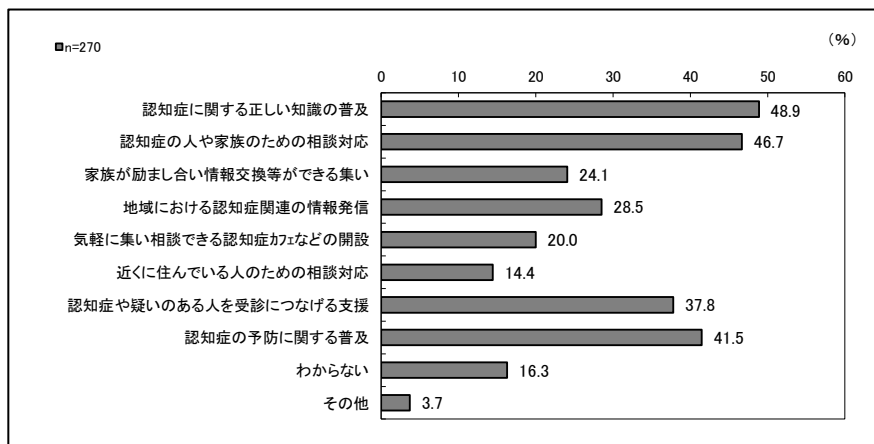
■ 認知症に関して必要と思う取り組み（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）



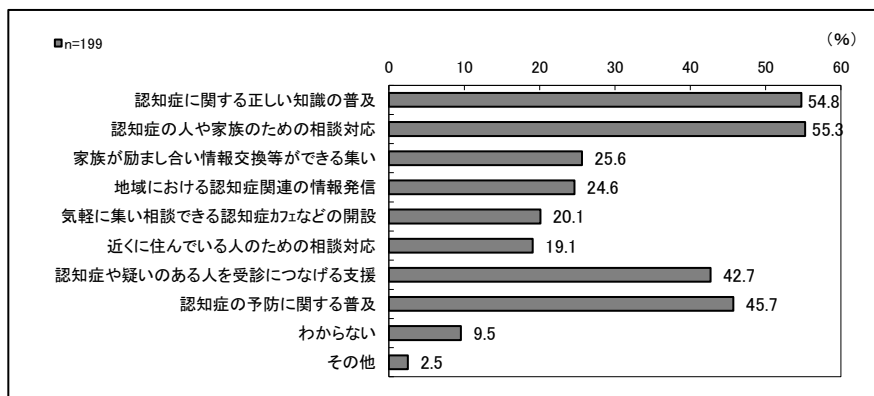
認知症に関して必要と思う取り組みについては、一般高齢者、要支援者といった、自立高齢者や軽度者を対象としていることから、「認知症に関する正しい知識の普及」や「予防に関する普及」が「相談対応」や「受診への支援」といった認知症の人への実際の対応よりも、必要とする割合が高くなっています。

■ 認知症に関して必要と思う取り組み（介護保険・高齢者福祉に関する調査）

【要介護1・2】



【要介護3～5】

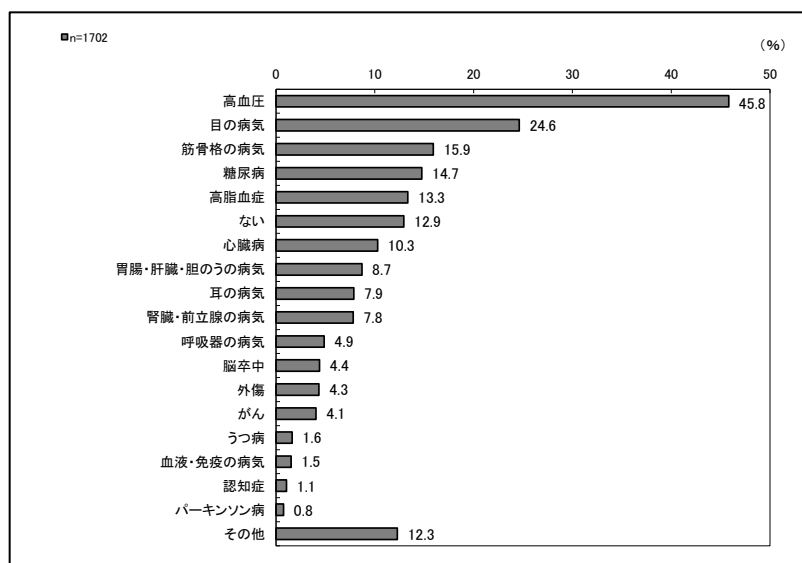


要介護1・2認定者の必要だと思う認知症に関する取り組みについては、「認知症に関する正しい知識の普及」が最も多く、以下「認知症の人や家族のための相談対応」「認知症の予防に関する普及」などとなっています。

要介護3～5認定者の必要だと思う認知症に関する取り組みについては、「認知症の人や家族のための相談対応」が最も多く、以下「認知症に関する正しい知識の普及」などとなっています。

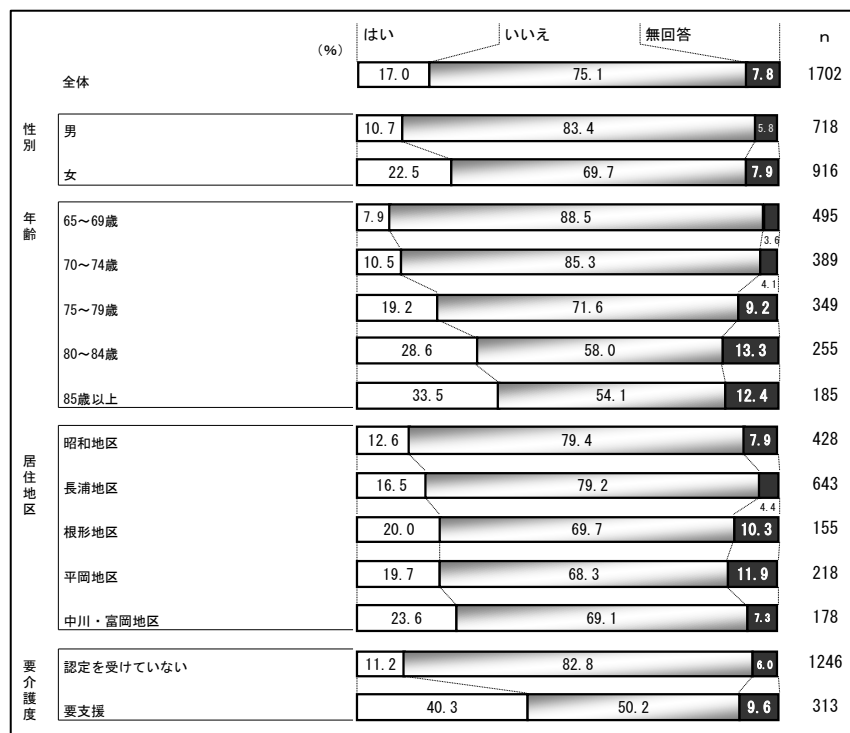
(7) 健康について

■現在治療中又は後遺症のある病気（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）



現在治療中の病気は「高血圧」が最も多く、次いで、「目の病気」、「筋骨格の病気」、「糖尿病」等、加齢に伴う疾患が上位を占めています。

■失禁が生活上、支障をきたす、手当てをしている（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）



尿失禁が日常生活において支障をきたしたり、手当てをしている割合は全体では 17%であるものの、男性は 10.7%、女性では 22.5%と性差が大きくなっています。また、加齢に伴い、その割合が増加しています。

(8) 生活支援サービス・保険サービスについて

■生活支援サービスの今後の利用意向（介護保険・高齢者福祉に関する調査）

【要介護1・2】

(%)	利用したい	利用の予定はない	わからない	無回答	n
(1) はり・きゅう・マッサージ 施術費	19.6	37.4	24.8	18.1	270
(2) 緊急通報システムの貸与	18.1	33.7	27.4	20.7	270
(3) 緊急医療キットの配布	21.5	30.0	24.4	24.1	270
(4) 高齢者等住宅整備資金の貸付	16.7	37.4	26.3	19.6	270
(5) 家具転倒防止器具取付事業	17.0	33.3	28.5	21.1	270
(6) 紙おむつ等の支給	51.5	14.8	14.1	19.6	270
(7) 理容師派遣	13.0	29.3	20.0	37.8	270
(8) 家族介護慰労金支給	11.9	22.2	27.8	38.1	270

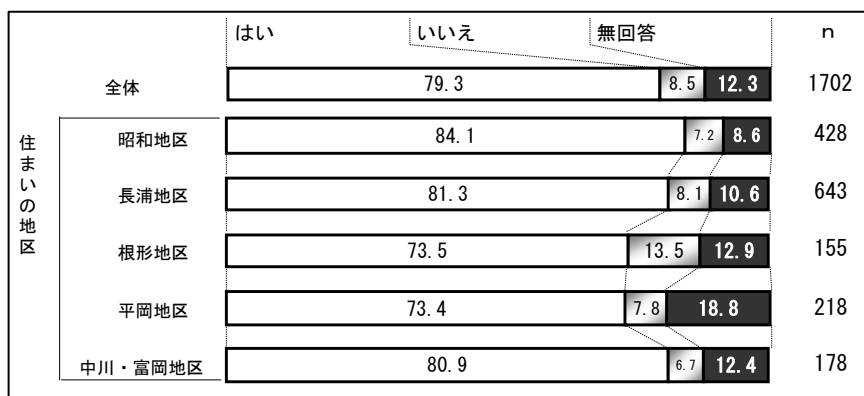
要介護認定者の生活支援サービスの今後の利用意向については、要介護1・2認定者、要介護3～5認定者とも、「紙おむつ等の支給」が多くなっています。

【要介護3～5】

(%)	利用したい	利用の予定はない	わからない	無回答	n
(1) はり・きゅう・マッサージ 施術費	15.1	35.2	29.1	20.6	199
(2) 緊急通報システムの貸与	12.6	40.7	25.6	21.1	199
(3) 緊急医療キットの配布	16.6	35.2	28.1	20.1	199
(4) 高齢者等住宅整備資金の貸付	10.1	48.2	21.6	20.1	199
(5) 家具転倒防止器具取付事業	14.6	42.7	22.6	20.1	199
(6) 紙おむつ等の支給	64.8	10.6	10.1	14.6	199
(7) 理容師派遣	30.2	35.7	17.6	16.6	199
(8) 家族介護慰労金支給	19.1	32.2	27.1	21.6	199

(9) 地域で暮らす意向について

■住み慣れた地域で最期まで暮らしたいか（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）

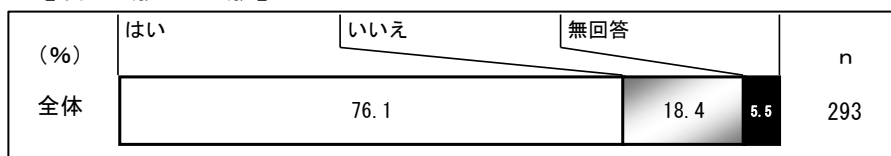


住み慣れた地域で最期まで暮らしたいかについては、「はい」は8割弱となっていますが、根形地区・平岡地区においては7割強と若干低くなっています。

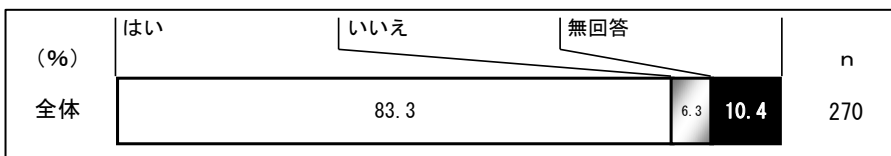
また、「暮らし続けたくない理由」としては、「買い物が不便」であったり、「車がないと生活できない」といった交通の問題があげられています。

■住み慣れた地域で最期まで暮らしたいか（介護保険・高齢者福祉に関する調査）

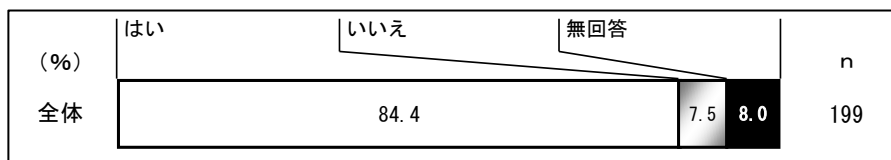
【満40歳～64歳】



【要介護1・2】



【要介護3～5】



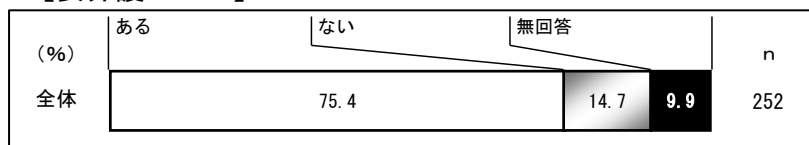
住み慣れた地域で最期まで暮らし続けたいかについて、「はい」と回答した割合については、満40歳～64歳の市民で76.1%、要介護1・2認定者で83.3%、要介護3～5認定者で84.4%となっています。

なお、「いいえ」の理由としては、ニーズ調査と同様、「交通の問題」のほか、「介護施設に入りたい」「近くにスーパーがない」「子どもの家の近くに住みたい」「地域の方との交流がない」などがあげられています。

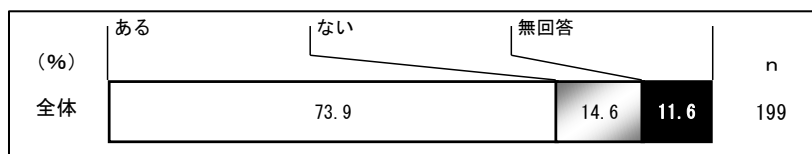
(10) 家族介護等の状況について

■介護に関する不安や悩みがあるか（介護保険・高齢者福祉に関する調査）

【要介護1・2】



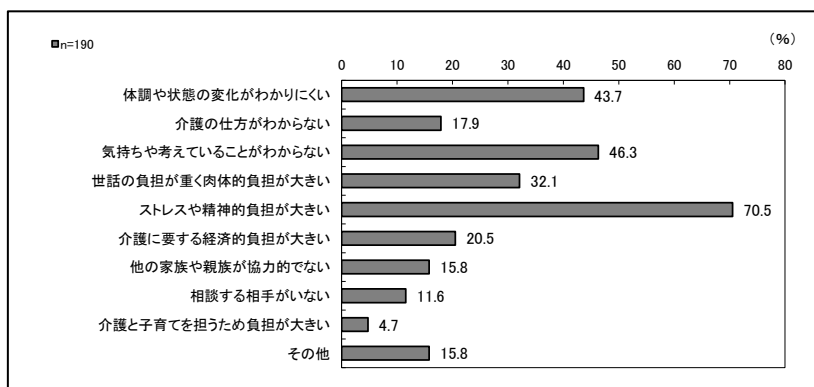
【要介護3～5】



要介護認定者の介護者に、介護に関する不安や悩みがあるか尋ねたところ、要介護1・2認定者では「ある」が75.4%、要介護3～5認定者では73.9%となっています。

■不安や悩みの内容（介護保険・高齢者福祉に関する調査）

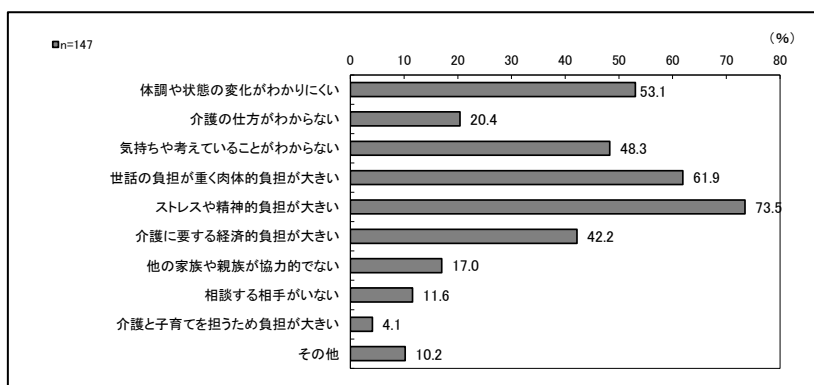
【要介護1・2】



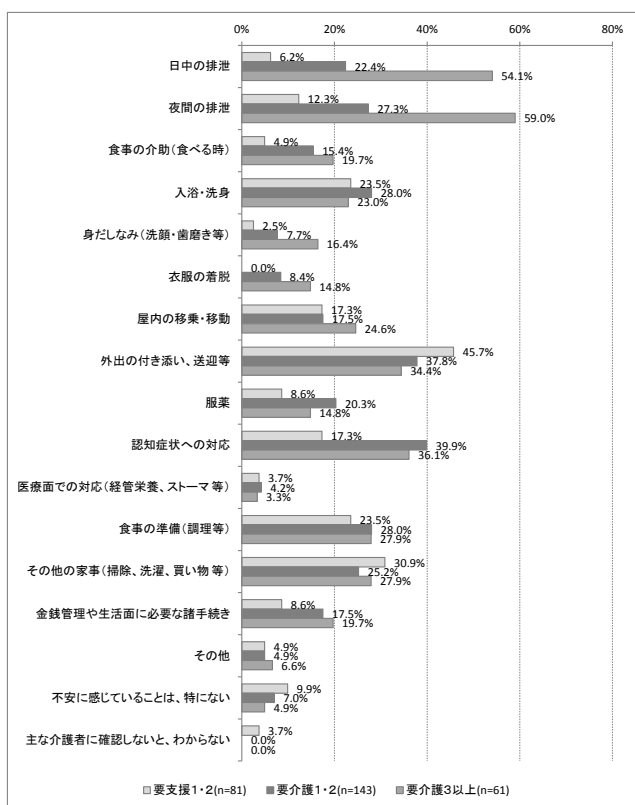
不安や悩みの内容については、要介護1・2認定者、要介護3～5認定者とも「ストレスや精神的負担が大きい」が最も多くなっています。

そのほか、「気持ちや考えていることがわからない」、「世話の負担が重く肉体的負担が大きい」「体調や状態の変化がわかりにくい」などが多くなっています。

【要介護3～5】



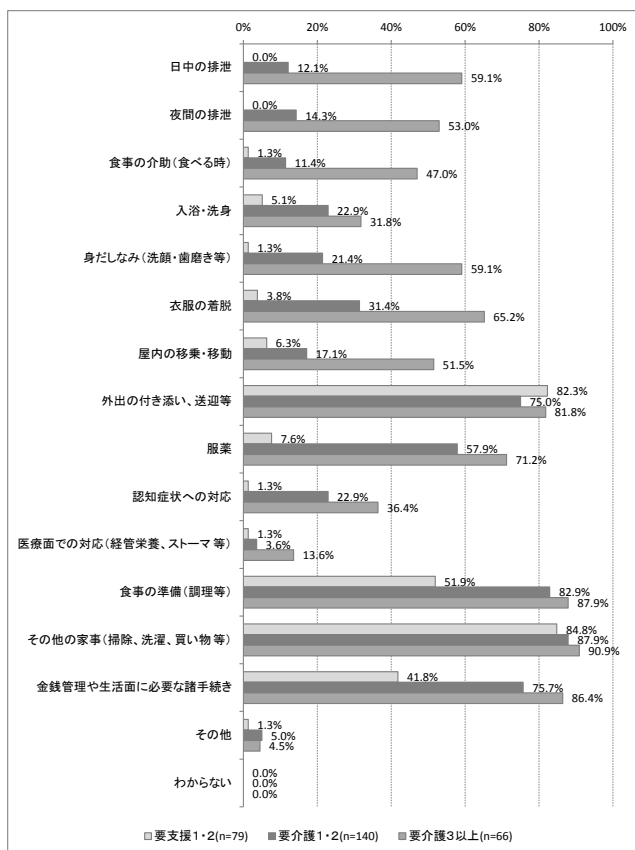
■要介護度別・介護者が不安に感じる介護（在宅介護実態調査）



在宅介護実態調査において、要介護度別の介護者が不安に感じる介護について尋ねたところ、全体的に介護度に関係なく不安度が高い項目として「外出の付き添い、送迎等」と「認知症状への対応」「食事の準備（調理等）」「その他の家事（掃除、洗濯、買い物等）」の項目が多くなっています。

なお、介護度が上がると不安になる項目として「日中の排泄」及び「夜間の排泄」があげられます。

■要介護度別・主な介護者が行っている介護（在宅介護実態調査）



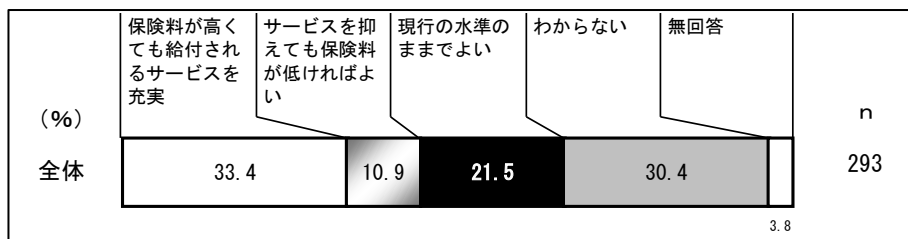
要介護度別に主な介護者が行っている介護は、介護度が上がるとほぼすべての項目の割合が増える傾向が顕著にみられます。

また、「その他の家事（掃除、洗濯、買い物等）」や「食事の準備（調理等）」「金銭管理や生活面に必要な諸手続き」「外出の付き添い、送迎等」などは80%を超える割合となっています。

(11) 今後の介護保険事業や高齢者施策について

■今後の介護保険料と高齢者施策のあり方について（介護保険・高齢者福祉に関する調査）

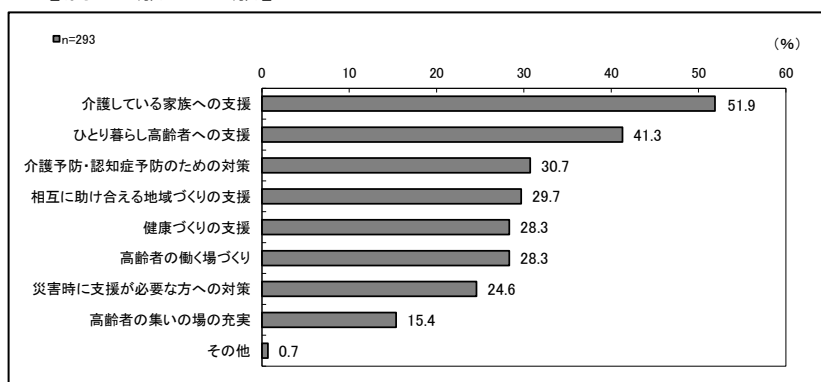
【満40歳～64歳】



満40歳～64歳の市民の今後の保険料と高齢者施策のあり方についての意向については、「保険料が高くても給付されるサービスを充実」が最も多く、次いで「現行の水準のままでよい」「サービスを抑えても保険料が低ければよい」となっています。

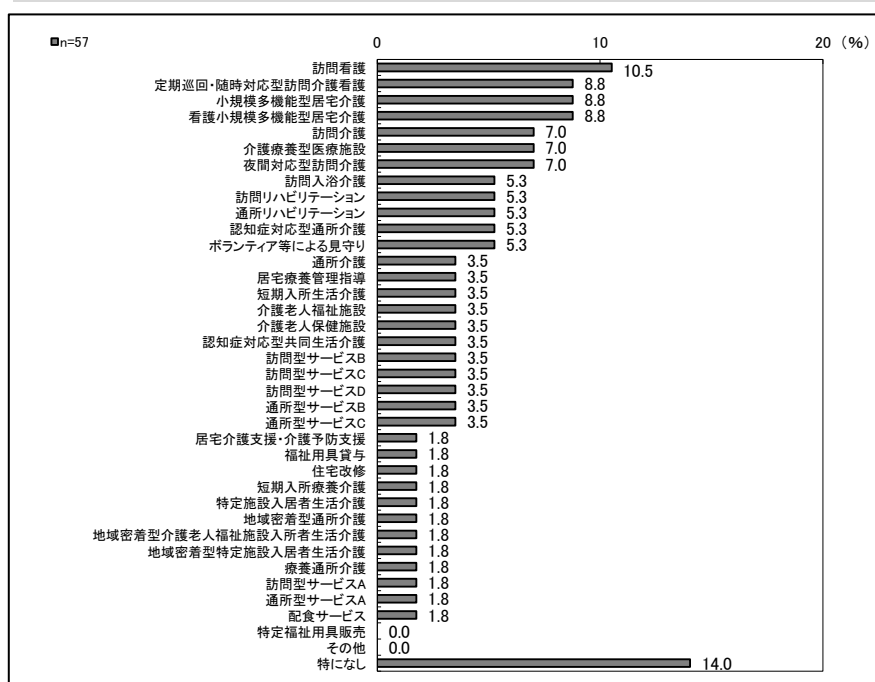
■今後力を入れてほしい高齢者施策（介護保険・高齢者福祉に関する調査）

【満40歳～64歳】



満40歳～64歳の市民の今後力を入れてほしい高齢者施策については、「介護している家族への支援」が最も多く、次いで「ひとり暮らし高齢者への支援」が続き、以下、「介護予防・認知症予防のための対策」などとなっています。

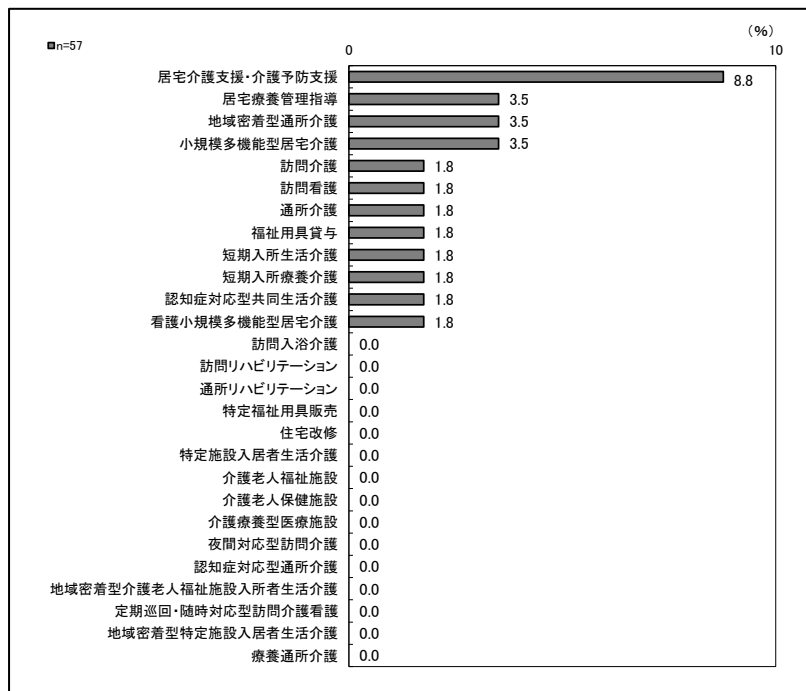
■不足又は今後不足する介護サービス（事業者調査）



介護サービス事業者に不足又は今後不足する介護サービスについて尋ねたところ、「訪問看護」が最も多く、次いで「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」「小規模多機能型居宅介護」「看護小規模多機能型居宅介護」などとなっています。

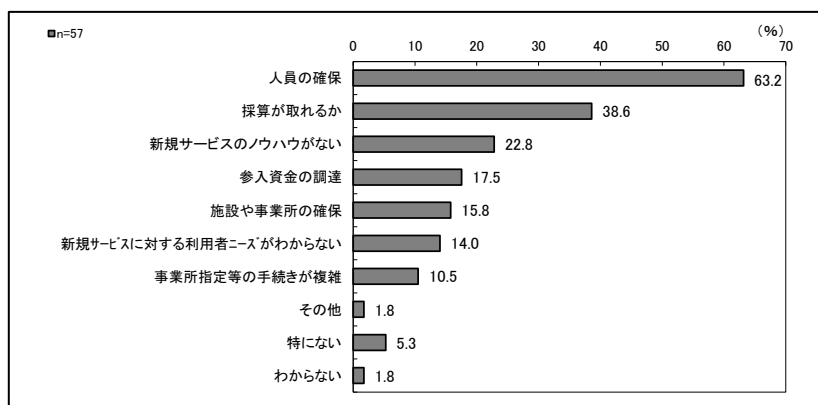
(12) 介護サービス提供の今後の意向

■今後提供したい介護サービス（事業者調査）



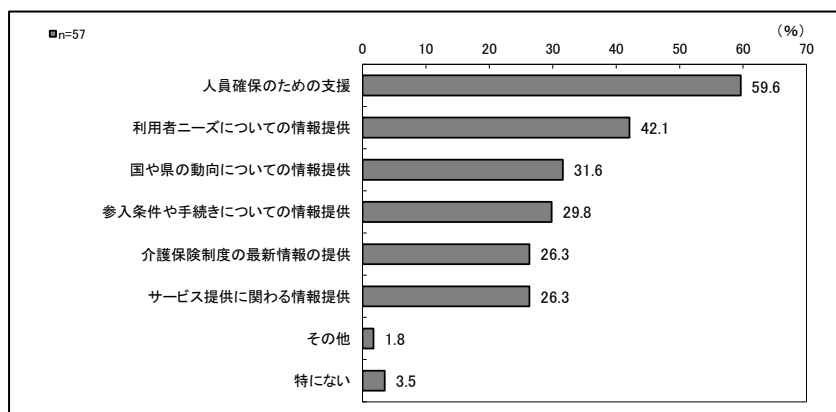
介護サービス事業者に平成32(2020)年度までのサービス提供に関する意向について尋ねたところ、全体の回答数は低かったものの、「居宅介護支援・介護予防支援」が8.8%で最も多く、次いで「居宅療養管理指導」「地域密着型通所介護」「小規模多機能型居宅介護」が同率で3.5%となっています。

■新規事業に参入する際の課題（事業者調査）



新規事業に参入する際の課題については、「人員の確保」が他を引き離して最も多く、人員不足が最大の課題となっていることがわかります。

■介護サービスを新設する場合にあるとよい支援（事業者調査）



介護サービスを新設する場合にあるとよい支援については、「人員確保のための支援」が最も多く、以下、「利用者ニーズについての情報提供」などとなっています。

第5節 第7期計画における重点課題

高齢者、要介護者数等の推移動向、今後の施策ニーズ、第6期計画の実施状況、介護保険制度の改正等を踏まえ、第7期計画の重点課題を次のとおり整理します。

重点課題1：高齢者の健康づくりと自立した生活への支援の充実

アンケート調査結果では、運動器や口腔、認知機能の低下リスクが比較的高い割合となりました。活力ある地域社会をつくるため、若い段階からの健康づくりや介護予防に取り組み、自立した期間をできるだけ延ばしていく必要があります。

なお、口腔機能、運動、栄養はそれぞれの機能、状態が密接に関連しており、それぞれを関連付け、介護予防に取り組んでいくことが必要です。

重点課題2：在宅生活を支援するサービスの充実、安定した生活の場の確保

在宅介護実態調査では、日中及び夜間の排泄や、家事全般に関することなど、介護度が上がり、認知症自立度が下がるとともに、24時間介護を必要とする要介護者の割合が増えていくことが明らかになっています。今後も後期高齢者が増加していくことを踏まえると、在宅でも介護度が高い高齢者が増加していくことが見込まれることから、重度の要介護者、単身や夫婦のみの高齢者世帯及び認知症高齢者等が住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、定期巡回・随時対応型訪問介護看護や小規模多機能型居宅介護のほか、医療関係者と介護関係者の連携体制を強化して、医療ニーズにも対応できる看護小規模多機能型居宅介護等の整備を進め、適切に提供できる体制を整備していく必要があります。

また、介護老人福祉施設については、介護が必要な状態や認知症になると家族や近所に迷惑をかけたくないという思いから、施設への入所を希望する割合が高まることも踏まえ、安心して老後を送れる環境を今から整備しておくことは重要です。

さらに、家族等介護者に対する相談体制の強化や、介護知識の普及・介護技術の向上、精神面での支援等をおこない、介護者の負担軽減を図る取り組みを推進していく必要があります。

重点課題3：高齢者の生きがいがづくり、活動の活性化

高齢者は身体機能の衰えとともに、家に閉じこもりがちになり、心身の機能低下を助長することとなります。アンケート調査結果からも、高齢になるほど地域活動への参加意欲は希薄になる傾向となっています。また、外出手段の確保が困難であるという声も多く、「暮らし続けたくない理由」として、「買い物が不便」であったり、「車がないと生活できない」といった交通の問題が挙げられるなど、介護予防、社会参加、QOLの向上といった面からも外出支援の充実は重要な要素と考えられます。

高齢者が安心して外出し、活躍の場を拡大していくため、外出支援の充実や就労・地域活動などへ参加できる仕組みづくりを進めるとともに、元気な高齢者が、地域活動や就労の場で新たな支え手・担い手として活躍することにより、生涯現役で活躍できる社会環境を整えていく必要があります。

重点課題4：地域で高齢者を見守り、支える体制の整備

高齢者が可能な限り住み慣れた地域や自宅で生活を続けていくためには、介護保険サービスだけでは限界があり、地域により高齢者を見守り支える、きめ細やかな支援が重要です。このため、行政のみならず市民・事業者、関係機関等がそれぞれの役割と連携のもとに協働して取り組み、地域包括ケアシステムを推進していく必要があります。

また、単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症高齢者等の支援を必要とする方が増えていくなかで、地域包括支援センターを中心とした相談体制の強化とあわせ、高齢者虐待防止、成年後見制度の活用の促進、防犯・防災体制の強化、認知症に対する正しい理解の普及・啓発の推進等に取り組み、誰もが安心して住み続けることができる地域社会の実現を図っていく必要があります。

さらに、介護保険サービス、介護保険以外のサービスについて、民間事業者をはじめとした多様な主体による多様なサービスの創設、参入や人材育成への支援を通じて、地域で高齢者を見守り、支えていく体制の整備を図る必要があります。

第3章 計画の基本理念と基本的方向

第1節 計画の基本理念

第6期計画においては、袖ヶ浦市総合計画及び袖ヶ浦市地域福祉計画を踏まえ、団塊の世代が75歳以上となる平成37（2025）年を見据えつつ、地域包括ケアシステムの構築に向けた「地域包括ケア推進プラン」として位置づけて、第6期計画以降を視野に入れた計画を策定し、施策・事業を遂行してきました。

今後ますます高齢化が進行していく中で、要介護者の増加や高齢者の生活意識、ニーズ等がさらに多様化していくことが予想されており、より一層、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、介護保険制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにしていく必要があります。

第7期の本計画では、これまでの実績を踏まえるとともに、第8期、第9期を見据えて段階的に取り組みを進めていくため、第6期計画までの理念「ふれあいとささえあい 共にはぐくむ 高齢社会」を継承し、地域包括ケアシステムの深化・推進を図り、高齢者が住み慣れた地域で支え合い、安心して暮らし続けられる高齢社会の実現を目指します。

■第7期計画の基本理念■

ふれあいとささえあい
共にはぐくむ 高齢社会

第2節 計画の基本目標と施策の体系

1 計画の基本目標

基本理念を踏まえ、第6期計画における課題や市民ニーズを踏まえながら重点課題への取り組みを行うとともに、第7期計画における地域包括ケアシステムのさらなる充実に向け、4つの基本目標を設定し、施策を推進していきます。

基本目標1：健康でいきいきとした暮らしの実現

高齢者が可能な限り、生涯にわたって心身ともに健康でいきいきと暮らしていくことができるよう、介護予防・日常生活支援総合事業のさらなる整備や自立支援のためのリハビリテーションの充実を進め、高齢者の自立支援、介護予防・重度化防止に向けた包括的な取り組みを行います。

また、定期的な健康診査等の受診を促進し、個々の身体的状況に応じた生活習慣づくりに市民が主体的に継続して取り組めるよう支援して健康寿命の延伸を目指すとともに、高齢者の経験や知識を活かし、社会的役割や生きがいを持って活動・活躍できるよう社会参加を促すため、介護予防を通じた交流活動や、地域活動への参画支援、就業機会の確保等に努めます。

基本目標2：住み慣れた地域で安心して暮らせる環境の整備

高齢者が安心して在宅生活を営めるように、相談支援や日常生活支援の充実に努めるとともに、住宅におけるバリアフリー化や多世代同居等の支援や、外出しやすい環境の整備に努めます。

また、高齢者が必要な医療や介護を受けながら、住み慣れた地域でできるだけ長く生活を続けられるように、地域における医療・介護の連携を進め、切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築を図ります。さらに、介護する家族の身体的、精神的及び経済的負担の軽減を図るとともに、介護者が安心して介護を続けることができるよう、支援の充実に取り組みます。

基本目標3：介護サービスの充実、福祉・介護人材の確保及び育成

高齢化のさらなる進行と要介護等高齢者数の伸びを踏まえて、介護保険制度改正への対応とともに、介護サービスの質と量を確保し、介護相談体制の充実、介護給付の適正化による介護保険事業の円滑な運営、質の向上を図ります。

さらに、福祉・介護に携わる人材への需要に対応すべく、就業の促進、定着支援に努めます。

基本目標4：地域で支え合う仕組みづくりの推進

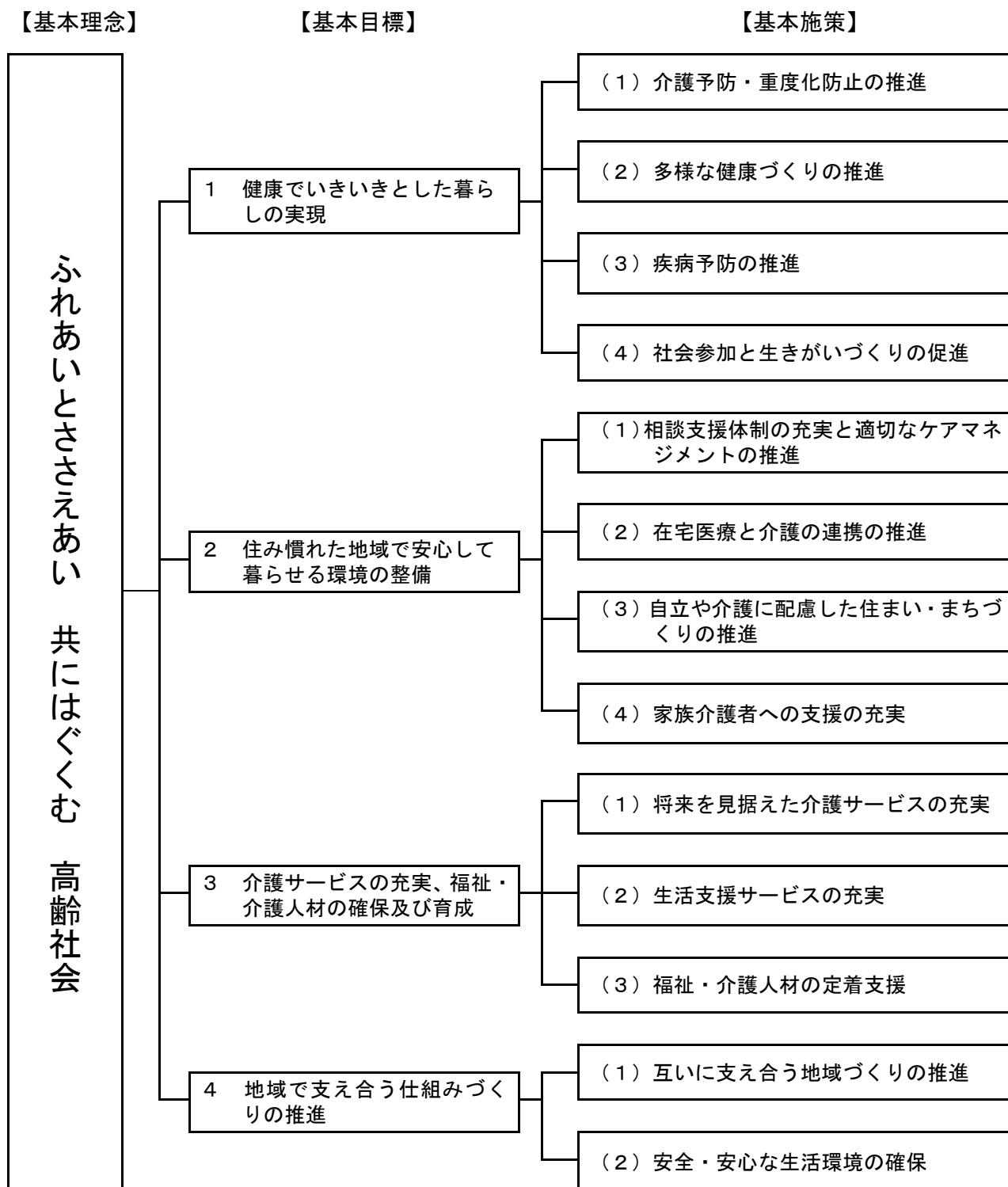
住民が地域活動に参加することによる地域での支え合いの体制づくりを推進します。また、住み慣れた地域で安全・安心に暮らし続けていくことができるよう、救急医療対策、見守り、権利擁護、防災対策等の施策を推進します。

第2章第5節「第7期計画における重点課題」については、次のようにそれぞれの基本目標の中で、課題解決に向けて対応していきます。

第7期計画における重点課題	基本目標			
	1	2	3	4
1 高齢者の健康づくりと自立した生活への支援の充実	○		○	
2 在宅生活を支援するサービスの充実、安定した生活の場の確保		○	○	○
3 高齢者の生きがいづくり、活動の活性化	○	○		
4 地域で高齢者を見守り、支える体制の整備		○	○	○

2 施策の体系

計画の基本目標を実現するために、以下の施策の体系で、施策の推進を図ります。

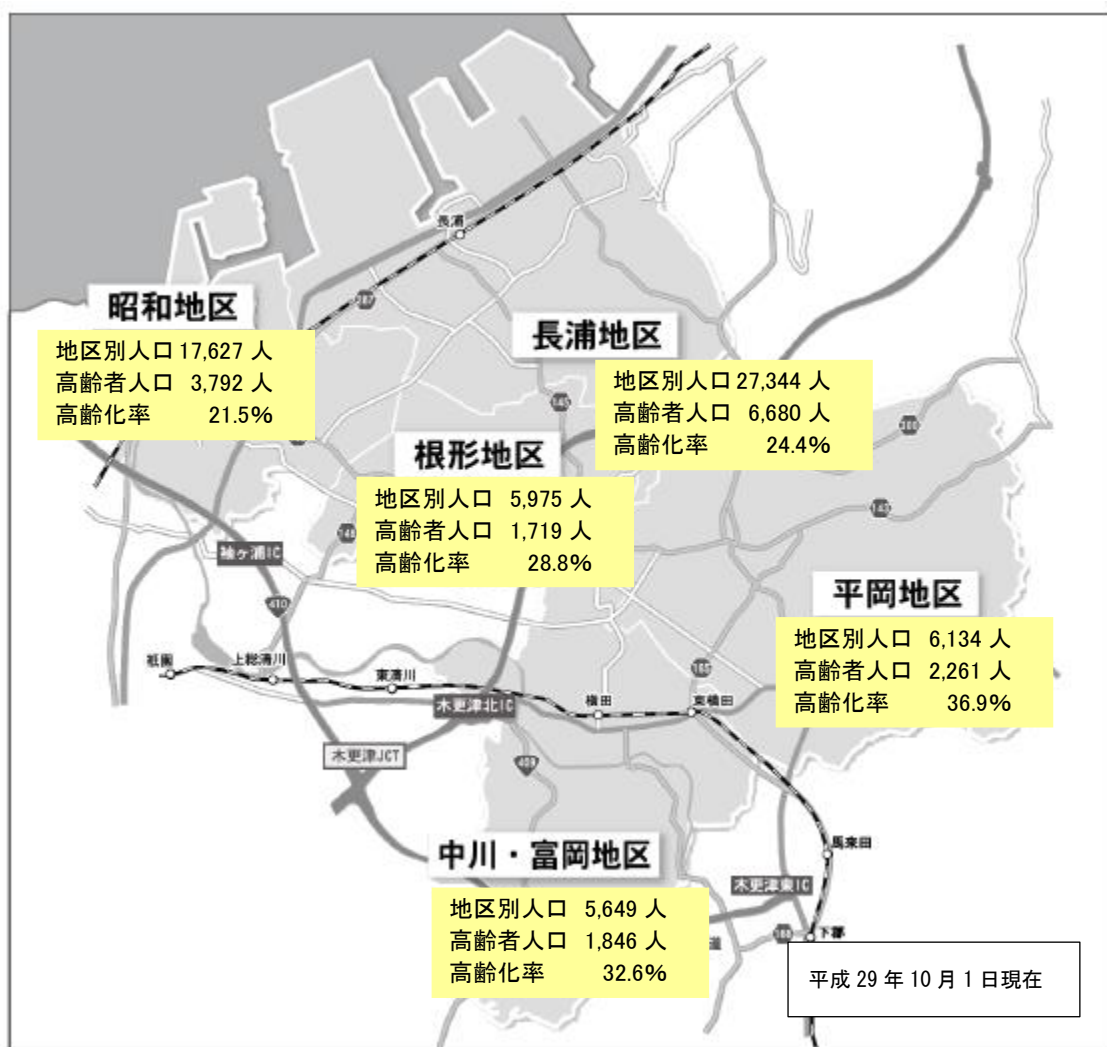


3 日常生活圏域の設定

日常生活圏域の設定について、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案した結果、第6期計画と同一区域である昭和地区、長浦地区、根形地区、平岡地区、中川・富岡地区の5つの圏域としサービスの提供・充実を図ります。

また、地域密着型サービスの整備については、これまでの計画と同様に、人口条件等に配慮し、長浦地区、昭和・根形地区、平岡・中川・富岡地区の3地区とします。

■袖ヶ浦市の日常生活圏域



■高齢者日常生活圏域の区分

圏域名	住所
昭和地区	坂戸市場、奈良輪、奈良輪1丁目～2丁目、袖ヶ浦駅前1丁目～2丁目、福王台1丁目～4丁目、神納、神納1丁目～2丁目、南袖
長浦地区	今井、今井1丁目～3丁目、蔵波、蔵波台1丁目～7丁目、長浦、長浦駅前1丁目～8丁目、久保田、久保田1丁目～2丁目、代宿、久保田代宿入会地、椎の森、北袖、中袖
根形地区	飯富、下新田、三ツ作、大曽根、野田、勝、のぞみ野
平岡地区	永地、下泉、高谷、三箇、三箇錯綜、川原井、林、野里、上泉、永吉、岩井
中川・富岡地区	百目木、百目木錯綜、横田、大鳥居、三黒、谷中、真理錯綜、下内橋錯綜、戸国飛地、下根岸、阿部、堂谷、打越、大竹、滝の口、吉野田、玉野、上宮田、下宮田

第4章 施策の展開

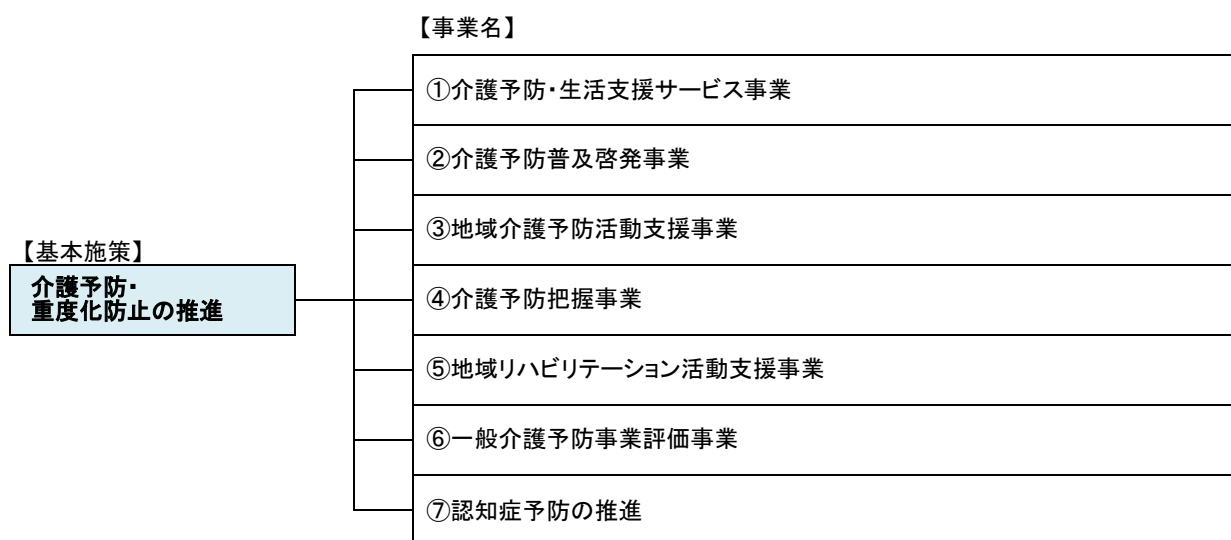
第1節 健康でいきいきとした暮らしの実現

1 介護予防・重度化防止の推進

【取り組みの方向】

高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるように、介護が必要な状態になることの予防や重度化を防止するための事業の推進を図ります。

【事業の体系】



【事業の概要】

事業名		事業概要	第7期の取り組み			
			H30 年度	H31 年度	H32 年度	担当課
①	介護予防・生活支援サービス事業 【改善】	要支援者及び介護予防・生活支援サービス事業対象者に対して、地域の実情に合わせた多様なサービスにより、効果的・効率的に介護予防や日常生活支援を行います。	・資格や人員等の基準を緩和した訪問型サービスAの充実 ・専門職による短期集中予防サービスCの充実 ・住民主体によるサービスB及びサービスDの実施の可能性に向けた検討	継続	継続	高齢者支援課

事業名		事業概要	第7期の取り組み			
			H30 年度	H31 年度	H32 年度	担当課
②	介護予防普及啓発事業【改善】	「おらが出張講座」の開催や広報紙への掲載、イベント時の啓発パンフレットの配布により、介護予防の必要性について普及啓発活動を行ないます。 また、食べる楽しみを持ち続けられるよう、口腔機能の維持のための相談や講習会を実施します。 さらに、活動的な生活が送れるよう、失禁予防のための体操等、講習会を実施します。 介護予防体操である「袖ケ浦いきいき百歳体操」については、実施地域や参加者のさらなる拡大を図っていきます。	・「口腔機能維持・向上」及び「失禁予防・失禁対策」のための相談や講習会の実施 ・袖ケ浦いきいき百歳体操参加者 1,000 人	・「口腔機能維持・向上」及び「失禁予防・失禁対策」のための相談や講習会の実施 ・袖ケ浦いきいき百歳体操参加者 1,050 人	・「口腔機能維持・向上」及び「失禁予防・失禁対策」のための相談や講習会の実施 ・袖ケ浦いきいき百歳体操参加者 1,100 人	高齢者支援課
③	地域介護予防活動支援事業【改善】	介護予防活動団体に対し、必要時、保健師等による技術支援や補助金による財政支援により活動の継続を図ります。 また、介護予防の取り組みを支援するサポーター（はつらつシニアサポーター）の支援により、介護予防活動の円滑な実施に結び付けます。 さらに、袖ケ浦いきいき百歳体操実施団体同士の交流、発表の場を設け、モチベーションの維持に努め、活動の継続を支援していきます。	袖ケ浦いきいき百歳体操全市交流会の実施	継続	継続	高齢者支援課
④	介護予防把握事業【継続】	医療機関や民生委員等からの様々な情報を活用し、生活機能が低下し支援が必要な高齢者を把握します。 なお、事業で把握した情報は、訪問通所一体型サービスC（専門職による短期集中サービス）等、各種介護予防につなげていきます。	継続	継続	継続	高齢者支援課
⑤	地域リハビリテーション活動支援事業【改善】	地域における介護予防の取り組みを強化するために、リハビリテーション専門職等の関与を促進していきます。	・リハビリテーション職等による介護予防団体への集団指導、個別評価の実施 ・地域ケア会議への参加	継続	継続	高齢者支援課

事業名		事業概要	第7期の取り組み			
			H30 年度	H31 年度	H32 年度	担当課
⑥	一般介護予防事業評価事業【継続】	一般介護予防事業(普及啓発、地域活動支援等)の実施状況を含め、地域づくりの観点から介護予防・日常生活支援総合事業全体の評価を行います。	継続	継続	継続	高齢者支援課
⑦	認知症予防の推進【改善】	認知症予防のための講演会等を開催するなどし、認知機能評価支援システムの活用を進め、認知症予防に関しての普及啓発を充実していきます。	認知症予防の講演会等の実施	継続	継続	高齢者支援課

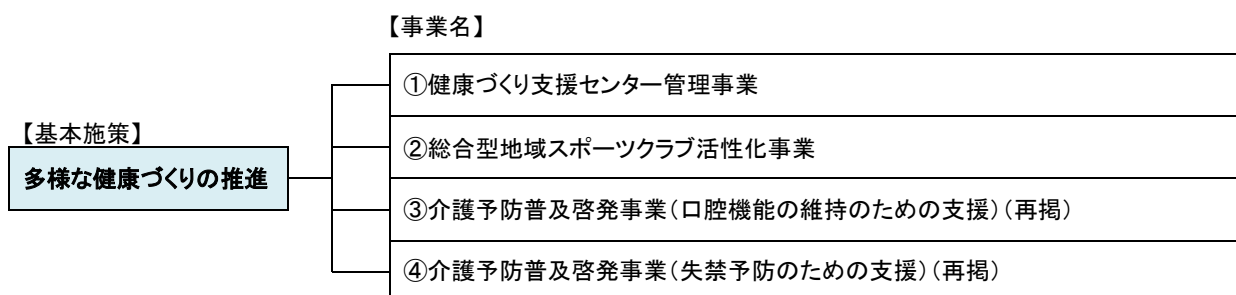
2 多様な健康づくりの推進

【取り組みの方向】

いつまでも元気で健康な生活を送れるように、健康づくり支援センターにおいて各種相談事業や健康づくりのための各種教室を開催するほか、若い世代から健康づくりに取り組めるよう、総合型地域スポーツクラブの活性化を図ります。

また、口腔機能の維持、向上や失禁予防への取り組みを行うことにより、活動的な生活に結びつけ、QOLの向上が図れるよう努めます。

【事業の体系】



【事業の概要】

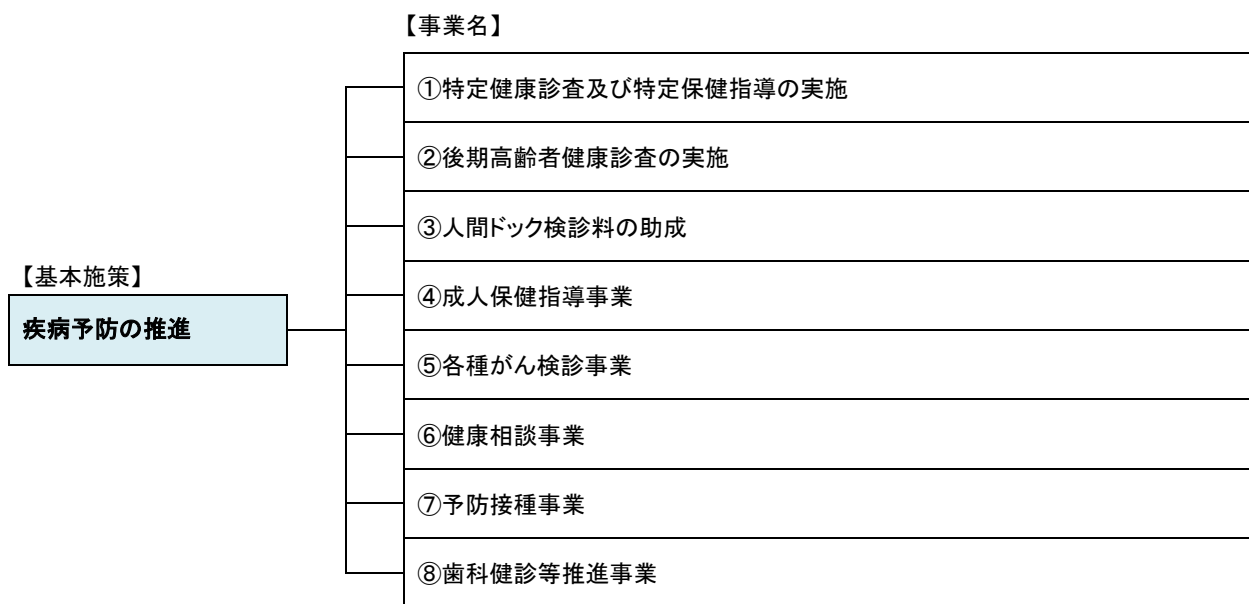
事業名		事業概要	第7期の取り組み			
			H30 年度	H31 年度	H32 年度	担当課
①	健康づくり支援センター管理事業 【継続】	総合的な健康づくり活動の場である健康づくり支援センターの運営により、市民の健康維持、増進を支援する。また、指定管理者による健康相談や各種教室を実施します。	継続	継続	継続	健康推進課
②	総合型地域スポーツクラブ活性化事業 【継続】	子どもから高齢者まで体を動かす機会と場を確保し、また青少年の健全育成と地域住民のつながりを高めるスポーツ環境を整備するため、総合型地域スポーツクラブの活動やクラブ間の交流活動を支援します。	継続	継続	継続	体育振興課
③	介護予防普及啓発事業(口腔機能の維持のための支援) 【新規】(再掲)	食べる楽しみを持ち続けられるよう、口腔機能の維持、向上のための相談や講習会を実施します。	口腔機能の維持、向上のための相談や講習会の実施	継続	継続	高齢者支援課
④	介護予防普及啓発事業(失禁予防のための支援) 【新規】(再掲)	積極的に外出する等、活動的な生活が送れるよう、失禁予防のための体操等、講習会を実施します。	失禁予防のための講習会の実施	継続	継続	高齢者支援課

3 疾病予防の推進

【取り組みの方向】

高齢者等の疾病を予防するため、健康診査や保健指導、がん・人間ドック・歯科等各種検診、予防接種などに取り組みます。

【事業の体系】



【事業の概要】

事業名		事業概要	第7期の取り組み			
			H30 年度	H31 年度	H32 年度	担当課
①	特定健康診査及び特定保健指導の実施 【継続】	生活習慣病の予防・改善と医療費の適正化対策を推進するため、健診・保健指導対象者の拡大や実施方法の充実を図り、また個人へのインセンティブの提供により国民健康保険加入者自らが生活習慣を見直し、自発的に予防する行動変容を支援します。	継続	継続	継続	保険年金課 健康推進課
②	後期高齢者健康診査の実施 【継続】	後期高齢者医療に加入する被保険者等を対象とした健康診査を千葉県後期高齢者医療広域連合より受託して実施します。	継続	継続	継続	保険年金課

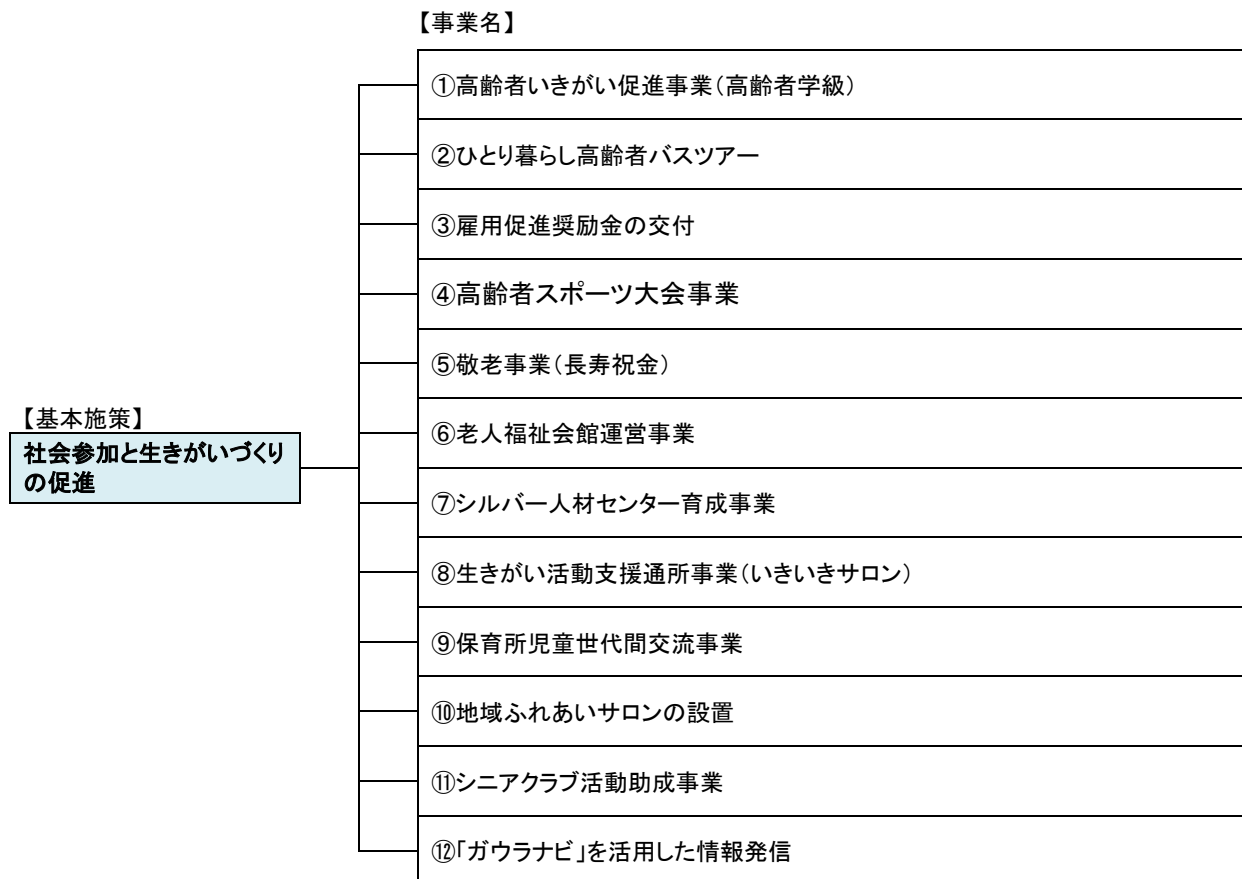
事業名		事業概要	第7期の取り組み			
			H30 年度	H31 年度	H32 年度	担当課
③	人間ドック検診料の助成【改善】	国民健康保険に6月以上加入している満年齢 35 歳以上の方及び後期高齢者医療制度加入者の人間ドック受診者に対し、検診料の一部を助成します。	継続	助成額の見直し検討	助成額の見直し	保険年金課
④	成人保健指導事業【継続】	生活習慣病予防講演会を医師会や歯科医師会の協力を得て、生活習慣病予防への関心と理解が深まるよう実施します。	講演回数 1 回 定員 40 名	講演回数 1 回 定員 40 名	講演回数 1 回 定員 40 名	健康推進課
⑤	各種がん検診事業【継続】	肺がん、胃がん、大腸がん、子宮がん、乳がんの各種がん検診の実施により、がんの早期発見・早期治療に結びつけるとともに、広報紙、HP への掲載や個別通知などを行い受診者の拡大を図ります。	継続	継続	継続	健康推進課
⑥	健康相談事業【継続】	健診結果等をもとに、個人への保健指導を実施し、生活習慣病の発症予防や重症化予防に向けた取り組みを支援し、QOL の向上や健康寿命の延伸を図ります。 また、健康づくり支援センターにおいても、健康不安を抱える利用者からの相談や、栄養や運動などに関する相談にも随時対応します。	継続	継続	継続	健康推進課
⑦	予防接種事業【継続】	高齢者を対象としたインフルエンザや肺炎球菌ワクチンの予防接種を実施し、疾病予防を推進します。	継続	継続	継続	健康推進課
⑧	歯科健診等推進事業【継続】	【成人歯科検診】 30・40・50・60・70 歳(節目年齢)の市民を対象に、歯科健康診査を実施し、併せて口腔衛生指導を行います。 【後期高齢者歯科検診】 千葉県後期高齢者医療広域連合被保険者のうち、76 歳の方を対象とした歯科健康診査を実施し、口腔衛生指導及び食事生活指導を行います。	継続	継続	継続	健康推進課

4 社会参加と生きがいづくりの促進

【取り組みの方向】

高齢者の生活の充実を図るため、高齢者自身が自ら培った技能や知識を活かしながら社会を支える一員として活躍できるよう、生きがい活動や社会参加、地域貢献活動等の機会提供の推進とともに、就業機会の確保を図ります。

【事業の体系】



【事業の概要】

事業名		事業概要	第7期の取り組み			
			H30 年度	H31 年度	H32 年度	担当課
①	高齢者いきがい促進事業(高齢者学級) 【継続】	健康で充実した生活を送ることができるよう、学習や交流活動を通して一人ひとりの生きがいを促進するとともに、仲間づくりを行います。	継続	継続	継続	市民会館 各公民館
②	ひとり暮らし高齢者バスツアー 【継続】	共同募金配分金を財源とし、各地区社会福祉協議会がひとり暮らし高齢者を対象にバスツアーを実施し、交流の場を設けることで、地域活動への参加と生きがいづくりを促進します。	継続	継続	継続	社会福祉協議会

事業名		事業概要	第7期の取り組み			
			H30 年度	H31 年度	H32 年度	担当課
③	雇用促進奨励金の交付事業【継続】	55歳以上の高齢者及び障がい者を雇用する事業主に対し、雇用促進奨励金を交付することにより、雇用の機会の増大を図ります。 【平成31年度以降は見直し(廃止)を検討します。】	新規交付 5社 交付対象者 5名	新規交付 5社 交付対象者 5名	見直し検討	商工観光課
④	高齢者スポーツ大会事業【継続】	高齢者がスポーツを通じて健康の保持及び交流を深めることにより、生活の喜びを高めることを目的にスポーツ大会を開催します。	参加者 700人	参加者 700人	参加者 700人	高齢者支援課
⑤	敬老事業(長寿祝金)【継続】	満88歳、満99歳以上の高齢者に長寿祝金を、満100歳、最高齢者に祝品を贈呈します。	継続	継続	継続	高齢者支援課
⑥	老人福祉会館運営事業【継続】	高齢者等の憩いの場となる老人福祉会館の維持管理、運営を行います。	継続	継続	継続	高齢者支援課
⑦	シルバー人材センター育成事業【継続】	高齢者の経験と技能を活かした就労の場を確保するため、シルバー人材センターの経営の安定化を図るための支援を行います。 また、高齢者の日常生活支援など、長期的な受託業務を検討し、安定収入の確保を支援するなど会員数の増加に向けた経営の安定化を支援します。	会員数 320人	会員数 320人	会員数 320人	高齢者支援課
⑧	生きがい活動支援通所事業(いきいきサロン)【継続】	高齢者の生きがいと社会参加を促進するために、家に閉じこもりがちな高齢者等に対し、デイサービス事業を行います。 また、要支援者へのサービス提供など対象者の見直しも併せて行います。	利用者数 35人	利用者数 35人	利用者数 35人	高齢者支援課
⑨	保育所児童世代間交流事業【継続】	高齢者と保育所児童との世代間の交流機会を充実させ、安心して子どもを生き育てる地域づくりを推進するとともに、世代間の支え合いの精神を育みます。	実施保育所 4箇所	実施保育所 4箇所	実施保育所 4箇所	保育課
⑩	地域ふれあいサロンの設置【継続】	高齢者が孤立しないよう、地域の中に集える場所(サロン)をつくり、住民、ボランティア等との交流機会を設けることで、地域で顔の見える関係づくりを促進し、高齢者の地域参加を促進します。	継続	継続	継続	社会福祉協議会

事業名		事業概要	第7期の取り組み			
			H30 年度	H31 年度	H32 年度	担当課
⑪	シニアクラブ活動 助成事業 【継続】	単位シニアクラブ及びシニアクラブ連合会の社会参加活動、文化活動、体力・健康づくり事業を支援します。 また、クラブとの連携により、会員の加入促進を図ります。	継続	継続	継続	高齢者支援課
⑫	「ガウラナビ」を活用した情報発信 【継続】	ボランティア団体、NPO団体等の活動情報を市ホームページ、市民活動情報サイト（ガウラナビ）を活用して公開し、参加の促進を図ります。	継続	継続	継続	市民活動支援課

第2節 住み慣れた地域で安心して暮らせる環境の整備

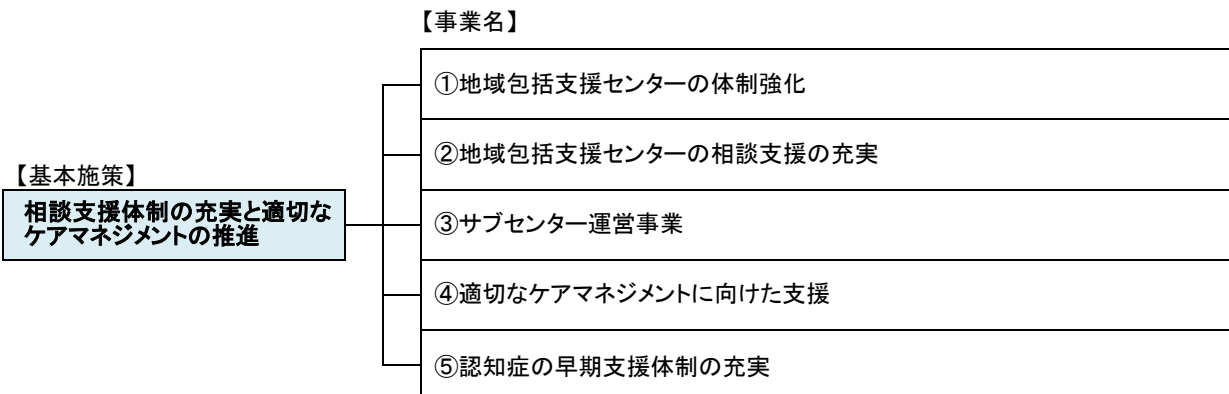
1 相談支援体制の充実と適切なケアマネジメントの推進

【取り組みの方向】

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、地域包括支援センターの機能を強化し、認知症等相談支援体制の充実を図ります。

また、地域ケア会議の推進により、地域課題の把握から地域資源開発や課題解決に向けた検討を行うとともに、適切なケアマネジメントを推進し、ケアマネジメントの質の向上を図ります。

【事業の体系】



【事業の概要】

事業名		事業概要	第7期の取り組み			
			H30 年度	H31 年度	H32 年度	担当課
①	地域包括支援センターの体制強化 【新規】	地域包括ケアの実現に向け、役割や業務の拡大が求められている地域包括支援センターの人員体制を検討し、必要な対策を講じます。さらに、より効果的・効率的な運営ができるよう、介護保険法に基づく地域包括支援センターの定期的な評価方法について検討し、評価を実施します。	・体制強化のための適正な人員体制の検討 ・定期的な評価方法についての検討	・体制強化のための適正な人員体制の改善 ・定期的な評価の実施	継続	高齢者支援課
②	地域包括支援センターの相談支援の充実 【継続】	地域包括支援センターの相談支援の充実を図るため、研修等を活用し、専門職の資質の向上に努めます。また、地域の関係機関等との連携を密にし、高齢者やその家族のニーズを的確に把握し、包括的な支援を行います。	継続	継続	継続	高齢者支援課

事業名		事業概要	第7期の取り組み			
			H30 年度	H31 年度	H32 年度	担当課
③	サブセンター運営事業 【継続】	身近な地域で高齢者に関する相談ができるよう、ながら、ひらかわサブセンターを運営していきます。 さらに、高齢化の進行や介護保険制度改正により役割や業務が増加し続けることから、効果的・効率的な運営に向けた体制のあり方を検討します。	効果的・効率的な運営体制の検討	効果的・効率的な運営体制の検討	効果的・効率的な運営体制の検討	高齢者支援課
④	適切なケアマネジメントに向けた支援 【新規】	利用者のニーズを適切に把握し、介護予防・自立支援に資するケアプラン（介護サービス計画）等の作成ができているか、地域包括支援センターによるケアプランの確認とともに、地域ケア会議等個別の検討を通して、マネジメント力の向上を図ります。	・地域包括支援センターによるケアプラン確認 ・個別の地域ケア会議の開催	継続	継続	高齢者支援課
⑤	認知症の早期支援体制の充実 【継続】	認知症初期集中支援チームが認知症の人や家族に早期に関わり、自立に向けた包括的・集中的な支援を行うとともに、家族の介護負担の軽減を図ります。	・認知症初期集中支援チームによる訪問 ・認知症初期集中支援チーム員会議による、より良い支援の検討	継続	継続	高齢者支援課

2 在宅医療と介護の連携の推進

【取り組みの方向】

在宅医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療・介護関係者の連携を推進します。

また、在宅生活において切れ目ないサービスを受けられるような体制の整備を図るとともに、相談窓口や啓発活動により地域住民への在宅医療や介護に関しての周知を図ります。

【事業の体系】

【事業名】

在宅医療と介護の連携
の推進

①在宅医療・介護連携推進事業

【事業の概要】

事業名	事業概要	第7期の取り組み			
		H30 年度	H31 年度	H32 年度	担当課
①在宅医療・介護 連携推進事業 【改善】	【連携の推進に向けた土台づくり】 地域の医療・介護の資源の情報収集等、状況を把握し、医療・介護関係者と共有するなど、連携にあたっての課題の抽出、対応策の検討を実施します。	・医療介護連携推進に係る会議及び作業部会での検討 ・「在宅医療と介護マップ」の活用及び情報の更新	継続	継続	高齢者支援課
	【関係者間の顔の見える関係の構築】 医療と介護の両方を必要とする高齢者に適切な医療と介護が提供されるよう、知識の習得や相互の専門性を理解する多職種協働研修を実施していきます。 また、多職種による会議や研修を通して、多職種間で顔の見える関係づくりを進めていきます。	・医療介護連携推進にかかる会議及び作業部会の実施 ・多職種研修会の実施			
	【在宅医療と介護の提供体制の整備】 在宅生活において医療と介護の切れ目ないサービスを受けられる体制を整備します。 医療・介護関係者間の円滑な情報共有を進めていきます。 在宅医療と介護に関する相談窓口を設置し、必要な情報提供を行います。 地域住民に対し、在宅医療や介護について、シンポジウム等を開催し、住民の理解の促進や適宜住民ニーズを把握していきます。	・医療・介護連携にかかる会議や作業部会による検討 ・千葉県地域生活連携シートの活用 ・住民向けシンポジウムや地域座談会、講演会の実施			

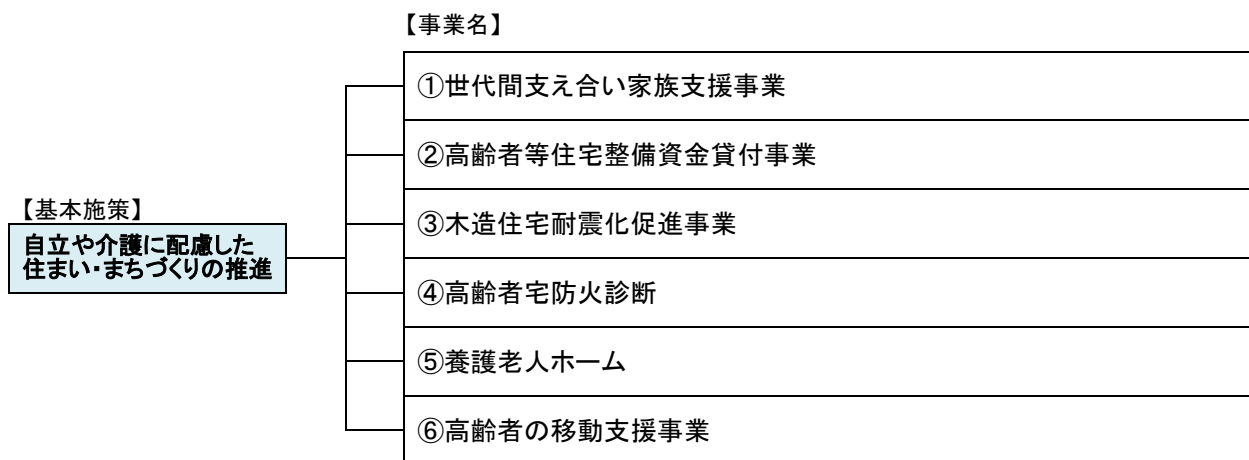
3 自立や介護に配慮した住まい・まちづくりの推進

【取り組みの方向】

高齢者が住み慣れた地域や自宅で介護サービスを受けながら安心して暮らせるように、単身や夫婦のみの高齢者世帯の減少に向けた多世代同居等の支援やバリアフリーなどの住宅改修、耐震診断、防火診断などの住宅施策を実施します。

また、環境及び経済的理由により生活が困難になった場合は、養護老人ホームへの措置等を実施します。

【事業の体系】



【事業の概要】

事業名		事業概要	第7期の取り組み			
			H30 年度	H31 年度	H32 年度	担当課
①	世代間支え合い家族支援事業 【継続】	親、子、孫等が同居又は近隣に居住し、お互いを支え合いながら生活する多世代同居等を支援し、高齢者の孤立を防ぐとともに家族の絆の再生を図ります。 引き続き、住宅メーカーへのPRなどを実施し、利用促進を図ります。	利用者数 16 人	利用者数 18 人	利用者数 20 人	高齢者支援課
②	高齢者等住宅整備資金貸付事業 【継続】	高齢者が自宅で日常生活を営むことができるよう浴室やトイレの改修、段差の解消、手すり、スロープの設置等の住宅改修に対し、資金を無利子で貸付します。	継続	継続	継続	高齢者支援課

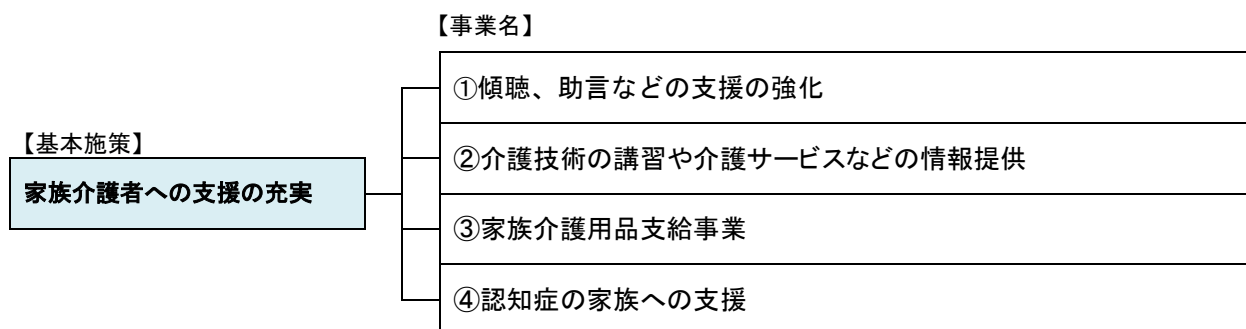
事業名		事業概要	第7期の取り組み			
			H30 年度	H31 年度	H32 年度	担当課
③	木造住宅耐震化促進事業 【継続】	平成 12 年以前に建築された木造住宅を対象とし、定期的に無料の耐震相談会を開催するなど、耐震化率の向上を目的とした啓発活動を実施します。 また、耐震診断及び耐震改修工事に係る費用の補助を実施し、高齢者及び障がい者については、耐震診断の結果から、一定の条件を満たした場合に、耐震改修工事に係る補助額を増額します。	継続	継続	継続	建築住宅課
④	高齢者宅防火診断 【継続】	ひとり暮らし高齢者宅に対し、防火思想の普及を図り、被害の軽減、安全確保をするため、住宅用防災機器、電気、ガス器具等の防火診断を実施し、アドバイスをを行います。	実施人数 90 人	実施人数 90 人	実施人数 90 人	消防本部 予防課
⑤	養護老人ホーム 【継続】	千葉県内の養護老人ホームは、定員に達していない状況から、現在のところほぼ充足しています。 潜在的な対象者の発掘を図るとともに、生活が困難なケースや高齢者虐待のケースが発生した場合には、関係機関と連携して迅速に措置入所等を行います。 また、天羽養護老人ホームの老朽化に伴い、代替施設として、君津圏域内に民営の養護老人ホーム（定員 50 人）の誘致を図ります。	継続	継続	継続 民間施設 （定員 50 人）開設	高齢者支援課
⑥	高齢者の移動支援事業 【新規】	自身での自動車の運転が困難になったり、家族などからの支援がないなど、自家用車での移動が困難な高齢者及び駅やバス停が遠いなど、公共交通での移動が困難な高齢者などの移動の支援を検討します。	検討	検討	実施	高齢者支援課 企画課

4 家族介護者への支援の充実

【取り組みの方向】

家族等の介護者が抱えている問題は、体力・精神面での疲れや不安、自身の健康、仕事との両立、経済面など、多岐にわたっています。家族等の介護者が、地域の中で孤立することなく、また介護をしながら働き続けることができる社会を目指し、介護者の身体的・精神的な負担を軽減できるよう支援に取り組みます。

【事業の体系】



【事業の概要】

事業名		事業概要	第7期の取り組み			
			H30 年度	H31 年度	H32 年度	担当課
①	傾聴、助言などの支援の強化 【継続】	地域包括支援センターが中心となって介護者の不安や負担に寄り添い、適切な助言を行うよう努めます。また、適宜、必要な関係機関につなげていきます。認知症支援については、認知症地域支援推進員による支援体制の強化を図っていきます。	傾聴と適切な助言による支援の実施 認知症地域支援推進員4名配置	継続	継続	高齢者支援課
②	介護技術の講習や介護サービスなどの情報提供 【新規】	家族介護者が介護方法や各種サービスについて学ぶ家族介護教室を実施し、安心して介護を続けることが出来るよう支援を行います。	家族介護教室の実施	継続	継続	高齢者支援課
③	家族介護用品支給事業 【継続】	要介護認定を受けて在宅で紙おむつ等を必要としている高齢者の介護者及びひとり暮らしの高齢者を対象に介護用品を支給します。	利用者数 620 人	利用者数 640 人	利用者数 660 人	高齢者支援課

事業名		事業概要	第7期の取り組み			
			H30 年度	H31 年度	H32 年度	担当課
④	認知症の家族への支援 【改善】	地域における家族の交流の場や認知症カフェの設置の促進、認知症初期集中支援チームによる支援等により、認知症の人の家族の不安の軽減や認知症への正しい理解を広める等、家族支援を充実していきます。	地域に根ざした家族のつどいの開催の検討 認知症カフェ設置 3箇所	地域に根ざした家族のつどいの開催の検討 認知症カフェ設置 4箇所	地域に根ざした家族のつどいの開催の検討 認知症カフェ設置 5箇所	高齢者支援課

第3節 介護サービスの充実、福祉・介護人材の確保及び育成

1 将来を見据えた介護サービスの充実

【取り組みの方向】

高齢者が、身近できめ細かな介護保険サービスを受けられるように、介護相談の充実、サービスの充実を図り、適正かつ円滑な運営を図ります。

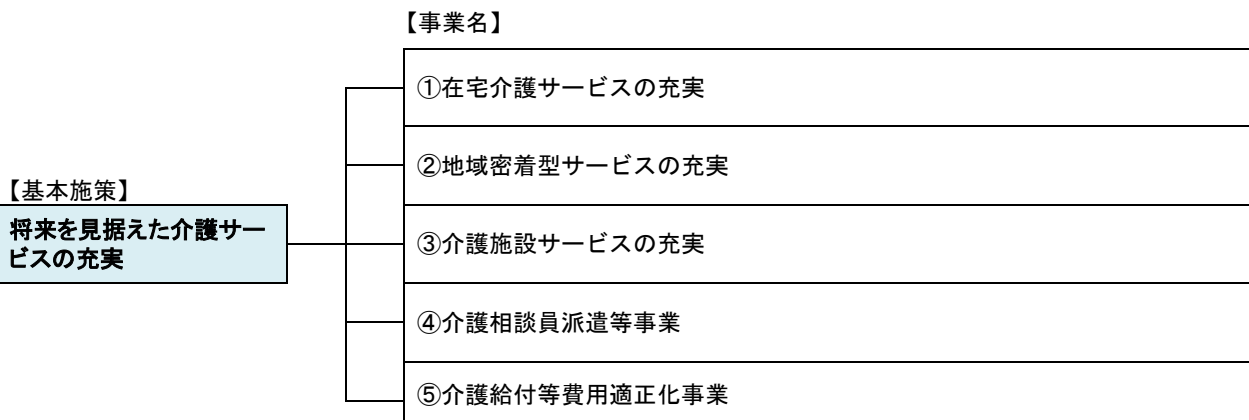
在宅介護サービスについては、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを継続させるためのサービス量を見込みながら、必要な基盤の整備を図ります。

また、介護を必要とする高齢者が可能な限り住み慣れた地域で生活を継続できるよう、事業者等と密接に連携しつつ、地域密着型サービスの整備を進め、多様で柔軟な介護保険サービスの拠点の充実を図ります。

介護施設サービスについては、高齢になるほど単身や夫婦のみの高齢者世帯の介護施設サービスへの意向が高まることを踏まえ、安心して老後を送れる環境を整備するため、利用実績、介護保険料への影響などを考慮し整備を推進していきます。

なお、在宅介護サービス、地域密着型サービス、介護施設サービスにおける個別のサービスの第6期計画の実績や第7期計画の見込み等については、「第5章 介護保険サービス見込み量と保険料の算出」に掲載しています。

【事業の体系】



【事業の概要】

事業名		事業概要	第7期の取り組み			
			H30 年度	H31 年度	H32 年度	担当課
①	在宅介護サービスの充実 【継続】	高齢者が住み慣れた地域で介護を要する状態になっても、できる限り住み慣れた地域で生活できるよう利用者の希望に応じたサービスを提供するために、必要なサービスの量の確保と質の向上に努め、介護サービスの円滑な提供を推進します。	継続	継続	継続	介護保険課
②	地域密着型サービスの充実 【改善】	在宅での24時間365日の介護ができるだけ継続できるよう、中重度の要介護者の在宅生活を支えるために医療との連携を強化した事業者など多様な事業者の参入を図るための施策を展開するため、定額で利用できる定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護の整備を進めます。(P-●参照)	実施	継続	継続	介護保険課
③	介護施設サービスの充実 【継続】	在宅での生活が困難な要介護認定を受けた高齢者が、介護施設等に入所することで受けることができるよう、計画期間内においては、入所待機者数が依然として高い水準であることから、第6期計画に位置づけした特別養護老人ホーム1か所の整備を進めます。(P-●参照)	継続	継続	継続	介護保険課
④	介護相談員派遣等事業 【継続】	市内介護保険施設等に定期的に訪問し、利用者との面談や訪問時の気づきにより、施設サービスの質の向上を図ります。また、新規認定者からの聞き取りにより、利用者との介護サービス事業者との橋渡しを行います。	・施設利用者相談件数 720件 ・在宅相談件数 480件	・施設利用者相談件数 720件 ・在宅相談件数 480件	・施設利用者相談件数 720件 ・在宅相談件数 480件	介護保険課
⑤	介護給付等費用適正化事業 【改善】	介護(予防)給付について、適正なサービス利用につなげるため、ケアプランの点検や給付情報の突合、介護給付費通知などを実施します。また、平成30年度より県から市へ居宅介護支援事業所の指定権限等が移管されることから、指定権者としての指導等を行い、更なる給付の適正化に取り組めます。	実施	継続	継続	介護保険課

2 生活支援サービスの充実

【取り組みの方向】

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるように、支援が必要な高齢者を対象に、在宅での日常生活を支えるサービスの充実を図ります。

【事業の体系】

【基本施策】

生活支援サービスの充実

【事業名】

①生活支援短期宿泊事業
②ひとり暮らし高齢者宅漏水調査
③移送サービス事業
④給食(配食)サービス
⑤家族介護用品支給事業(再掲)
⑥はり・きゅう・マッサージ施術費助成事業
⑦理容師派遣事業
⑧電話訪問サービス(ほっとテレホンサービス)
⑨介護予防・生活支援サービス事業(再掲)

【事業の概要】

事業名		事業概要	第7期の取り組み			
			H30 年度	H31 年度	H32 年度	担当課
①	生活支援短期宿泊事業 【継続】	社会適応が困難な高齢者又は虐待を受けている高齢者に対して、介護老人福祉施設等へ短期間の宿泊を実施します。	継続	継続	継続	高齢者支援課
②	ひとり暮らし高齢者宅漏水調査 【改善】	市内を6地区に分け、毎年1地区の中から75歳以上のひとり暮らしの高齢者宅を訪問し、漏水調査や水栓の点検を行い、必要に応じてコマやパッキンの無料点検を実施します。市水道局と袖ヶ浦市管工事業協同組合の協力を得て合同で行います。	・君津地域水道事業統合広域化に伴い、新たな経営体での実施について検討 ・対象高齢者の増加に伴い地区の見直しを行い、4地区から6地区に細分化を行う。 【対象地区】蔵波・今井地区 対象世帯260世帯	君津地域水道事業統合広域化に伴い、新たな経営体での実施について検討	君津地域水道事業統合広域化に伴い、新たな経営体での実施について検討	水道局

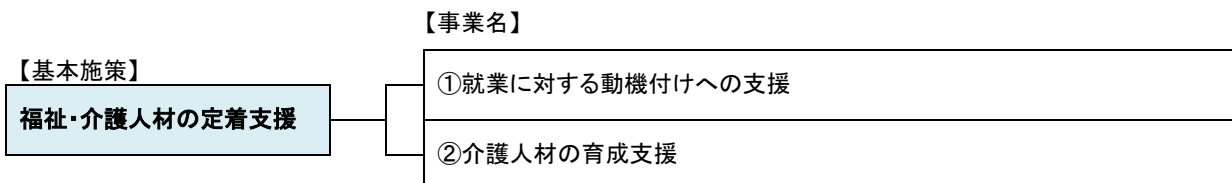
事業名		事業概要	第7期の取り組み			
			H30 年度	H31 年度	H32 年度	担当課
③	移送サービス事業 【継続】	高齢や障がいにより、一般の交通手段では通院等が困難な低所得の方を対象に、ボランティアの協力により送迎を行い、自宅から市内・近隣市の医療機関等までの移動を支援します。	継続	継続	継続	社会福祉協議会
④	給食(配食)サービス 【継続】	共同募金配分金を財源とし、市内6地区の地区社会福祉協議会が中心となり、ひとり暮らし高齢者に月に1回程度、手作り弁当(給食)又は弁当に代替する物品を手渡しで届け、ふれあいと同時に安否確認を行います。また、会食を取り入れ、外出等の機会を増やします。	継続	継続	継続	社会福祉協議会
⑤	家族介護用品支給事業 【継続】(再掲)	要介護認定を受けて在宅で紙おむつ等を必要としている高齢者の介護者及びひとり暮らしの高齢者を対象に介護用品を支給します。	利用者数 620 人	利用者数 640 人	利用者数 660 人	高齢者支援課
⑥	はり・きゅう・マッサージ施術費助成事業 【継続】	高齢者がはり、きゅう、マッサージの施術を利用する場合、利用券により費用の一部を助成します。また、交付対象者など助成の見直しについても取り組んでいきます。	交付者数 690 人	交付者数 700 人	交付者数 710 人	高齢者支援課
⑦	理容師派遣事業 【継続】	要介護 3～5 と認定された人で、寝たきり等により理髪に行くことが困難な 65 歳以上の高齢者に対し、理容師の派遣料を支援します。	継続	継続	継続	高齢者支援課
⑧	電話訪問サービス(ほっとテレホンサービス) 【継続】	ボランティアの協力により、週1回、ひとり暮らしの高齢者を対象にした電話訪問で会話をすることにより、悩みや孤独、不安感を和らげ、孤立防止を図ります。	継続	継続	継続	社会福祉協議会
⑨	介護予防・生活支援サービス事業 【改善】(再掲)	要支援者及び介護予防・生活支援サービス事業対象者に対して、地域の実情に合わせた多様なサービスにより、効果的・効率的に介護予防や日常生活支援を行っていきます。	・資格や人員等の基準を緩和した訪問型サービスAの充実 ・専門職による短期集中予防サービスCの充実 ・住民主体によるサービスB及びサービスDの実施の可能性に向けた検討	継続	継続	高齢者支援課

3 福祉・介護人材の定着支援

【取り組みの方向】

介護を必要とする人が増える中で、利用者に継続して良質なサービスを提供できる介護職員の確保を目指し、介護職に関心のある就業希望者の掘り起しや、介護職員のキャリアアップに向けた取り組みを推進します。

【事業の体系】



【事業の概要】

事業名		事業概要	第7期の取り組み			
			H30 年度	H31 年度	H32 年度	担当課
①	就業に対する動機付けへの支援 【新規】	今後一層高まる介護サービス需要に対応するため、次世代を担う学生等に介護の仕事の大切さと魅力を伝えるための福祉・介護体験やセミナーを実施する事業者等を支援します。	千葉県等が実施する次世代を担う学生等への福祉・介護体験、セミナーについての情報提供等を行う。	継続	継続	高齢者支援課 介護保険課
②	介護人材の育成支援 【新規】	国・県等が実施する介護人材育成等に関する事業と連携を図り、市内の介護サービス事業所及び介護施設に従事する人材育成の支援を行います。	千葉県等が実施する介護人材育成等に関する事業と連携し、介護職員のスキル向上のための情報提供等を行う。	継続	継続	介護保険課

第4節 地域で支え合う仕組みづくりの推進

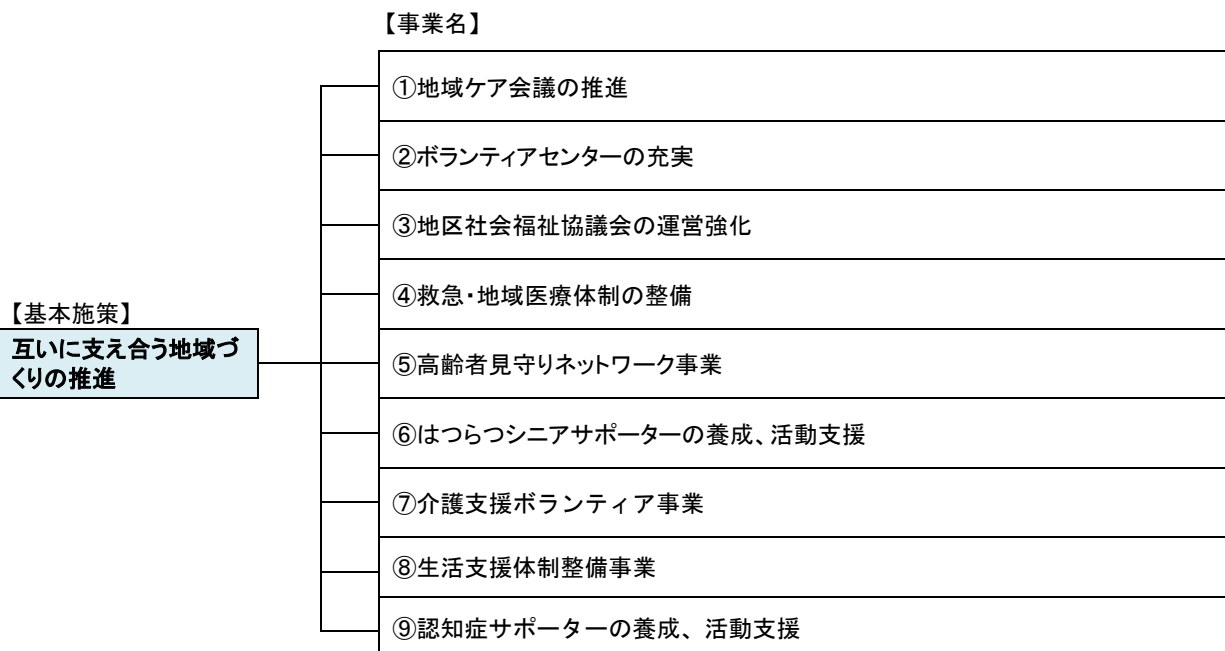
1 互いに支え合う地域づくりの推進

【取り組みの方向】

地域ケア会議の活用等により、医療・介護・福祉の関係機関等との連携強化を図るとともに、専門職と地域住民とが協力しながら、支援が必要な高齢者等への見守りや支えあいを推進します。

また、ボランティアセンターの充実を図るとともに、新たな地域人材の参加を促進し、住民が互いに支え合う地域づくりを推進します。

【事業の体系】



【事業の概要】

事業名		事業概要	第7期の取り組み			
			H30 年度	H31 年度	H32 年度	担当課
①	地域ケア会議の推進 【改善】	個別での地域ケア会議の実践を積み、地区課題の把握から地域資源開発、地域づくりを進めていきます。 支援が困難なケースや介護予防の検討が必要なケースについて、多職種による個別検討を重ねることによるマネジメントの向上やネットワークの構築を図ります。 個別の課題の解決に向けた地域での検討を進めます。 地域からの問題提起を踏まえ、全市での取り組むべき課題解決に向けた検討を進めます。	地域レベル及び全市レベルでの会議の開催	継続	継続	高齢者支援課

事業名		事業概要	第7期の取り組み			
			H30 年度	H31 年度	H32 年度	担当課
②	ボランティアセンターの充実 【継続】	地域や施設で実施される行事や施設入所者の日常生活支援など、ボランティア活動を希望する方と支援を希望する方との連絡調整を行い、様々なニーズに合ったボランティア活動を支援できるよう、ボランティアセンターの機能強化と事業の充実に努めます。	継続	継続	継続	社会福祉協議会
③	地区社会福祉協議会の運営強化 【継続】	地域福祉を地域住民主体で推進するため、6つの地区社会福祉協議会(昭和地区、長浦地区、蔵波地区、根形地区、平岡地区、中川・富岡地区)の活動を支援し、活動の充実に努めます。	継続	継続	継続	社会福祉協議会
④	救急・地域医療体制の整備 【継続】	一般市民を対象とする応急手当・救命講習の実施により適切な知識と技術の習得を図り、市民による応急処置の拡大を図ります。 また、救急救命士育成や資格者の採用を行い、救命隊の質の向上を図ります。	応急手当講習参加者 700 人	応急手当講習参加者 700 人	応急手当講習参加者 700 人	消防本部 総務課
⑤	高齢者見守りネットワーク事業 【継続】	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、協力事業者、関係団体等によるネットワークにより「さりげない見守り」を実施します。 また、緊急に対応が必要な事態に備えた体制整備を進めます。	協力事業者 拡大	協力事業者 拡大	協力事業者 拡大	高齢者支援課
⑥	はつらつシニアサポーターの養成、活動支援 【改善】	介護予防の取り組みを支援するはつらつシニアサポーターの養成の促進に加え、地域の通いの場への支援等、活動に結び付けられるよう支援を行うとともに、サポーターの更なる知識の習得に向け研修を行っていきます。	・はつらつシニアサポーター 120 名 ・サポータースキルアップ研修の検討	・はつらつシニアサポーター 130 名 ・サポータースキルアップ研修の検討	・はつらつシニアサポーター 140 名 ・サポータースキルアップ研修の検討	高齢者支援課
⑦	介護支援ボランティア事業 【継続】	高齢者の介護予防を促進するため、介護支援ボランティア活動の実績に応じポイントを付与し、ポイント交換により寄附又は地産地消に資する商品券を交付します。	継続	継続	継続	高齢者支援課

事業名		事業概要	第7期の取り組み			
			H30 年度	H31 年度	H32 年度	担当課
⑧	生活支援体制整備事業 【改善】	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、従来の給付等のサービスだけではなく、ボランティア、NPO、民間企業、社会福祉法人など多様な主体が地域の高齢者を支援していく生活支援サービスの提供に向けた取り組みを実施します。	・第1層及び第2層協議体への生活支援コーディネーターの配置 ・第1層及び第2層協議体の随時開催 ・生活支援コーディネーターが地域で行うニーズ把握やマッチングなどに対する支援	・第1層及び第2層協議体の随時開催 ・生活支援コーディネーターが地域で行うニーズ把握やマッチングなどに対する支援	継続	高齢者支援課
⑨	認知症サポーターの養成、活動支援 【改善】	認知症に対する正しい理解を深め、認知症の人やその家族を温かく見守る応援者となる認知症サポーターの養成を地域住民や企業等、幅広く実施していきます。また、ステップアップ研修の実施により、サポーターが地域で自主的に活動できるよう意識付けや情報提供を行います。	認知症サポーター 8,000人 ステップアップ研修の実施	認知症サポーター 8,500人 ステップアップ研修の実施	認知症サポーター 9,000人 ステップアップ研修の実施	高齢者支援課

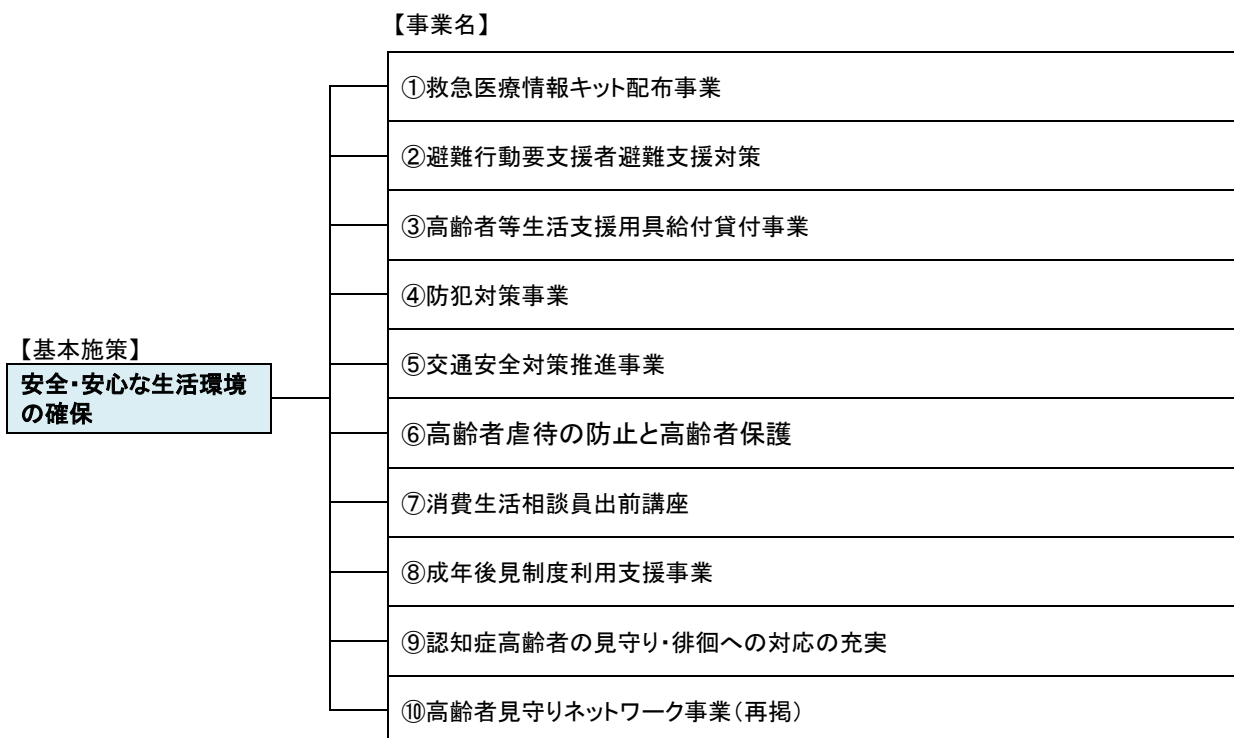
2 安全・安心な生活環境の確保

【取り組みの方向】

高齢者が安全で安心して生活できるように、救急・医療や防災・防犯、交通安全などの安全対策を推進します。

また、高齢者に対する虐待への対応や虐待防止の啓発、消費者被害の未然防止の啓発とともに、認知症高齢者の権利を守るため、成年後見制度の普及啓発や利用支援等を行います。

【事業の体系】



【事業の概要】

事業名		事業概要	第7期の取り組み			
			H30 年度	H31 年度	H32 年度	担当課
①	救急医療情報キット配布事業 【継続】	ひとり暮らしの高齢者等に、救急時に必要となるかかりつけ医療機関や持病等の情報を記入した救急情報シートを保管する救急医療情報キットを配布します。	総配布者数 850 人	総配布者数 900 人	総配布者数 950 人	高齢者支援課

事業名		事業概要	第7期の取り組み			
			H30 年度	H31 年度	H32 年度	担当課
②	避難行動要支援者 避難支援対策 【継続】	地域の民生委員・児童委員等との連携により要援護者の把握を行い、登録台帳の整備・更新を行うとともに、自治会等と協力し避難支援者の把握に努め、要援護者を地域で支援する体制を確保します。あわせて、福祉避難所の開設・運営訓練等を実施することにより災害時の連携体制を確立します。	・要援護者名簿の更新 ・要援護者安否確認訓練の実施 ・福祉避難所の開設・運営訓練の実施	継続	継続	危機管理課
③	高齢者等生活支援 用具給付貸付事業 【継続】	ひとり暮らしの高齢者等に、緊急通報システムを設置するほか、電磁調理器、ガス警報器等を給付します。	緊急通報システム 設置台数 304 台	緊急通報システム 設置台数 305 台	緊急通報システム 設置台数 306 台	高齢者支援課
④	防犯対策事業 【継続】	地域における防犯意識の向上を目指して、自治会やシニアクラブ等を通じた情報提供や啓発活動を進めます。 また、振り込め詐欺や還付金詐欺等が後を絶たず、高齢者が被害者となるケースが多いため、こうした犯罪に巻き込まれないための周知啓発等を実施します。	講話等 啓発活動 10 回	講話等 啓発活動 10 回	講話等 啓発活動 10 回	市民活動支援課
⑤	交通安全対策推進 事業 【継続】	高齢者による交通事故の増加を踏まえ、事故の未然防止を図るため、木更津警察署等と連携し、交通安全教室・講習会や啓発等を実施し、高齢者の交通事故の減少に努めます。	講話等 啓発活動 10 回	講話等 啓発活動 10 回	講話等 啓発活動 10 回	市民活動支援課
⑥	高齢者虐待の防止 と高齢者保護 【継続】	高齢者虐待の防止のための住民や介護事業者への普及啓発や、関係機関との連携により虐待の可能性が高い事例を早期に把握し対応を図ります。 また、虐待事例に対しては、被虐待高齢者の保護や養護者の支援を関係機関と協力しながら的確に実施していきます。	継続	継続	継続	高齢者支援課
⑦	消費生活相談員出 前講座 【継続】	暮らしに役立つ身近な消費生活知識の習得を目的とした消費生活相談員による出前講座の実施をし、被害の未然防止に努めます。	開催数 4 回	開催数 4 回	開催数 4 回	商工観光課

事業名		事業概要	第7期の取り組み			
			H30 年度	H31 年度	H32 年度	担当課
⑧	成年後見制度利用 支援事業 【改善】	成年後見制度について、市の広報、ホームページやパンフレット、住民への勉強会等による制度の普及啓発を図るとともに、司法書士会等成年後見等実施機関と連携を図り、制度利用が必要な高齢者に対して、利用に結び付けられるよう支援します。 また、認知症高齢者等で親族がいない場合や虐待がある場合には、市が審判請求を行い必要に応じて費用の一部を助成します。 さらに、成年後見制度利用促進基本計画の策定や権利擁護支援のネットワーク及び中核機関の整備について検討していきます。	・成年後見制度利用促進基本計画の策定検討 ・権利擁護支援の地域連携ネットワーク及び中核機関の整備の検討	・成年後見制度利用促進基本計画の策定 ・権利擁護支援の地域連携ネットワーク及び中核機関の整備の検討	・成年後見制度利用促進基本計画の運用 ・権利擁護支援の地域連携ネットワーク及び中核機関の整備の検討	高齢者支援課
⑨	認知症高齢者の見 守り・徘徊への対 応の充実 【新規】	認知症高齢者等の外出にあたり、衣服や持ち物に貼付されたQRコードを読み取り、迅速に家族等の介護者に連絡を取ることで、見守り、徘徊への対応の充実に努めます。	見守り徘徊 対応システ ムの導入	見守り徘徊 対応システ ムの運用	継続	高齢者支援課
⑩	高齢者見守りネット ワーク事業 【継続】(再掲)	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、協力事業者、関係団体等によるネットワークにより「さりげない見守り」を実施します。 また、緊急に対応が必要な事態に備えた体制整備を進めます。	協力事業者 等拡大	協力事業者 等拡大	協力事業者 等拡大	高齢者支援課

第5章 介護保険サービス見込み量と保険料の算出

第1節 第7期計画の推計及び目標

- 1 要支援・要介護認定者数の推計
- 2 介護サービス利用者（受給者）の推計
- 3 成果目標

第2節 介護保険サービス量の見込み

1 在宅介護（予防）サービス量の見込み

（1）訪問介護・介護予防訪問介護

	対象者	内容
訪問介護	要介護1～5	要支援者・要介護者が居宅において、入浴・排せつ・食事等の身体介護や、調理・掃除・洗濯等の生活援助等が受けられるサービスです。
介護予防訪問介護※	要支援1・2	なお、生活援助については、ひとり暮らし又は同居家族等が障がいや疾病のため、本人や同居家族が家事等を行うことが困難な場合のみ利用できます。

※介護予防訪問介護は、平成28年度をもって廃止

介護予防訪問介護は、平成28年3月から介護予防・日常生活支援総合事業を開始したことに伴い、介護予防サービスから地域支援事業へと移行したことから、平成28年度から減少しました。

第7期計画期間中のサービスの年間延利用人数及び延利用回数の見込みは、実績の対前年度伸び率等を勘案し、以下のとおり計画しました。

【第6期計画実績と第7期計画見込み】

		第6期計画実績			第7期計画見込み		
		H27	H28	H29 (見込み)	H30	H31	H32
訪問介護	延人数	2,768	2,920	3,104			
	延回数	62,021	67,388	66,376			
介護予防 訪問介護	延人数	1,193	481	0	—	—	—

(2) 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

	対象者	内容
訪問入浴介護	要介護1～5	要支援者・要介護者が居宅において、専用の浴槽（移動入浴車）を使用し、介護士や看護師から入浴の補助が受けられるサービスです。
介護予防訪問入浴介護	要支援1・2	

第7期計画期間中のサービスの年間延利用人数及び延利用回数の見込みは、実績の対前年度伸び率等を勘案し、以下のとおり計画しました。

【第6期計画実績と第7期計画見込み】

		第6期計画実績			第7期計画見込み		
		H27	H28	H29 (見込み)	H30	H31	H32
訪問入浴 介護	延人数	474	510	532			
	延回数	2,228	2,305	2,390			
介護予防訪 問入浴介護	延人数	5	1	0			
	延回数	19	2	0			

(3) 訪問看護・介護予防訪問看護

	対象者	内容
訪問看護	要介護1～5	要支援者・要介護者で疾患等を抱えている方が居宅において、看護師等から療養上の世話や診療の補助が受けられるサービスです。
介護予防訪問看護	要支援1・2	

第7期計画期間中のサービスの年間延利用人数及び延利用回数の見込みは、実績の対前年度伸び率等を勘案し、以下のとおり計画しました。

【第6期計画実績と第7期計画見込み】

		第6期計画実績			第7期計画見込み		
		H27	H28	H29 (見込み)	H30	H31	H32
訪問看護	延人数	754	872	991			
	延回数	5,934	6,608	8,497			
介護予防 訪問看護	延人数	136	157	145			
	延回数	845	1,172	1,485			

(4) 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

	対象者	内容
訪問リハビリテーション	要介護1～5	要支援者・要介護者で居宅での日常生活行為を向上させる訓練を必要とする方が、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士等によるリハビリテーションを居宅において受けられるサービスです。
介護予防訪問リハビリテーション	要支援1・2	

第7期計画期間中のサービスの年間延利用人数及び延利用回数の見込みは、実績の対前年度伸び率等を勘案し、以下のとおり計画しました。

【第6期計画実績と第7期計画見込み】

		第6期計画実績			第7期計画見込み		
		H27	H28	H29 (見込み)	H30	H31	H32
訪問リハビリテーション	延人数	104	126	129			
	延回数	1,032	1,525	2,111			
介護予防訪問リハビリテーション	延人数	7	12	0			
	延回数	60	82	0			

(5) 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

	対象者	内容
居宅療養管理指導	要介護1～5	要支援者・要介護者が居宅において、医師や歯科医師、薬剤師、管理栄養士等から療養上の管理及び指導が受けられるサービスです。
介護予防居宅療養管理指導	要支援1・2	

第7期計画期間中のサービスの年間延利用人数の見込みは、実績の対前年度伸び率等を勘案し、以下のとおり計画しました。

【第6期計画実績と第7期計画見込み】

		第6期計画実績			第7期計画見込み		
		H27	H28	H29 (見込み)	H30	H31	H32
居宅療養管理指導	延人数	984	1,277	1,519			
介護予防居宅療養管理指導	延人数	84	123	158			

(6) 通所介護・介護予防通所介護

	対象者	内容
通所介護	要介護1～5	要支援者・要介護者が通所介護施設において、入浴・排せつ・食事等の介護、生活等に関する相談と助言、健康状態の確認、その他必要な日常生活上の世話や機能訓練等が受けられるサービスです。(デイサービスとも言います。)
介護予防通所介護※	要支援1・2	

※介護予防通所介護は、平成28年度をもって廃止

通所介護は、平成28年度から小規模の事業者が行うものは介護サービスから地域密着型サービスに移行したことから、平成28年度から減少しています。

また、介護予防通所介護については、平成28年3月から介護予防・日常生活支援総合事業を開始したことに伴い、介護予防サービスから地域支援事業へと移行したことから、平成28年度から減少しました。

第7期計画期間中のサービスの年間延利用人数及び延利用回数の見込みは、実績の対前年度伸び率等を勘案し、以下のとおり計画しました。

【第6期計画実績と第7期計画見込み】

		第6期計画実績			第7期計画見込み		
		H27	H28	H29 (見込み)	H30	H31	H32
通所介護	延人数	4,964	3,022	3,246			
	延回数	45,597	26,176	29,465			
介護予防通所介護	延人数	1,344	521	6			

(7) 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

	対象者	内容
通所リハビリテーション	要介護1～5	要支援者・要介護者が老人保健施設や病院等において、心身の機能の維持回復と日常生活の自立を図るため、理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーションを受けられるサービスです。(デイケアとも言います。)
介護予防通所リハビリテーション	要支援1・2	

第7期計画期間中のサービスの年間延利用人数及び延利用回数の見込みは、実績の対前年度伸び率等を勘案し、以下のとおり計画しました。

【第6期計画実績と第7期計画見込み】

		第6期計画実績			第7期計画見込み		
		H27	H28	H29 (見込み)	H30	H31	H32
通所リハビリテーション	延人数	1,978	1,859	2,227			
	延回数	15,874	15,434	17,082			
介護予防通所リハビリテーション	延人数	751	646	540			

(8) 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

	対象者	内容
短期入所生活介護	要介護1～5	要支援者・要介護者が特別養護老人ホームや老人短期入所施設等に短期間入所し、入浴・排せつ・食事等の介護、その他の日常生活上の世話や機能訓練等が受けられるサービスです。
介護予防短期入所生活介護	要支援1・2	

第7期計画期間中のサービスの年間延利用人数及び延利用回数の見込みは、実績の対前年度伸び率等を勘案し、以下のとおり計画しました。

【第6期計画実績と第7期計画見込み】

		第6期計画実績			第7期計画見込み		
		H27	H28	H29 (見込み)	H30	H31	H32
短期入所 生活介護	延人数	2,463	2,611	2,827			
	延日数	42,530	46,249	52,753			
介護予防短期 入所生活介護	延人数	29	57	73			
	延日数	147	461	1,112			

(9) 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

	対象者	内容
短期入所療養介護	要介護1～5	要支援者・要介護者が介護老人保健施設や介護療養型医療施設等に短期間入所し、看護、その他の必要な医療と日常生活上の世話等が受けられるサービスです。
介護予防短期入所療養介護	要支援1・2	

第7期計画期間中のサービスの年間延利用人数及び延利用日数の見込みは、実績の対前年度伸び率等を勘案し、以下のとおり計画しました。

【第6期計画実績と第7期計画見込み】

		第6期計画実績			第7期計画見込み		
		H27	H28	H29 (見込み)	H30	H31	H32
短期入所療養介護	延人数	162	134	90			
	延日数	1,169	847	485			
介護予防短期入所療養介護	延人数	1	2	0			
	延日数	2	11	0			

(10) 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

	対象者	内容
特定施設入居者生活介護	要介護1～5	有料老人ホームやケアハウス等の特定の施設（要届出）に入居する要支援者・要介護者が、入浴・排せつ・食事等の介護や、その他の日常生活上の世話や機能訓練等が受けられるサービスです。
介護予防特定施設入居者生活介護	要支援1・2	

第7期計画期間中のサービスの年間延利用人数の見込みは、実績の対前年度伸び率等を勘案し、以下のとおり計画しました。

【第6期計画実績と第7期計画見込み】

		第6期計画実績			第7期計画見込み		
		H27	H28	H29 (見込み)	H30	H31	H32
特定施設入居者生活介護	延人数	223	277	311			
介護予防特定施設入居者生活介護	延人数	16	45	216			

(11) 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

	対象者	内容
福祉用具貸与	要介護1～5	要支援者・要介護者について、日常生活の便宜をはかり、自立を助けるための歩行器や歩行補助つえ等の介護予防に資する福祉用具を貸与するサービスです。
介護予防福祉用具貸与	要支援1・2	

第7期計画期間中のサービスの年間延利用人数の見込みは、実績の対前年度伸び率等を勘案し、以下のとおり計画しました。

【第6期計画実績と第7期計画見込み】

		第6期計画実績			第7期計画見込み		
		H27	H28	H29 (見込み)	H30	H31	H32
福祉用具貸与	延人数	5,175	5,479	6,075			
介護予防福祉用具貸与	延人数	1,056	1,253	1,410			

(12) 特定福祉用具購入費・特定介護予防福祉用具購入費

	対象者	内容
特定福祉用具購入費	要介護1～5	要支援者・要介護者について、日常生活の便宜をはかり、自立を助けるための福祉用具のうち、貸与になじまない入浴や排せつのための用具の購入に関し、その購入費（上限：年間10万円）の9割を補助するサービスです。
特定介護予防福祉用具購入費	要支援1・2	

第7期計画期間中のサービスの年間延利用人数の見込みは、実績の対前年度伸び率等を勘案し、以下のとおり計画しました。

【第6期計画実績と第7期計画見込み】

		第6期計画実績			第7期計画見込み		
		H27	H28	H29 (見込み)	H30	H31	H32
特定福祉用具購入費	延人数	129	141	181			
特定介護予防福祉用具購入費	延人数	43	34	25			

(13) 住宅改修・介護予防住宅改修

	対象者	内容
住宅改修	要介護1～5	要支援者・要介護者の居宅における日常生活の自立のため、手すりの取付けや床等の段差解消の工事等を行う際、その費用（上限：20万円）の9割を補助するサービスです。
介護予防住宅改修	要支援1・2	

第7期計画期間中のサービスの年間延利用人数の見込みは、実績の対前年度伸び率等を勘案し、以下のとおり計画しました。

【第6期計画実績と第7期計画見込み】

		第6期計画実績			第7期計画見込み		
		H27	H28	H29 (見込み)	H30	H31	H32
住宅改修	延人数	89	100	135			
介護予防住宅改修	延人数	45	45	59			

(14) 居宅介護支援・介護予防支援

	対象者	内容
居宅介護支援	要介護 1～5	在宅の要介護者が介護サービス等を適切に利用できるよう、居宅介護支援事業者が、要介護者の依頼を受けて利用計画（ケアプラン）を作成するとともに、サービス等の提供が十分に行われるよう事業者との連絡調整等を行うサービスです。
介護予防支援	要支援 1・2	在宅の要支援者が介護予防サービス等を適切に利用できるよう、地域包括支援センターの職員が要支援者の依頼を受けて利用計画（ケアプラン）を作成し、サービス等の提供が十分に行われるよう事業者との連絡調整等を行うサービスです。

第7期計画期間中のサービスの年間延利用人数の見込みは、実績の対前年度伸び率等を勘案し、以下のとおり計画しました。

【第6期計画実績と第7期計画見込み】

		第6期計画実績			第7期計画見込み		
		H27	H28	H29 (見込み)	H30	H31	H32
居宅介護支援	延人数	9,975	10,560	11,265			
介護予防支援	延人数	3,315	2,457	1,463			

2 介護施設サービス量の見込み

	対象	内容
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	要介護3～5※	常時介護が必要で居宅での生活が困難な要介護者が入所し、日常生活上の支援や介護が受けられる施設です。
介護老人保健施設	要介護1～5	医療施設等での治療を終え状態が安定している要介護者が入所し、医師や看護師、介護福祉士等から在宅生活を送るための看護や介護、リハビリテーションが受けられる施設です。
介護療養型医療施設	要介護1～5	緊急を要する治療を終え、長期の療養を必要とする要介護者が入所し、医師や看護師等から看護や介護、リハビリテーションが受けられる施設です。
介護医療院	要介護1～5	要介護者に対し、「長期療養のための医療」と「日常生活上の世話(介護)」を一体的に提供する施設です。

※原則は要介護3～5ですが、在宅での日常生活が困難である等、やむを得ない事情がある場合には、要介護1、2の方でも入所することができます。

【第6期計画実績と第7期計画見込み】

(単位：人)

	第6期計画実績			第7期計画見込み		
	H27	H28	H29 (見込み)	H30	H31	H32
介護老人福祉施設	2,418	2,281	2,251			
介護老人保健施設	1,764	1,927	1,927			
介護療養型医療施設※	94	88	96			
介護医療院	—	—	—			

※現に利用している者の数及びそれらの者の介護給付対象サービスの介護給付対象サービスの事業を行う者の介護療養施設サービスの事業を行う者の介護保険施設等への転換予定等を勘案した上で定める。

○介護老人福祉施設の整備状況(平成29年3月31日現在)

番号	圏域	施設名	所在地	定員
①	長浦地区	サニーヒル	袖ヶ浦市久保田 857-9	92
②	昭和地区	袖ヶ浦菜の花苑	袖ヶ浦市神納 4181-20	73
③	平岡地区	袖ヶ浦瑞穂	袖ヶ浦市野里 1452-4	50
合 計				215

○介護老人保健施設の整備状況（平成29年3月31日現在）

番号	圏域	施設名	所在地	定員
1	長浦地区	カトレアンホーム	袖ヶ浦市蔵波 2713-1	90
2	昭和地区	メディケアーやまゆり	袖ヶ浦市奈良輪 730	100
合 計				190

3 地域密着型サービス量の見込み

	対象者	内容
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	要介護1～5	要介護者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて訪問介護と訪問看護を受けられるサービスです。
夜間対応型訪問介護	要介護1～5	夜間を含め24時間安心して在宅生活が継続できるよう、夜間に定期的に各自宅を巡回し、排泄の介助や安否確認などのサービスを行う定期巡回に加え、利用者の求めに応じて随時対応する訪問介護を組み合わせたサービスです。
認知症対応型通所介護	要介護1～5	認知症の要支援・要介護者が通所介護施設等に通い、入浴・排せつ・食事等の介護、その他必要な日常生活上の世話等が受けられるサービスです。
介護予防認知症対応型通所介護	要支援1・2	
小規模多機能型居宅介護	要介護1～5	要支援・要介護者が通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問、泊まりのサービスを組み合わせ多機能なサービスを受けられます。
介護予防小規模多機能型居宅介護	要支援1・2	
認知症対応型共同生活介護	要介護1～5	認知症の要支援・要介護者が、身近な施設（グループホーム）において少人数（9人まで）で共同生活を送りながら、家庭的な環境のもとで入浴・排せつ・食事等の介護、その他必要な日常生活上の世話や機能訓練等が受けられるサービスです。
介護予防認知症対応型共同生活介護	要支援2	
地域密着型特定施設入居者生活介護	要介護1～5	定員30人未満の小規模な介護専用の有料老人ホームなどで食事、入浴等の介護や機能訓練が利用できるサービスです。
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	要介護3～5	居宅での介護が困難な要介護者が入所し、入浴・排せつ・食事等の日常生活上の世話や機能訓練、療養上の世話が受けられる介護施設サービスです。 入所定員が29名以下の小規模特別養護老人ホームで、入所者が能力に応じて自立した日常生活を送ることを目指します。

	対象者	内容
看護小規模多機能型居宅介護	要介護1～5	施設への通所を中心として、宿泊サービスや自宅での訪問介護と訪問看護を組み合わせることで、看護と介護の一体化したサービスです。
地域密着型通所介護	要介護1～5	通所介護サービスのうち定員18名以下の小規模の事業者が行うサービスです。

【第6期計画実績と第7期計画見込み】

(単位：人)

	第6期計画実績			第7期計画見込み		
	H27	H28	H29 (見込み)	H30	H31	H32
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	2	0			
夜間対応型訪問介護	0	0	0			
認知症対応型通所介護	61	49	57			
介護予防認知症対応型通所介護	22	29	20			
小規模多機能型居宅介護	18	72	117			
介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	0			
認知症対応型共同生活介護	416	417	435			
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0			
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0			
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	690	918	1,044			
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0			
地域密着型通所介護	0	2,612	2,665			

◎認知症対応型共同生活介護の整備状況（平成29年3月31日現在）

番号	圏域	施設名	所在地	定員
①	昭和・根形地区	ならわの家	袖ヶ浦市奈良輪 718-1	18
②	平岡・中川・富岡地区	グループホーム憩	袖ヶ浦市横田 1708-1	9
③	平岡・中川・富岡地区	グループホーム憩 新棟	袖ヶ浦市横田 1709-3	9
合 計				36

◎認知症対応型通所介護の整備状況（平成29年3月31日現在）

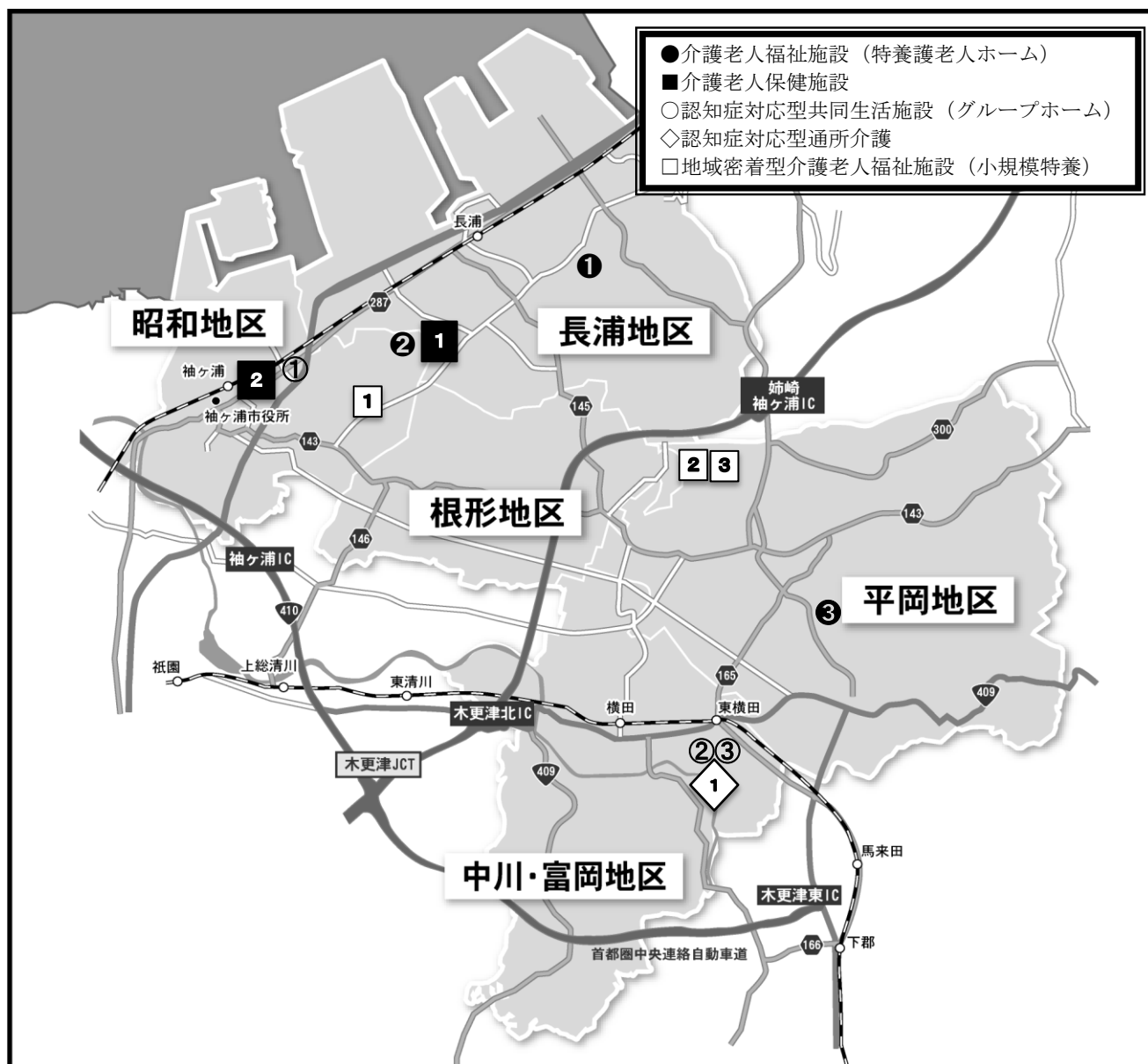
番号	圏域	施設名	所在地	定員
①	平岡・中川・富岡地区	グループホーム憩 新棟	袖ヶ浦市横田 1709-3	3
合 計				3

◎地域密着型介護老人福祉施設の整備状況（平成29年3月31日現在）

番号	圏域	施設名	所在地	定員
①	昭和・根形地区	和心苑	袖ヶ浦市神納 2840-1	29
②	平岡・中川・富岡地区	みどりの丘	袖ヶ浦市下泉 1424-3	29
③	平岡・中川・富岡地区	みどりの樹	袖ヶ浦市下泉 1426	29
合 計				87

■《参考》袖ヶ浦市の施設サービス及び地域密着型サービスの現状■

(平成29年3月31日現在)



4 介護施設サービス・地域密着型サービスの整備計画

(1) 介護施設サービス

平成 27 年度の介護保険法改正により、特別養護老人ホームへの新規入所者は原則として要介護 3～5 の認定者と重点化が図られていますが、待機者が依然として多いことから、第 6 期計画期間中に公募し選定した事業者により、第 7 期計画期間中に特別養護老人ホームを 1 施設整備します。

	H29 年度 末時点	第 7 期の整備計画		
		H30	H31	H32
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	3 施設 定員 215 人		1 施設 ※1 定員 80 人	
介護老人保健施設	2 施設 定員 190 人			
介護療養型医療施設	0 施設			
介護医療院施設	0 施設			

※ 1 開設事業者は、平成 29 年度に選定済です。

(2) 地域密着型サービス

自宅で生活し続けるためのサービスの充実を図るために、在宅介護（予防）サービスとして定期巡回・随時対応型訪問介護看護を、通所を中心としたサービスの充実として小規模多機能型居宅介護を、また、医療ニーズにも対応できる看護小規模多機能型居宅介護を整備することを計画します。

	H29 年度 末時点	第 7 期の整備計画		
		H30	H31	H32
定期巡回・随時対応型訪問 介護看護	1 事業所		1 事業所	
(介護予防)認知症対応型 通所介護	1 事業所 定員 3 人			
(介護予防)小規模多機能 型居宅介護	1 施設 定員 18 人	1 施設 定員 29 人		
看護小規模多機能型居宅 介護	0 施設			1 施設 定員 29 人
(介護予防)認知症対応型 共同生活介護	3 施設 定員 36 人			
地域密着型介護老人福祉 施設入所者生活介護	3 施設 定員 87 人			

第3節 介護保険事業費の見込み

1 介護サービス給付費（見込み額）

（単位：千円）

サービス種類	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
①居宅サービス			
訪問介護			
訪問入浴介護			
訪問看護			
訪問リハビリテーション			
居宅療養管理指導			
通所介護			
通所リハビリテーション			
短期入所生活介護			
短期入所療養介護（老健）			
短期入所療養介護（病院等）			
福祉用具貸与			
特定福祉用具購入費			
住宅改修費			
特定施設入居者生活介護			
②地域密着型サービス			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護			
夜間対応型訪問介護			
認知症対応型通所介護			
小規模多機能型居宅介護			
認知症対応型共同生活介護			
地域密着型特定施設入居者生活介護			
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護			
看護小規模多機能型居宅介護			
地域密着型通所介護			

サービス種類	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
③介護保険施設サービス			
介護老人福祉施設			
介護老人保健施設			
介護医療院			
介護療養型医療施設			
④居宅介護支援			
介護サービスの総給付費（Ⅰ）			

2 介護予防サービス給付費（見込み額）

（単位：千円）

サービス種類	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
①介護予防サービス			
介護予防訪問入浴介護			
介護予防訪問看護			
介護予防訪問リハビリテーション			
介護予防居宅療養管理指導			
介護予防通所介護			
介護予防通所リハビリテーション			
介護予防短期入所生活介護			
介護予防短期入所療養介護（老健）			
介護予防短期入所療養介護（病院等）			
介護予防福祉用具貸与			
特定介護予防福祉用具購入費			
介護予防住宅改修			
介護予防特定施設入居者生活介護			
②地域密着型介護予防サービス			
介護予防認知症対応型通所介護			
介護予防小規模多機能型居宅介護			
介護予防認知症対応型共同生活介護			
③介護予防支援			
介護予防サービスの総給付費（Ⅱ）			

第4節 保険料の算出

1 保険給付費の負担割合

介護保険給付費の負担割合は、50%を公費、残り50%を被保険者の保険料とすることと定められています。

また、被保険者の負担分については、全国の第1号被保険者と第2号被保険者の見込数の割合に応じて、3年ごとに負担割合の見直しが行われます。

これにより、第7期の第1号被保険者負担割合は●%から●%に、第2号被保険者負担割合は●%から●%に、それぞれ変更されました。

■保険給付費の負担割合（施設等給付費を除く）■

国	県	市	第1号被保険者の負担額	第2号被保険者の負担額
%	%	%	%※	%

※国から交付される調整交付金の交付率により、実質の負担割合は変化します。

※円グラフ等を追加予定

■保険給付費の負担割合（施設等給付費）■

国	県	市	第1号被保険者の負担額	第2号被保険者の負担額
%	%	%	%※	%

※国から交付される調整交付金の交付率により、実質の負担割合は変化します。

※円グラフ等を追加予定

2 地域支援事業費の負担割合

地域支援事業の財源は、保険給付費と同様に、介護保険料と公費で構成されます。介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業、任意事業の3事業の負担割合は、次のとおりです。

■地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）の負担割合■

国	県	市	第1号被保険者の負担額	第2号被保険者の負担額
%	%	%	%※	%

※国から交付される調整交付金の交付率により、実質の負担割合は変化します。

※円グラフ等を追加予定

■地域支援事業（包括的支援事業、任意事業）の負担割合■

国	県	市	第1号被保険者の負担額	第2号被保険者の負担額
%	%	%	%	%

※円グラフ等を追加予定

3 保険給付費等の見込み額

(1) 標準給付見込額

(単位：円)

		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	合計
1	介護サービス給付費				
2	介護予防サービス給付費				
3	総給付費 (1 + 2)				
4	一定以上所得者の利用者 負担の見直しに伴う影響 見込額				
5	(3 - 4)				
6	特定入所者介護サービス 費等給付額				
7	高額介護サービス費等				
8	高額医療合算介護サービ ス費等				
9	算定対象審査支払手数料				
10	標準給付費 (5 + 6 + 7 + 8 + 9)				

※一定以上所得者の利用者負担の見直しに伴う影響見込額

平成 30 年 8 月より一定以上所得者は 3 割負担と変更となることによる保険給付から減額される見込額

(「費用負担の見直しに伴う財政影響額算出シート」から算出)

(2) 地域支援事業費見込額

(単位：円)

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	合計
介護予防・日常生活支 援総合事業費				
包括的支援事業・任意 事業費				
合計				

4 基準額に対する介護保険料の段階設定等

本計画期間内における介護保険料の段階設定は13段階とし、各段階を次のとおり設定します。

■介護保険料の段階設定及び基準額に対する保険料率■

段階	保険料率	対象者
第1段階	基準額×	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者、市民税世帯非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方
第2段階	基準額×	市民税世帯非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方
第3段階	基準額×	市民税世帯非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える方
第4段階	基準額×	市民税課税世帯のうち本人非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額を合計した額が80万円以下の方
第5段階	基準額×	市民税課税世帯のうち本人非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額を合計した額が80万円を超える方
第6段階	基準額×	市民税本人課税者（合計所得金額120万円未満）
第7段階	基準額×	市民税本人課税者（合計所得金額120万円以上200万円未満）
第8段階	基準額×	市民税本人課税者（合計所得金額200万円以上300万円未満）
第9段階	基準額×	市民税本人課税者（合計所得金額300万円以上400万円未満）
第10段階	基準額×	市民税本人課税者（合計所得金額400万円以上500万円未満）
第11段階	基準額×	市民税本人課税者（合計所得金額500万円以上600万円未満）
第12段階	基準額×	市民税本人課税者（合計所得金額600万円以上1,000万円未満）
第13段階	基準額×	市民税本人課税者（合計所得金額1,000万円以上）

5 所得段階別被保険者数（第1号被保険者）

第1号被保険者の所得段階別被保険者数を、次のとおり推計します。

■ 所得段階別被保険者数（第1号被保険者） ■

（単位：人）

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	合計	割合
第1段階被保険者数					
第2段階被保険者数					
第3段階被保険者数					
第4段階被保険者数					
第5段階被保険者数					
第6段階被保険者数					
第7段階被保険者数					
第8段階被保険者数					
第9段階被保険者数					
第10段階被保険者数					
第11段階被保険者数					
第12段階被保険者数					
第13段階被保険者数					
合 計					
所得段階別加入割合補正 後被保険者数					

※所得段階別加入割合補正後被保険者数：第1号被保険者総数の見込数を基準額を納める第1号被保険者数に換算した数

※人数と割合について、端数処理の関係で完全には一致しない。

※住所地特例者・適用除外施設入所者等の人数により第1号被保険者数と前出市内高齢者人口数は一致しない。

※各段階割合については、平成28・29年度の所得段階割合から推計。

6 介護保険料基準額（月額）の算定方法

介護保険料基準額（月額）の算定方法は、おおむね次のとおりです。

A	標準給付費見込額	
B	地域支援事業費見込額	
C	第1号被保険者数	
	（所得段階別加入割合補正後）	
D	第1号被保険者負担分	
	$(A + B) \times \bullet\%$	
E	調整交付金相当額	
	$A \times \text{全国平均の調整交付金割合 (5.00\%)}$	
F	調整交付金見込額	
	$A \times \text{市の調整交付金見込割合 (1.00\%)}$	
G	介護給付費準備基金取崩額	
H	介護保険安定化基金取崩による交付額	
I	保険料収入必要額	
	$D + (E - F) - G - H$	
J	予定保険料収納率	
K	予定保険料見込額（年額）（端数調整あり）	
	$I \div J \div C$	
L	予定保険料見込額（月額）	
	$K \div 12 \text{（カ月）}$	

7 所得段階別介護保険料

以上の条件を踏まえて算出した所得段階別介護保険料は、次のとおりです。

■所得段階別保険料額（年額）■

所得段階	保険料額
第1段階	
第2段階	
第3段階	
第4段階	
第5段階（基準額）	
第6段階	
第7段階	
第8段階	
第9段階	
第10段階	
第11段階	
第12段階	
第13段階	

8 低所得者の支援策

（1）保険料率の段階区分

介護保険料は、被保険者及びその世帯の住民税課税状況に応じて、●段階に設定しています。

（2）介護保険料の減免

災害等の特別な事情により、一時的に介護保険料が負担能力の低下が認められるような場合は、介護保険料の減免あるいは徴収を一時猶予されます。

（3）介護保険負担限度額の認定

市民税非課税世帯等の低所得者（利用者負担が第1・第2・第3段階）に該当する方は、介護保険施設、短期入所サービス及び地域密着型介護老人福祉施設の利用における食費・居住費（滞在費）等の負担について限度額が設定され、限度額を超える分は特定入

所者介護（予防）サービス費として補足給付されます。

（４）高額介護（予防）サービス費の支給

1割の自己負担が、一定の上限額を超えたときは、超えた分を高額サービス費として支給されます。また、所得によってその上限が減額され、負担が重くなりすぎないような仕組みになっています（ただし、居住費・食費・日常生活費等は含まれません）。

（５）高額医療合算介護（予防）サービス費の支給

介護保険と医療保険の1年間の自己負担額の合計が、限度額を超えたときは、超えた分を高額医療合算介護（予防）サービス費として支給されます。

（６）社会福祉法人等による利用者負担軽減

社会福祉法人が運営している特別養護老人ホーム等のサービスについて、法人が特に生計維持することが困難な低所得者に対して利用者負担を軽減した場合に、市がその費用の一部を公費で補う制度です。

（７）居宅サービス利用者助成（袖ヶ浦市単独事業）

特に生計を維持することが困難な低所得者が、訪問系居宅サービスを利用する場合に、利用者負担が軽減されます。

9 中長期的な推計

団塊の世代が75歳を迎える平成37（2025）年度は、高齢者人口のピークを迎え、それに伴い要介護認定者及び保険給付費も増大すると見込まれます。平成32（2020）年度及び平成37（2025）年度について以下のとおり推計されます。

	平成32（2020）年度	平成37（2025）年度
高齢者人口		
要介護（支援）認定者数		
介護給付費【標準給付費】		
地域支援事業費		
介護保険料基準額（月額）		

※ワークシートによる。

第6章 計画の推進体制

第1節 サービスの円滑な提供を図るための方策

1 介護給付実施体制の強化

適正な介護保険制度の運営とサービスの質の向上を図ることは、介護や支援を必要とする高齢者やその家族から強く求められています。このため、介護サービスを取り巻く環境の整備を進めるとともに、介護保険制度の普及や利用者保護の充実等、介護保険制度の維持・発展のための取り組みを進めます。さらに、保健・福祉サービスの円滑な提供を図るため、関係機関との連携を強化し、相互の情報共有を進め、常にサービスの向上と改善を進めていきます。

(1) 介護保険制度の普及・情報提供

介護保険制度の開始以来、介護保険サービスの認知度は向上していますが、引き続き「広報そでがうら」やホームページへの掲載、パンフレットの作成・配布、介護サービス事業者が行う研修の支援等により介護保険制度の普及を図り、市民への制度理解を進め、市民サービスの向上に努めます。

(2) サービスに関する相談体制の強化

市は保険者として、また利用者の最も身近な相談窓口として、相談や苦情に対して、適切かつ迅速な対応を行います。また、地域包括支援センターにおいて、居宅サービス計画や事業者との契約に関する相談に応じる等、総合相談体制を強化していきます。

(3) サービスの質の向上

介護支援専門員等に対して研修を実施するほか、サービス内容等の改善が必要な介護サービス事業者に対して適切な育成、指導に努めていきます。

あわせて、介護相談員が、サービス利用者宅や特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等の介護サービス提供施設を定期的に訪問し、サービスの質の向上を図ります。

2 地域包括支援センターの機能強化、地域ケア会議の推進

地域包括支援センターの新たな機能・役割を踏まえ、研修等の受講により資質向上に努めるとともに、業務量に応じた人員体制の強化、事業の評価方法についても検討します。

また、地域包括ケアシステムの構築の推進に向けて、認知症施策、在宅医療・介護連携の推進、及び地域ケア会議の推進を図り、ネットワークづくりや社会資源の整備、市民への啓発を行います。

第2節 介護給付の適正化

高齢者が増加していく中で、介護保険制度が信頼を得て、持続可能とするためには、不適切な介護サービスの削減に努めながら、利用者に適切なサービスを提供し、介護給付費や介護保険料の抑制に努めることが求められています。介護給付を必要とする受給者を適切に認定した上で、受給者が必要とするサービスを事業者が適正に提供するように介護給付の適正化を推進します。

1 要支援・要介護認定の適正化

認定調査要領の作成や認定調査に従事する認定調査員を対象とする研修を実施するほか、調査結果の検証を行う等、適切な認定調査の実施に向けた取り組みを行います。

また、千葉県と連携して、介護認定審査会委員の認定審査に関する知識の修得・向上のための取り組みを実施し、介護認定審査会の公正性及び公平性の向上を図ります。

2 ケアマネジメント等の適正化

千葉県の介護給付適正化計画と連携して、介護支援専門員の研修機会を充実し、利用計画（ケアプラン）のチェックを実施する等、ケアマネジメントの適正化を図ります。

3 事業所のサービス提供体制及び介護報酬請求の適正化

事業所からの介護報酬の請求が適正に行われているか、定期的に検査を行うとともに、利用者に対しても介護給付費を通知し適正利用を呼びかけます。また、不正事例が生じた場合は、千葉県との連携により、必要に応じた検査や指導を行います。

4 住宅改修等の点検

住宅改修に関する利用者自宅の実態調査や利用者の状態等の確認、福祉用具に関する利用者における必要性の確認等を行います。

第3節 事業の達成状況の点検及び評価

1 袖ヶ浦市介護保険運営協議会

介護保険事業計画や介護保険事業の運営上重要な事項について審議するため、学識経験者、市民代表、サービス提供者等から構成される「袖ヶ浦市介護保険運営協議会」を、市長の附属機関として条例で設置しています。

第7期事業計画の策定後も、同協議会を適宜開催し、様々な立場の委員からの幅広い意見をもとに、計画の達成状況や給付実績等のモニタリングを行い、事業計画及び事業の円滑な運営を推進していきます。

なお、「袖ヶ浦市介護保険運営協議会」は、地域包括支援センター運営協議会及び地域密着型サービス運営委員会を兼ねています。

2 計画の達成状況の点検と評価及び公表

本計画に基づく事業を円滑に推進していくためには、計画の進捗状況やサービスの利用状況等を定期的に把握するとともに、市民に速やかに公表し、市民の意見を反映させていくことが重要になります。

そのため、社会の情勢や市民の意向を踏まえながら、計画の効果的な推進に向けて適切な見直しを行っていきます。

介護保険給付においては、要支援・要介護認定者の状況を常に把握し、介護施設サービスや居宅サービス、地域密着型サービスの各サービスの利用状況、さらには介護サービス事業者の事業に関する意向等を確認しながら、次期計画の策定に合わせて計画の達成状況を点検・評価します。

3 事務・事業評価と事業の見直し

計画に基づく施策を総合的・計画的に推進し、実効性を確保するには、計画の進行状況の定期的なフォローアップが必要です。高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画を推進する関係課が中心となり、施策の計画目標をもとに、毎年の進捗状況を庁内で点検し、課題の整理や改善への取り組みを行います。その結果をもとに、PDCAサイクルでより効率的、かつ効果的な施策の推進を目指していきます。

資料編

袖ヶ浦市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画

発 行 平成30年 月

企画・編集 袖ヶ浦市福祉部介護保険課・高齢者支援課
〒299-0292 袖ヶ浦市坂戸市場1番地1

T E L (0438) 62-3158 (介護保険課)
(0438) 62-3219 (高齢者支援課)

F A X (0438) 62-3165

U R L <http://www.city.sodegaura.chiba.jp>

議題(2) 平成29年度指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の委託について

平成29年度指定介護予防支援業務の委託について、新規の委託事業所との契約締結を行うため承認を求めるものです。

平成29年度 指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務 委託事業所（追加分）

NO	契約日	事業所番号	事業所名	居宅介護支援事業所					運営主体			
				住 所	指定 取得	指定 更新	管理者	常勤 換算	法人名	代表者 役職	代表者	住 所
43	平成29年 11月16日 (予定)	1271102004	エルケア木更津ケアプラ ンセンター	木更津市大和2-4-1 VIOS木更津 B号室	平成26年 1月1日		佐野 英行	1	エルケア 株式会社	代表取締役	大麻 良太	大阪府大阪市北区中崎西 2-4-12 梅田センタービル25階
44	平成29年 11月16日 (予定)	1271101584	ケアプランセンターなな いろ	木更津市清見台2- 21-2	平成23年 9月1日	平成29年 9月1日	中條 浩子	1	合同会社 ちゅら玉	代表社員	中條 嘉隆	木更津市清見台2-21-2

議題（３） 地域密着型サービス事業所（定期巡回・随時対応型訪問介護看護）の整備支援について

１ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護とは

在宅の要介護者の利用者に対して、服薬や水分補給、食事、排せつ、医療措置や状態の観察などを、職員が毎日定期的または随時通報により利用者の居宅を訪問するものであります。いわば、訪問介護と訪問看護を一体的に３６５日２４時間体制でサービスを提供するものです。

２ これまでの経過について

第６期介護保険事業計画期間中（Ｈ２７～Ｈ２９）に、２事業所を整備する予定とし、県の補助制度を活用した補助金交付を行うため、各年度で公募を行うも応募事業者がいなかった状況でありました。

【第６期介護保険事業計画での公募状況】

年度	応募結果	備考
平成２７年度	応募なし	平成２９年度中の開設を目指した広域型特別養護老人ホームの公募にあたり、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の併設を必須としました。
平成２８年度	応募なし	定期巡回・随時対応型訪問介護看護の単独での公募を実施しました。

また、第７期介護保険事業計画策定にあたって、平成２９年５月下旬に市内において、介護サービスを提供している全事業所に対する、事業所アンケートを実施した中でも第７期計画期間中（Ｈ３０～Ｈ３２）に当該事業を実施する意向を示す事業者はいませんでした。

３ 今年度の整備支援について

上記のような状況の中で、社会福祉法人みどりの風より当該事業を今年度中に開始したい旨の意向が示されました。

つきましては、上記経過のとおり、公募や事業の意向確認を行っており、公平性が保たれていること、また、今期計画の最終年である本年度中の整備を進め、早期に市民サービスの向上を図る観点から、再度の公募は行わず、当該法人による事業所整備を進めることとしたい。

（次ページあり）

4 法人の概要

項 目	内 容
法人名	社会福祉法人 みどりの風
法人所在地	袖ヶ浦市下泉 1424-3
代表者氏名	理事長 武井 千尋
業務内容	・特別養護老人ホームみどりの丘(29名) ・(予防)通所介護デイサービスみどりの丘(10名) ・(予防)短期入所生活介護(空床型)(みどりの丘) ・特別養護老人ホームみどりの樹(29名) ・ショートステイみどりの樹(7名) ・小規模保育事業 A 型みどりの風保育園(19名)

5 事業所の概要

項 目	内 容
事業所名称	(仮称)みどりの風24時間対応訪問介護看護事業所
事業所予定地	袖ヶ浦市下泉 1426-1 (特別養護老人ホームみどりの樹 同一敷地内に事業所をプレハブで設置する)
開設年月(予定)	平成30年3月(予定)
事業内容	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業を一体型で行う。 ※一体型…一つの事業所で訪問介護と訪問看護サービスを一体的に提供するもの。対比として、連携型がある。

議題（４） 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）整備・運営事業者の公募結果について

１ 公募の概要

本市では、「袖ヶ浦市高齢者福祉計画・第６期介護保険計画」に基づき、介護保険サービスに係る基盤整備を進めており、市内において特別養護老人ホームを整備・運営する事業者を募集したものです。

項 目	内 容
開設年度	平成31年度中
整備事業者数	1事業者
定員	80人
日常生活圏域	市内全域

２ これまでの経過及び結果

平成29年5月1日から事業者の公募を開始し、6月1日から6月20日の事前協議申出書受付期間に4件の提出がありました。その後、7月10日から18日の公募書類受付期間に3件の提出がありました。この3件に対し、市職員による選定委員会において、8月6日の一次審査、8月16日の二次審査にて、社会福祉法人 永和会（鴨川市）を選定しました。

なお、8月下旬に選定結果についての通知及びホームページへの結果を公開しました。

項 目	期 間	受付件数
募集要項配布期間	平成29年5月 1日～6月20日	
質問受付期間	平成29年5月 1日～5月18日	2件
事前協議申出書受付期間	平成29年6月 1日～6月20日	4件
公募書類受付期間	平成29年7月10日～7月18日	3件

《過去の状況》

平成28年度に公募を実施

→1法人を選定後に辞退したため、県への協議までは進んでいません。

（次ページあり）

3 法人の概要

項 目	内 容
法人名	社会福祉法人 永和会
法人所在地	鴨川市南小町 809-1
代表者氏名	理事長 柳生 良雄(やぎゅう よしお)

4 施設の概要

施設名称	(仮称)特別養護老人ホーム 蔵波苑
開設予定地	袖ヶ浦市蔵波字ニノ堀 3037-1
開設年月(予定)	平成32年1月(予定)
施設内容	・特養:80床(ユニット型:50床、従来型:30床) ・ショートステイ:10床 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ・訪問介護事業所

5 今後の予定

1 1月から選定された社会福祉法人と千葉県との協議が始まり、順調に進めば、平成30年4月頃に補助金の内示が出される予定です。その後、施設開設の準備が進められ、老人福祉法に基づく認可及び介護保険法に基づく指定を受け、平成32年1月に施設を開設する予定です。